

# 立正大学史紀要

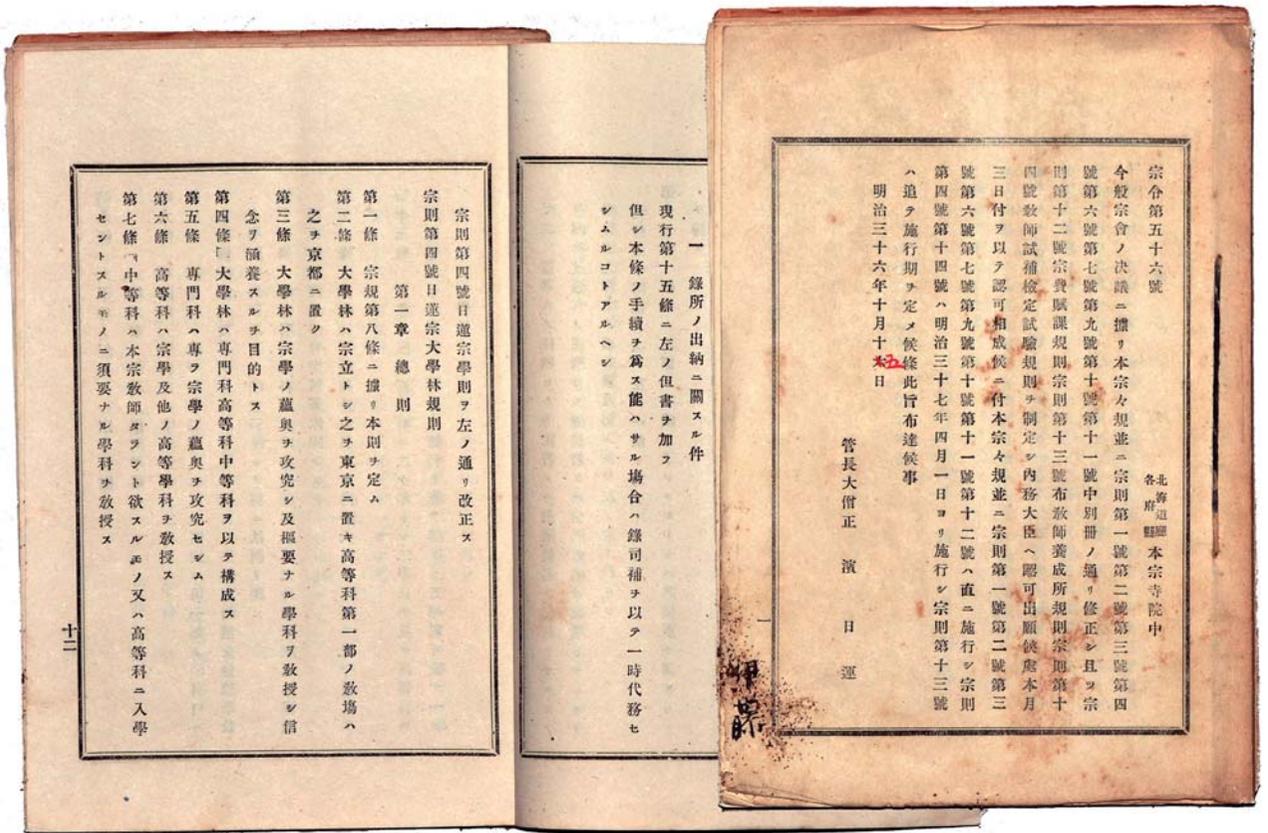
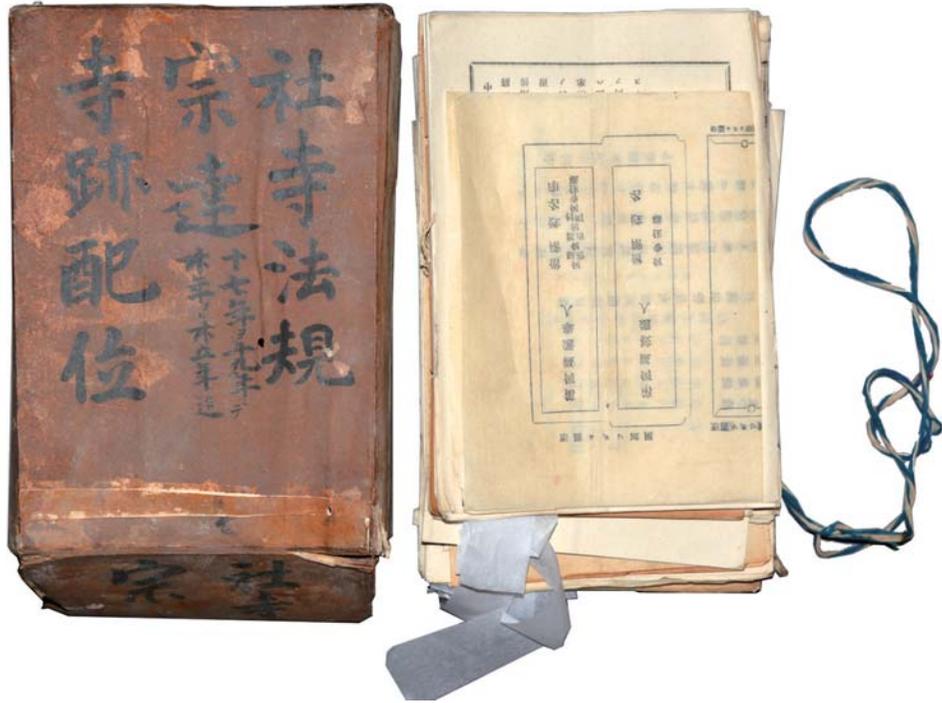
創刊号



表紙写真：辰野金吾氏設計による日蓮宗大学講堂〔1918（大正7）年〕

立正大学史料編纂室

日蓮宗大学林関係資料—本法寺所蔵資料を中心に—



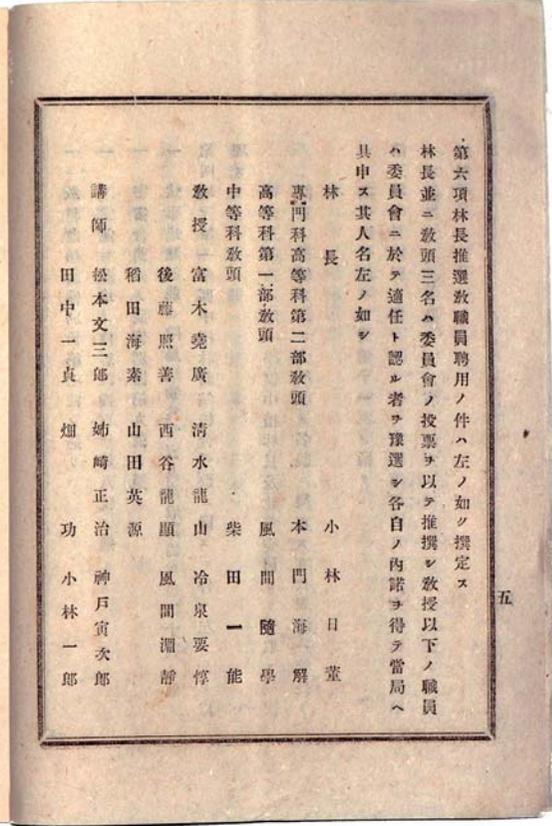
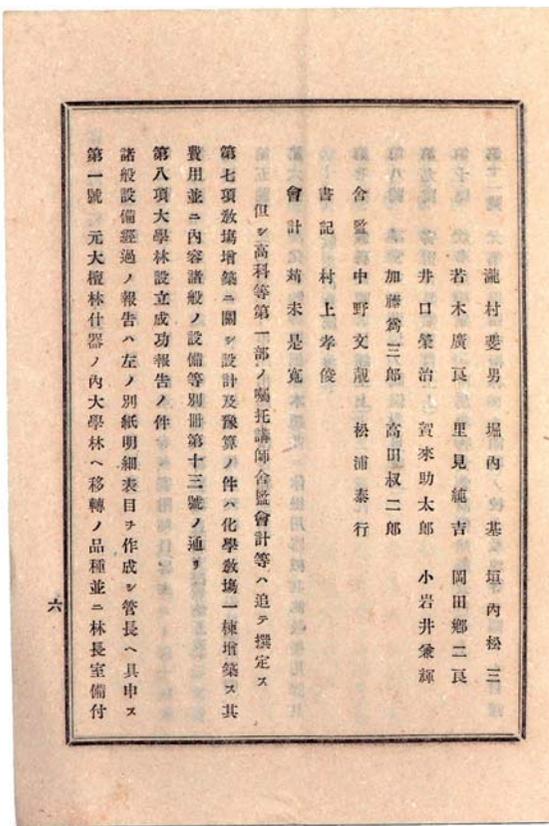
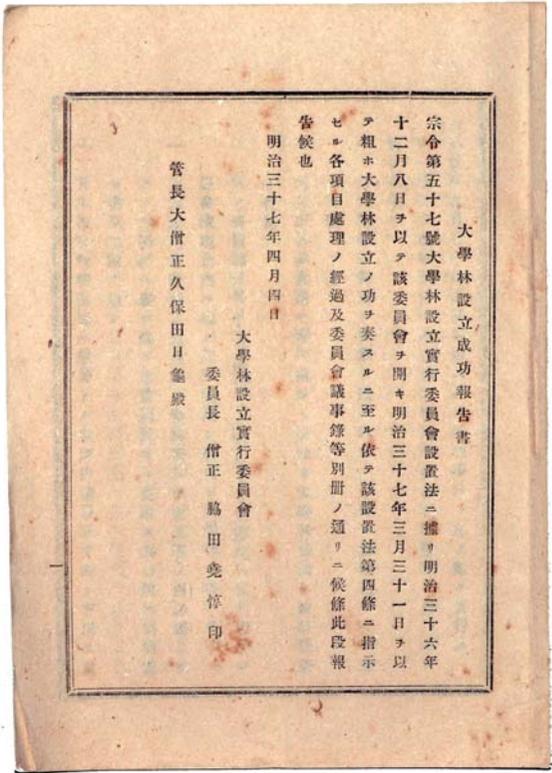
写真上：「日蓮宗大学林関係資料」を含む資料群（本法寺所蔵）

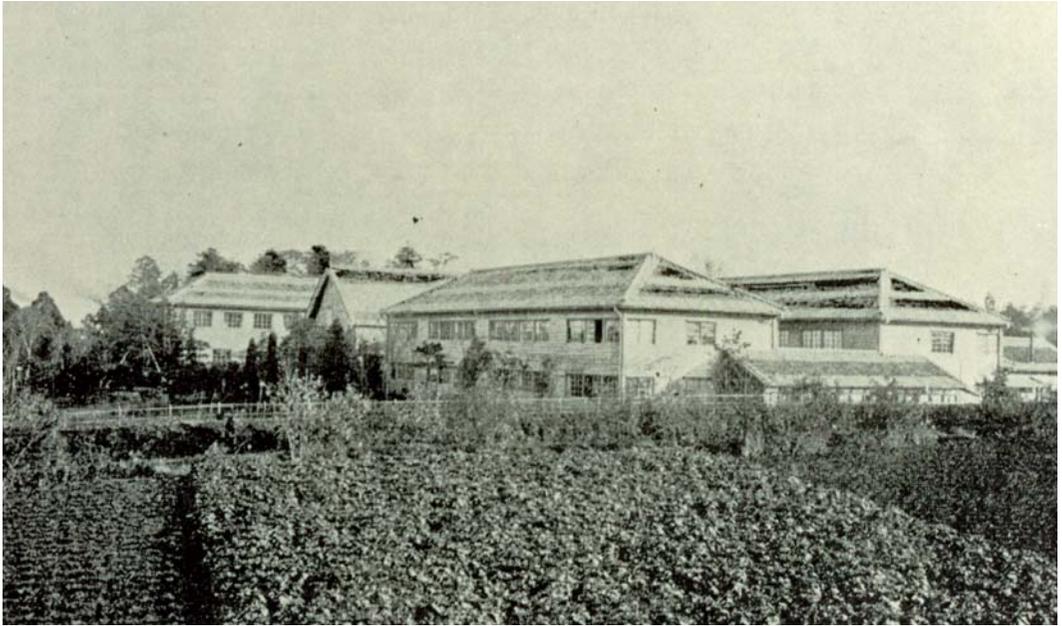
写真下右：「伊藤日修師旧蔵宗令布達綴」表紙（本法寺所蔵）〔本誌掲載《資料紹介》翻刻【資料一】より〕

写真下左：「日蓮宗大学林規則」第一章総則の部分（本法寺所蔵）〔本誌掲載《資料紹介》翻刻【資料一】より〕

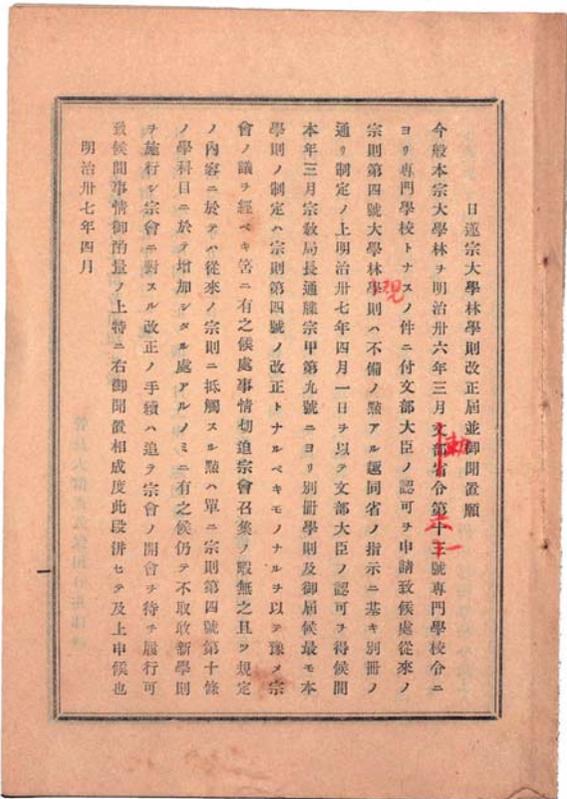


写真上右：「大学林設立成功報告書」表紙（本法寺所蔵）  
 [本誌掲載《資料紹介》翻刻【資料二】より]  
 写真上左：日蓮宗大学林設立委員会 前列中央が脇田堯悳  
 委員長、後に第4代学長（立正大学所蔵）  
 写真下：「大学林設立成功報告書」教職員撰定部分（本  
 本法寺所蔵）[本誌掲載《資料紹介》翻刻【資料  
 三】より]





写真上：開校当時の日蓮宗大学林学校舎（立正大学所蔵）  
 写真中：日蓮宗大学林学設立当初の教職員 前列中央が小林日董初代学長（立正大学所蔵）  
 写真下：「日蓮宗大学林学則改正届並御聞置願」表紙（本法寺所蔵）[本誌掲載《資料紹介》翻刻【資料三】より]



日蓮宗大学林学則改正届並御聞置願  
 今般本宗大学林学則改正届並御聞置願  
 ヲリ専門學校トナスノ件ニ付文部大臣ノ認可ヲ申請致候處從來ノ  
 宗則第四號大学林学則ヘ不備ノ點アル趣同省ノ指示ニ基キ別冊ノ  
 通り制定ノ上明治卅七年四月一日ヲ以テ文部大臣ノ認可ヲ得候間  
 本年三月宗教局長通牒宗甲第九號ニヨリ別冊學則及御届候最モ本  
 學則ノ制定ハ宗則第四號ノ改正トナルベキモノナルヲ以テ豫メ宗  
 會ノ議ヲ經ベキ筈ニ有之候處事情切迫宗會召集ノ暇無之且ツ規定  
 ノ内容ニ於テハ從來ノ宗則ニ抵觸スル點ハ單ニ宗則第四號第十條  
 ノ學科目ニ於テ増加シタル處アルノミニ有之候仍テ不取敢新學則  
 ヲ施行シ宗會ニ對スル改正ノ手續ヘ進テ宗會ノ開會ヲ待テ履行可  
 致候間事情御酌量ノ上特ニ右御聞置相成度此段併セテ及上申候也  
 明治卅七年四月

日蓮宗大學林學則

第一章 總則

- 第一條 宗規第八條ニ據リ本則ヲ定ム
- 第二條 大學林ハ宗立トシ之ヲ東京ニ置キ高等科第一部ノ教場ハ之ヲ京都ニ置ク
- 第三條 大學林ハ宗學ノ蘊奧ヲ攻究シ及樞要ナル學科ヲ教授シ信念ヲ涵養スルヲ目的トス
- 第四條 大學林ハ專門科高等科及中等科及別科ヲ以テ構成ス
- 第五條 專門科ハ專ラ宗學ノ蘊奧ヲ攻究セシム
- 第六條 高等科ハ宗學及他ノ高等ナル學術ヲ教授ス
- 第七條 中等科ハ高等科ニ入學セントスルモノ及本宗教師タラント欲スルモノニ須要ナル學科ヲ教授ス
- 第八條 大學林ノ經費ハ一宗ノ負擔トス

第二章 學科及修業年限

- 第九條 專門科ノ學科目ハ宗乘台乘ノ二科トス
- 第十條 高等科ハ第一部第二部ノ二種ニ區別シ第一部ノ學科目ハ宗乘餘乘宗教哲學トシ第二部ノ學科目ハ宗乘國語漢文哲學宗教學心理學倫理學教育學社會學審美學歴史外國語トシ隨意科トシ特別ニ法制經濟及体操ヲ課ス
- 第十一條 中等科ノ學科目ハ宗乘修身國語漢文外國語歴史地理數學博物物理化學圖畫体操トス
- 第十二條 大學林ノ學科課程及授業時間ヲ定ムル丁左表ノ如シ

日蓮宗大學林專門科學科課程及授業時間表

科目	日蓮宗大學林高等科第一部學科課程及授業時間表		
	學年	時間	每週
宗乘	第一	九	全
宗乘	第二	九	全
宗乘	第三	九	全
台乘	第一	全	全
台乘	第二	全	全
台乘	第三	全	全
卒業論文		二	四
計		二	四
科外			

科目	日蓮宗大學林高等科第二部學科課程及授業時間表		
	學年	時間	每週
餘乘	第一	九	全
餘乘	第二	九	全
餘乘	第三	九	全
宗乘	第一	八	全
宗乘	第二	九	全
宗乘	第三	一〇	全
哲學	第一	二	二
哲學	第二	二	二
哲學	第三	二	二
宗教學	第一	一	二
宗教學	第二	二	二
宗教學	第三	二	二
心理學	第一	三	全
心理學	第二	三	全
心理學	第三	三	全
比較宗教學	第一	二	二
比較宗教學	第二	二	二
比較宗教學	第三	二	二
計		二	四
科外			

写真上：「日蓮宗大學林學則」（本法寺所藏）〔本誌掲載《資料紹介》翻刻【資料三】より〕

写真下：「日蓮宗大學林學則」各科學科課程及授業時間表の部分（本法寺所藏）〔本誌掲載《資料紹介》翻刻【資料三】より〕

立正大学史紀要 創刊号 目次

創刊の辞

山崎 和海 2

《論文》

公職追放解除後の石橋湛山―教育者としての軌跡を中心に―(上)

早川 誠 5

立正大学における大学史関連資料群の目録記述

野崎 要 25

《資料紹介》 解題

京都本法寺と日蓮宗大学林関係資料について

安中 尚史 41

《資料紹介》 翻刻

本法寺所蔵「日蓮宗大学林関係資料」学則・関連法規篇

佐藤 康太 47

《講演会記録》

大学史づくりの経験から―中央大学百年史編纂事業を振り返って見て今思うこと―

中川 壽之 81

《余録》

野村耀昌編『立正大生活』

野沢 佳美 100

《彙報》

平成二十六年年度 史料編纂室業務記録(抄)

102

平成二十六～二十七年年度 立正大学史料編纂室運営委員一覧／立正大学史料編纂室専門委員一覧

立正大学史料編纂室スタッフ一覧

立正大学史料編纂室規程

## 創刊の辞

立正大学は、これまで『立正大学の百二十年』、『立正大学の百四十年』という、いわゆる「一二〇年史」「一四〇年史」を刊行し、そのつど本学に関する資料をさまざまに蒐集して参りました。それらの文書資料や物資料は、文書だけで三万五千点にも上ると推計されていますが、これらは二〇一四（平成二十六）年に開設された立正大学史料編纂室によって目録化が進められ、その作業は大詰めを迎えます。開設当初から史料整理を中心に行なってきた編纂室ですが、いよいよ今年度から研究紀要を発刊するに至りました。

本学は、一五八〇（天正八）年に教蔵院日生上人が日蓮宗の学徒の教育と日蓮宗学・仏教学の研究を目的として開設した飯高檀林を淵源とし、一八七二（明治五）年に開校してから今年（二〇一六年）で百四十四年を迎えました。日本の大学の中でも最も古い歴史と伝統を有する、人間・社会・地球に関する総合大学であります。

近年はグローバル化や少子高齢化などによって、日本における大学を取り巻く環境が日増しに厳しくなりつつありますが、ご存知のように社会から求められる大学の役割は以前よりもますます大きくなっており、本学でも「研究推進・地域連携センター」の設置をはじめ、さまざまな私たちで本学の保有する学術的資産の社会への還元に向けております。本編纂室も『立正大学史紀要』を創刊することにより、本学の歴史を広く一般に、しかも学術的成果をもって公開することが可能となります。このこともまた学術的資産の社会への還元につながるのではないかと考えております。

創刊にあたっては、中央大学で三十年以上の長きに渡って大学史の編纂に携わられ、今なお活躍されている中川壽之氏に、大学史編纂に関する貴重なご経験を講演いただいた講演録（平成二十七年 立正大学史料編纂室主催講習会での講演録）を掲載させていただきました。これから本格的に『立正大学一五〇年正史（仮称）』を編纂する我々にとって誠に気持ち引き締まるご講演であったと思います。また、本学法学部の早川誠教授からは、本学における中興の祖である石橋湛山先生についての研究を寄稿いた

いただきました。そして、本学史料編纂室の野崎要専門員からは本学の大学史やその資料に対するこれまで、な  
らびにこれからの取り組みに関する論文が寄稿されました。さらには、本学仏教学部の安中尚史教授と本学  
史料編纂室の佐藤康太専門員によって、本学の創設に関わった寺院に所蔵されていた本学関係資料の紹介が  
寄せられました。最後に、本学文学部の野沢佳美教授からも戦後直後に出版された『立正大生活』という本  
学の案内書についての紹介が寄せられています。

このように他大学の事例、本学重要関係者に関する研究、資料整理に関する研究、新出資料の本格的な紹  
介等、創刊にふさわしいラインナップとなったのではないかと感じております。

本紀要の発行が継続されることによって、『一五〇年正史(仮称)』への準備となることはもちろんのこと  
と、本学がこれまでいかなる目的で、どのような教育や研究を行ってきたのか、また近隣の方々とのよ  
うに関わってきたのかなど、現在まであまり研究が及ばなかった本学関係の歴史が遂次明らかにされ、それ  
らが本学を映す鏡となり、今後、百六十周年、百七十周年、……二百周年と、本学がどのような道を歩み、  
社会と共生していくべきかについて、一つの手がかりになると思います。

その大きな軌跡の第一歩として、二〇二二(平成三十四)年に本学は創立百五十周年を迎えます。今後、  
本学はさらなる高みを目指して、「オール立正」の精神をもって『一五〇年正史(仮称)』の編纂事業にます  
ます力を入れてまいります。『一五〇年正史(仮称)』の刊行は、現役の学生・教職員だけでなく、本学を卒  
業された方や退職された方、そのほか立正大学を思ってくださる皆さまにとって、本学がこの日本の中でど  
のような役割を担ってきたのかを見直す、本学にとって重要な事業となります。本事業には皆さまに今まで  
以上のご協力をいただくことになろうかと思えます。何卒、更なるご指導・ご鞭撻をお願い申し上げます。  
最後に、本紀要が、本学の歴史にとどまらず、広くわが国の高等教育史の研究にも貢献でき得るよう成長  
することを願って、創刊の辞といたします。

二〇一六(平成二十八)年三月

立正大学長 山崎 和海

## 公職追放解除後の石橋湛山

—教育者としての軌跡を中心に— (上)

### はじめに<sup>①</sup>

石橋湛山について、ジャーナリストや政治家としての業績は、しばしば言及され、また称揚もされることが多い。日本が戦争に向かう中で展開された平和主義的で「リベラル」な言論は、戦後の民主的な平和国家につながる源流とも目される<sup>②</sup>。また、戦後日本政治において自民党一党優位がしだいに確立されようとする中、自由主義陣営と社会主義陣営の間に調和をもたらそうとした石橋の政治構想は、独特の価値を持つ。

しかし、言論人や政治家としての功績の陰にあつて、教育者としての石橋については、十分に論じ尽くされているとはいいがたい<sup>③</sup>。石橋は、一九五二（昭和二十七年）年から一九六八（昭和四十三年）まで、立正大学の学長として大学経営および教育の任に当たった。就任は、石橋の公職追放が解除された翌年のことであり、総理大臣就任と病による辞任は学長在任中のことである。また、首相職こそ辞したものの、その後も石橋は学長職にとどまっており、その期間はいちように日中関係、日ソ関係の改善に尽力した時期と一致する。

つまり、石橋が政治家として活躍した時期の多くは、学長としての活動期と重なるのである。

石橋には学長として執筆した論考もあり、また石橋が進めた大学改革の実績も大学新聞や日蓮宗の各種資料などに記録されている。学長としての石橋の論考や業績と、同時期の政治家としての功績とを合わせて見ることによって、新たな石橋の一面を発掘することも可能であろう。実際、大学経営に関しては、政界とは異なる人脈が石橋と協調しており、その点が加わるだけでも石橋像はかなり豊かになると思われる。

以下では、『石橋湛山日記』の記述を時間軸に沿って追いながら、公職追放解除後、立正大学学長期の石橋の行動を多面的に描いてみることにしたい。

### 一、学長就任

二〇〇一（平成十三年）年に公刊された『石橋湛山日記』（下巻）の一九五二（昭和二十七年）年十二月一日の項には以下の記述がある。石橋の第十六代立正大学学長就任が決定した瞬間である。

早川 誠

「午後二時立正大学に赴く、新理事会。協議の結果森暁氏が財団〔学校法人立正大学学園〕理事長、予が大学長を引受く。大整理の要あり。」

同日記によれば、同年六月以降、立正大学および日蓮宗関係者はたびたび石橋のもとを訪れて学長就任を要請しており、石橋としても新理事会が開かれるまでには就任の覚悟と就任後のヴィジョンはかなりの程度まで整っていたことであろう。新理事長の森暁（もり・さとる、一九〇七（明治四十）年—一九八二（昭和五十七）年）は、日本冶金工業や昭和電工の社長を務め、千葉工業大学の経営にも携わった実業家であり、戦後の石橋にとっては同じく自由党に籍を置く政治家仲間でもあった。<sup>4</sup> 森の父であり、粗製ヨード製造（海藻の<sup>5</sup>かじめ<sup>6</sup>を乾燥させてあぶり焼きしたヨード灰からヨードを抽出する、いわゆる<sup>7</sup>かじめ焼き<sup>8</sup>）を手始めに後には昭和電工を立ち上げた森コンツェルンの総帥森蠹昶（もり・のぶてる、一八八四（明治十七）年—一九四一（昭和十六）年）と石橋が友人であったことに加えて〔座談会での同席については『石橋湛山全集』第十五巻、東洋経済新報社、所収の「座談会記録」を参照<sup>5</sup>〕、石橋が一九四六（昭和二十一年）年に学識委員を務めた神奈川県議会議調停委員会で森暁が資本案委員であったこともあり、石橋とは親しく言葉を交わす仲だったようである〔「応接間のひととき—森理事長邸」『立正学報』第三巻第二号、一九五八（昭和三十三年）年〕。

なお、森家は今の千葉県勝浦市、JR東日本外房線の鵜原駅と上総興津駅の間にある守谷の集落の出である。この地は日蓮生誕の地である安房小湊に近く、日蓮信仰が盛んで、森家も日蓮宗とは縁

が深い。森蠹昶は子供のころ、近在の日蓮宗本寿寺へと通う道すがら、日蓮一代記とともに「われ日本の柱とならん、われ日本の大船とならん」と祖母のきよからくり返し聞かされた。蠹昶が長じた後には、今度は曾孫の暁らが、きよの昔話の聞き手となった。『森蠹昶伝』は、「非常に熱心な日蓮宗の信者であった」きよの「一にも二にも日蓮さんの昔ばなしによる宗教教育」について、「彼女のその楽しみは、その後孫どもが成人してからはひきつづいて蠹昶の子供たちすなわち彼女の曾孫に当るところの暁、満枝、茂、清、睦子、美秀にまでおよび、大正十四年二月彼女が八十八歳をもって他界するまで連綿として継続された」と伝えている〔『日本財界人物伝全集 第十八巻 鈴木三郎助伝・森蠹昶伝』東洋書館、一九五四（昭和二十九）年、七二—七五頁および九二頁。「睦子」は、三木武夫元総理大臣夫人の三木睦子である<sup>6</sup>〕。さらに木村毅は、森暁の依頼で執筆した森蠹昶の伝記的小説『白い石炭——森蠹昶の人とその事業』（四季社、一九五三（昭和二十八）年）の中で、「本壽寺といふのは、濱七ヶ寺の一つと云はれた日蓮宗の名刹で、この七ヶ寺が年一回の廻りもちで諷誦文を唱へる時には、下總中山の法華経寺、池上の本門寺、又遠くは身延の本山や静岡、名古屋の方から名僧が来て説教があるので、近郷近在の善男善女がその聴聞に押しかけ、寺の門前には露店が設けられる程の賑はひを呈する。そしてその時の名僧は、村では一番の物持ちの森家を宿とするのが恒例となつてゐた（七六頁）と記している〔森蠹昶をモデルとした城山三郎の小説『男たちの好日』日本経済新聞社、一九八一（昭和五十六）年、および新潮文庫、一九八八（昭和六十三）年も参照。同書は、なが

いのりあきによって漫画化もされている。森轟昶については他に、『国史大辞典』第十三巻、吉川弘文館、一九九二（平成四）年にも記載がある。財界および日蓮宗と深いつながりを持つこの森暁を筆頭として、新理事会や大学事務局には政財界から広く石橋の知己が集められ、一九六〇年代にかけて立正大学の経営を担っていく。

後に詳しく見ていくが、こうした「経営陣」としての理事会構成は、第二次世界大戦の戦火によって被災し、財政面で危機的な状況に陥った大学の苦境に対応するものであった。校舎の多くを失い、日蓮宗からの補助金の支出も困難となり、さらに戦後のインフレもあって「学校財政は、メチャクチャになった」（斎藤栄三郎「立正大学学長としての功業」『自由思想』第三十三巻、石橋湛山生誕一〇〇年記念特集号、石橋湛山記念財団、一九八四（昭和五十九）年九月号、九七一—一〇四頁所収）というのが、新しい経営陣の共通理解であった。一九九二（平成四）年に刊行された立正大学の百二十周年史である『立正大学の二二〇年』によれば、石橋の一代前の学長の選任基準として理事会は、「復興を強力に推進しうる人」、「学長としての学識徳望を備えた人」という条件の他に、「毎日出勤しうる人」、「学内より人選すること」といった条件を提示している（六十六頁）。以後、同書は『二二〇年』と略記する。復興推進や学識徳望は良いとして、後半の条件に固執していたならば、一九五一（昭和二十六）年の公職追放解除後、自由党鳩山派の主要メンバーとして多忙を極めていた石橋の学長就任はありえなかつたはずである。つまりこの時期の立正大学は、前代の学長選任基準を事実上撤回して学内の人材による自力での再建路線を放棄し、学外有力者の助力

を仰ぐ経営重視路線へと明確に舵を切った、ということになる。

石橋自身も、大学の状況と就任要請に至る経緯について、十分過ぎるほどに自覚的であった。学長就任後一年ほどたってから『大崎学報』一九五三（昭和二十八）年十月十二日号に寄稿した「宗祖に帰れ」の中で、石橋は以下のように冷静な筆致で学長就任に際しての心境を記述している。長くなるが、石橋の学長就任については基本となる記録なので、一部を引用しておきたい。なお、『大崎学報』は、日蓮宗大学林（立正大学の前身）同窓会誌（大正から昭和七年までは在学生組織が「同窓会」、卒業生組織が「校友会」、旧専門部卒業生の組織が「橘会」の名称だったとのことなので、注意が必要である。野村耀昌編『立正大生活』現代思潮社、一九五三（昭和二十八）年、九三頁）として一九〇四（明治三十七）年十二月に創刊され、現在は立正大学仏教学会機関誌とされている（立正大学仏教学部ホームページ <http://bukkyo.orissho.jp/research/index.html>、二〇一一（平成二十三）年八月十一日閲覧）。

「だが、それよりも私の心を強く打つことは、なぜ今ごろになって、宗門は私に、かような地位を与えたか—いな与えざるをえなかつたか—の問題である。私はいかにヒキ目に解釈しても、これが宗門の隆盛を物語るものであるとは思えない。また宗祖の説かれた異体同心の教訓に従って、この際あらゆる人材をその大小にかかわらず糾合し、立正安国の聖業を推進しようとの大いなる企画から発したものだとも思えない。もとより私の教育者としての、あるいは宗教家としての本質的価値が高く買われたわけでもない。要はただ本学の経営が、きわめて困

難に陥った、そこで私のごときものでも、いささか世俗的位置があるから、これを利用したならば、あるいは、この危機を切り抜けようかとの、はなはだ浅薄な御都合主義から出たのが、すなわち私を起用した理由であったと想像する外はない。もし私のこの判断が誤っていたら申しわけがない。深くおわびしなければならぬが、おそらく私は誤っていないであろう。」

引用部分だけでは誤解を招きやすいので、関心を有する向きはぜひとも全文を参照していただければと思うが、『石橋湛山全集』第十四巻、五一八―五二〇頁にも収録されている<sup>8)</sup>、いづれにしても石橋が自分の置かれた状況を冷静に把握していたことがうかがわれる。とはいえ、というよりも把握していたからこそ、石橋は単なる経営者にとどまろうとはしなかった。政治家として多忙を極める中、大学経営に加えて教育の理念にまで踏み込もうとする石橋の姿も、史料の随所に見え隠れする。以下では、『二〇年』以後に単行本として公刊された『石橋湛山日記』<sup>9)</sup>ただし、編集を加えられた形では、一九七四（昭和四十九）年から一九八〇（昭和五十五）年にかけて、単行本および機関誌『自由思想』への掲載の形で、既に石橋湛山記念財団により公刊されている<sup>10)</sup>を基本としつつ、立正大学長期の石橋の足跡をたどってみたい（「石橋湛一・伊藤隆編『石橋湛山日記』みず書房、二〇〇一（平成十三）年は、以後『日記』と略記する。また、『自由思想』第百六号、石橋湛山記念財団、二〇〇七（平成十九）年三月、三五頁には、「『石橋湛山日記 昭和二十―三十二年』正誤表」が掲載されている<sup>11)</sup>）。

## 二、政治家としての出発

立正大学が石橋に学長就任を要請した背景には、政治家としての名声と人脈があると思われるので、その点から振り返ってみよう。戦前から『東洋経済新報』で経済ジャーナリストとして健筆を揮っていた石橋ではあるが、全国的に名声を博したのは、戦後に第一次吉田内閣の大蔵大臣を務めてからのことだった<sup>8)</sup>。実際、石橋は一九四六（昭和二十一年）四月の総選挙に東京二区から出馬しているが、「石橋湛山などといっても、そのころ、まだ知っていてくれる人は少なかった」と本人も認める通り、落選している（『湛山回想』岩波文庫、一九八五（昭和六十）年、三二七頁。以後『回想』と略記する。『湛山座談』岩波同時代ライブラリー、一九九四（平成六年）、六二頁、の「東京第一区」との記述は誤り。以後『座談』と略記する。なお、この時の選挙演説原稿は、国立国会図書館ホームページ上で見ることができる。http://www.ndl.go.jp/modern/img\_t/103/103001k.html 二〇一（平成二十三）年八月十一日閲覧<sup>9)</sup>）。しかし、石橋の大蔵大臣就任は選挙の当落にかかわらず鳩山一郎によって予定されていたものであり、鳩山が公職追放となった後も、その構想は吉田茂総理大臣によって維持された<sup>10)</sup>。かくして、一九四六（昭和二十一年）五月二十二日から一九四七（昭和二十二年）五月二十四日までの約一年間、大蔵大臣となった石橋は、石炭増産問題や終戦処理問題、二・一ゼネストへの対応にあたる。この間の功績は、一九四七（昭和二十二年）四月総選挙静岡二区でトップ当選したことでわかる通り、国民から一定の評価を得たよ

うである。<sup>11)</sup>

このように政治家としての足場を固めつつあった石橋であったが、不幸にも『東洋経済新報』での議論が戦争を助長するものであったとのGHQの判断により、同年五月公職追放となつて、政治家としての経歴の中断を余儀なくされてしまう。なお、GHQの公式見解はともかく、公職追放の真の理由については明らかではない。いずれにしても、石橋に対する公職追放が適切とはいえないという点で、研究者の見解はおおむね一致している。

### 三、政界復帰から学長就任へ

石橋の公職追放解除が発表されたのは一九五二（昭和二十六）年六月二十日のことである。四年を超える隠忍であった。解除当日の日記には「本日午前追放解除発表、三木武吉氏も共なり。たゞし鳩山氏は個人審査の部に入れらる」と、鳩山派の盟友の情報とともに、淡々と事実のみが記載されている。

政界復帰後最初の役職は、吉田茂総理から委嘱された政令諮問委員会委員であった（『日記』上、一九五二（昭和二十六）年六月二十一日<sup>12)</sup>）。鳩山の政敵である吉田からの依頼ということもあって、六月二十一日の日記では就任を躊躇する様子も見られる。だが、直前の六月十一日に脳溢血で倒れていた鳩山の復帰を待つ意味もあり最終的には就任を引き受け、翌年の三月まで委員としての職責を果たしていく（『日記』上、一九五二（昭和二十六）年七月三日、および読売新聞同年同夕刊一面）。

病の鳩山も一九五二（昭和二十六）年八月六日に追放解除となり、

また翌一九五二（昭和二十七年）年六月十五日には石橋の「まったく僕だけの企て」によつて鳩山の病氣回復を祝う猿狩りパーティーが催された（『座談』一二七―二八頁）。第三次吉田内閣に対する鳩山派の巻き返し、徐々にではあるが準備されつつあったのである。

『日記』を見る限り、立正大学が学長就任を公式に依頼し始めるのはちょうどこの時期、一九五二（昭和二十七年）年の半ばである。これ以前にも非公式に話題が出たことはあったのかもしれないが、いずれにしても、石橋の学長就任は、自由党内の権力闘争が激化していく時期に完全に一致している。そのため、学長としての石橋の行動が、政治活動の多忙さによつて制約されていることに注意しておかなくてはならない。

『二〇〇年』によれば、一九五二（昭和二十七年）年五月二十一日、理事会は飯沼龍遠前学長の辞表を受理し、望月桓匡理事を学長事務取り扱い、坂本幸男仏教学部教授を総務部長事務取り扱いとして、次期執行部の選考作業に入っている（『二〇〇年』六七頁）。これを受けて『日記』の一九五二（昭和二十七年）年の記録をたどると、前記の「猿狩り」前日である六月十四日を含めて、立正大学の名を明記する以下の三つの記述が見いだされる。

六月十四日

「山口喜久一郎代議士来社。みかん持参、かつ立正大学のため私に出馬せよと言う。」

六月二十一日

「右終わりて二時半ごろ経済倶楽部。望月日雄及び望月（桓匡）（柴又）両師来談、立正大学長を引受けくれとの事。」

六月二十二日

「午後帰宅。原稿執筆のつもりなりしも昼寝。午後六時より山口喜久一郎氏の依頼にて田中家に赴き、身延の増田宣輪氏と会見、立正大学の件。全財団〔学校法人立正大学学園〕の理事になることを承諾。」

登場人物について、若干見ておきたい。山口喜久一郎〔やまぐち・きくいちろう、一八九六（明治二十九）年—一九八一（昭和五十六）年〕は長崎県出身、和歌山県議会から叩き上げた自由党の政治家で、当時の第三次吉田内閣では一時期賠償庁長官、後に行政管理庁長官や北海道開発庁長官を務め、一九六五（昭和四十）年には第五十二代衆議院議長に就任している。一九四五（昭和二十）年の自由党発足時には山口は筆頭副幹事長の地位にあったということなので、翌年の国政選挙に出馬した石橋とも交流が生じたことであろう。また、山口の父である喜太郎はもともと海軍士官であったが、日清戦争で負傷、除隊し、海軍の御用商人として佐世保で山口商店を繁盛させていた。しかし結核を患った喜太郎は、妻のしげともども日蓮宗に帰依し、「佐世保郊外、本興寺の庫裏座敷など一式建立」したり、一九四二（昭和十七）年のいわゆる翼賛選挙ではしげが喜久一郎の当選を願って身延山に参籠するなど、両親ともに熱心な信者だったようである（『私の履歴書』第二十九集、日本経済新聞社、一九六七（昭和四十二）年、および『政治家人名事典明治〜昭和』日外アソシエーツ、二〇〇三（平成十五）年）。

望月桓匡（日滋）は既に見た通り当時の学長事務取り扱いだだが、「柴又」というのは葛飾柴又の題経寺（映画『男はつらいよ』でも

有名になった葛飾柴又の帝釈天）住職の意である。一九〇一（明治三十四）年生まれで、東京帝国大学文科印度哲学科を卒業しており、立正大学でも教鞭を取っていた。題経寺十七世となったのは一九三九（昭和十四）年。本堂修繕や庭園の造成、題経寺付属のルンビニ幼稚園の設立などに尽力した。余談になるが、『男はつらいよ』で題経寺住職である「御前様」を演じた笠智衆は、衣装として身につけた袈裟について、本物を寺から借用したと述べている。映画第一作冒頭、帝釈天の祭りで御前様と寅次郎が久々の再会を果たすシーンがあるが、その際に笠が着用しているのが、望月も着用していたであろうその袈裟であると思われる（「こんには御前さま」『キネマ旬報男はつらいよ大全集』一九七一（昭和四十六）年一月十日増刊号。なお、同号の「寅さん随想」のコーナーに、望月による「御神水のごりやく」と題した短いエッセイが掲載されている。寅さんの口上に「帝釈天で産湯をつかい」と述べられる、境内入って左手の御神水についての一文である）。その後、一九七四（昭和四十九）年に望月は題経寺住職を退き、身延山久遠寺八十八世法主となる（日蓮門下仏家人名辞典編集委員会編『明治・大正・昭和日蓮門下仏家人名辞典』国書刊行会、一九七八（昭和五十三）年。以下、日蓮宗関係者の基礎情報は基本的に同辞典による）。

望月日雄は日暮里にある善性寺の住職で、後に述べるが湛山にとって少年期山梨時代の育ての親である望月日謙の息子であり、その日謙が一九一三（大正二）年から務めていた善性寺住職を一九二九（昭和四）年に継いでいた。なお石橋家の法要等は日雄によって多くおこなわれていたことが、『日記』に記載されている。日雄は

一八九七（明治三十）年生まれで、東洋大学文学部印度哲学科を卒業、一九七二（昭和四十七）年には身延山久遠寺八十七世法主ならびに身延山短期大学学長となり、山口家が関係した佐世保の本興寺へも親教をおこなっている。

増田宣輪（日遠）は一八九三（明治二十六）年生まれ、当時の大学前理事長で、立正大学の前身である日蓮宗大学に学んでおり、一九五七（昭和三十二）年には身延山久遠寺第八十五世法主の地位に上る。戦後の宗門行政において枢要な地位を占めた実力者ではあったが、その手法等への反発も強く、宗門運営が安定を欠く一因と見る向きも少なくなかったようだ（読売新聞一九五三（昭和二十八）年一月六日朝刊六面「危機に立つ日蓮宗」）。なお、増田は熊本出身で、六歳の時に佐賀三日月村勝妙寺日具に就き得度しており、長崎の山口家とは地理的に近い位置にあった。山口喜久一郎も佐賀県の鹿島中学に通うなど、当時は長崎と佐賀に「地理的な一体感があった」（『私の履歴書』前掲）ということなので、山口と増田との関係には、出身地も関連しているかもしれない。

また、日記に直接の記述はないが、小野光洋をはじめ、立正大学に関連する山梨県出身者の集まりも、石橋就任の原動力の一つであったという（「立正大学百四十周年記念座談会」第一回。立正大学百四十周年をめぐる座談会は、二〇一一（平成二十三）年十二月五日月曜日午後三時から午後五時と同月十二日同時刻の二回にわたって、小畑文誠史料編纂室課長の司会により、第一回には渡辺賢陽元学長、高村弘毅前学長、北尾義昭元常任理事、富田浩徳元寮監・元池上学寮寮長・法界寺住職、第二回には高村前学長、三村欣

市元総務部長、富田元寮監の出席をいただき、大崎キャンパス十一号館第5A会議室でおこなわれた。以下、「座談会」と略記）。小野光洋（おの・こうよう、一八九八（明治三十一）年―一九六五（昭和四十）年）は、山梨県生まれで一九二四（大正十三）年日蓮宗大学本科卒業、一九二八（昭和三）年立正大学文学部哲学科卒業。立正大学在学中、師である馬田行啓（うまだ・ぎょうけい、一八八五（明治十八）年―一九四五（昭和二十）年）とともに立正幼稚園、立正裁縫女学校からなる立正学園（現在の文教大学学園）を、立正大学からほど近くに設立した。小野は、一九四二（昭和十七）年執筆の「回顧と展望」において、立正学園創建当時を次のように語っている。

「昭和二年九月一日には立正大学社会問題研究会及び日蓮主義普及会共同事業として、教育と相談すなはち社会事業と教育事業とを兼営する目的のもとに立正学園なるものを西大崎（当時桐ヶ谷）に設け、教育事業としては立正裁縫女学校と称する裁縫塾と立正幼稚園とを開設し、社会事業としては法律、人事、職業、健康等の相談部を置いたのです」（文教大学学園ホームページ「学園資料室から」<http://www.bunkyo.ac.jp/gakuen/history/dataroom.htm# 2011>（平成二十四）年三月六日 閲覧）

また、『立正学園創立三十五年史』に執筆された「回顧と展望」〔小野光洋先生追憶誌編集委員会編『小野光洋先生——私学人としての足跡』立正学園、一九七一（昭和四十六）年に再録〕では、以下の記述も見える。

「そこで先生は、昭和二年四月か五月に病床にある私に、予て企画していた学園創立の希望と両会の事業とを結びつけて蹶起を促した。そこで私は病床を蹴り、体温計を捨て、一切の薬餌を離れてこの事業に生命をかける決意をした。そこで昭和二年七月、池上線桐ヶ谷駅前、池貝鉄工場主池貝庄太郎氏所有の木造二階建延坪一二〇、土地二〇〇坪位のを借入れ、此処に立正学園の看板を掲げたのである。」(一〇八頁。「先生」は馬田行啓、「両会」は日蓮主義普及会と社会問題研究会だが、ここでは社会問題研究所とされている。)

いづれ戦後にこの立正学園もまた経営危機に陥るのだが、それを契機として石橋と小野は深い親交を結んでいくことになる。それについてはあとで述べることとしよう。

これら、日蓮宗や山梨県出身者を中心とした人脈が石橋の学長就任の橋渡しをし、日記を見る限りで数回の関係者との会合を経た後に、本章冒頭に述べた通り、十二月一日に新理事会で学長就任が決定した。

この間、政治的にも大きな動きがあった。吉田茂と鳩山一郎との間には、鳩山の政界復帰後に吉田から政権を禅譲するとの約束があったとされる〔石田博英『石橋政権・七十一日』行政問題研究所、一九八五(昭和六十)年、五八頁〕<sup>14)</sup>。しかし、一九五二(昭和二十七年)年七月には吉田は政権を譲る意思がないことを明確にし、このため自由党内での吉田派と鳩山派の対立は決定的となる。吉田は八月に、選挙準備が整っていない鳩山派へ打撃を与えるため衆議院のいわゆる「抜き打ち解散」をおこない、さらに選挙期間中の九

月二十九日には鳩山派の石橋と河野一郎を自由党から除名した。十月一日投票の衆議院選静岡二区において、石橋は社会党の勝間田清一に次ぐ二位で政界復帰後初の議席を獲得したものの、十二月十六日まで除名は取り消されない。これに対し鳩山派は十月二十四日、吉田政権の打倒を目指して自由党民主化同盟(民同)を結成している。石橋が学長を引受けた十二月一日の日記にも、大学理事会後の午後五時半から経済倶楽部で民同の総会が開かれた旨の記述が見える〔経済倶楽部については、『回想』二七〇―二七九頁を参照〕。石橋の学長就任を伝える読売新聞一九五二(昭和二十七年)年十二月二日朝刊七面の記事「衣をつけた湛山氏 立正大学学長に」でも、『親爺も立正の学長だったヨ、長い事ごたついていたあの大学を建直してくれと懇望されてやむを得ずなったのサ、ちっぽけな大学だが古く歴史のある学校だから、ここでゲンと建て直して人材を教育するのもいい仕事だヨ』民同派の連中を集めて一席ぶつたそのあとだけにオミキの入った赤ら顔をテラテラさせながらの気焰である」と、会合直後のほろ酔い加減で取材に応じる石橋の姿が記録されている。このように、石橋の学長としての職務は、吉田政権打倒の動きが加速する激動期に始まったのであった。

#### 補章一、馬田行啓と小野光洋

ここでやや回り道となるのだが、馬田と小野について補足的に説明を加えておきたい。というのも、馬田は日蓮宗大学から立正大学への昇格運動の中心人物であり、小野も一九六〇年代初頭の立正大学の経営危機の中で請われて理事長に就任するなど、大学史に記さ

れるべき重要な役割を果たしている。さらには、馬田から引き継がれた小野の圧倒的な行動力が、狭くは石橋学長下での理事長就任、広くは石橋から示唆を得た日本の私学振興政策策定に結実していると考えられるからである。

馬田は一九〇五（明治四十二）年に早稲田大学哲学科を卒業、翌年には同研究科宗教科を修了し、日蓮宗大学や早稲田大学で教鞭をとった後、一九一九（大正八）年に日蓮宗大学教授兼同中等科教頭に就任している。一九一八（大正七）年公布の大学令に基づく一九二四（大正十三）年の立正大学への昇格については、文部省への日参や校舎の建築の監督など、実務面で実質的な責任者の役割を果たした。馬田自身の談によれば、時の総理大臣清浦奎吾にも首相官邸で直談判に及んだそうである（馬田行啓「昇格問題及び校舎建築の経過概要」浅井要麟編『希望と回顧』立正大学同窓会、一九二四（大正十三）年、一五七―一八五頁）。馬田のもともとの専門は仏教思想史であるが、思索にとどまらず社会一般での活動を重視する日蓮主義も自身の思想に組み入れており、仏典研究や訓話のみに特化した教学では不十分として、日蓮教学の「実践性」を強く主張していた（馬田行啓『新時代の日蓮主義』大東出版社、一九三八（昭和十三）年）。本学の大学昇格に取り組んだ馬田の情熱も、実社会に働きかける実践性の強調に基づいたものであっただろう。実際、小野が記している社会問題研究会と日蓮主義普及会は、前者が大学教員と学生中心の、後者がさらに一般の方々を加えた組織で、大学構内にとどまらずさまざまな社会活動を行っていたようだが、双方とも「馬田行啓先生を盟主としていた」という「両研究会の概要につ

いては、「研究会・学友会・同窓会」遠山潮徳編『吾等の大学』立正大学同窓会、一九二八（昭和三）年、九頁、一二頁、および「回顧と展望」『小野光洋先生』前掲、一〇八頁を参照）。

大学昇格時、文学部に社会学科が設置されたことについても、馬田の意向が強い影響を持ったと考えられる。『立正大学文学部五十年の歩み』には以下の記述がある。「すでにこの時期において、社会学科がいち早く、仏教関係大学である本学において設立されるにいたったことについてはそれなりの理由があった。すなわち、立正大学の前身者としての「日蓮宗大学林」時代から、諸学に魁て新時代の開拓的役割を果たすものとして「社会問題研究会」が設置されていた。たまたま大正十二年九月一日に勃発した関東大震災にあたって、この研究会が都内の多くの罹災者の援助、救済にあたり大活躍をしたが、この功績に対し東京都（当時は東京府）から感謝状と金一封が贈られたといわれている。このような社会的に貢献する活動の理論と実践の基礎を学ぶ学科として、社会学科が誕生したのであった。この誕生にいたる過程において、反対者をよく説得して具体的実現にまでこぎつけた功労者は、馬田行啓教授であったときいている」（『立正大学文学部論叢第五十五号別冊 文学部五十年の歩み』立正大学文学部、一九七六（昭和五十一）年、一四二頁。該当部分執筆者は森永松信文学部教授）。

なお、『二二〇年』では社会問題研究会の創立時期は不明とされているが（五〇頁）、坂本泰護「学園創立の当初」（ここの「学園」は「立正学園」）には「私が立正大学社会学科三年のとき、社会問題研究会の総務になったが、昭和三年がその創立十周年に当り、私

共卒業期なので何か記念事業をしたいと考えた」とある（『小野光洋先生』前掲、七七頁）。この記録に従えば、同会の創立は日蓮宗大学時代の一九一八（大正七）年ということになるだろう。また、日蓮主義普及会については、読売新聞一九二七（昭和二）年四月二十九日朝刊三面に、前日の二十八日に発会したとの記事が見える。

小野による立正学園創設も、馬田の主張する実践的な日蓮教学を具現化したものであったと考えられる。学園創設の場所は桐ヶ谷駅前とされているが、現在の池上線に桐ヶ谷駅は存在しない。同駅は一九二七（昭和二）年に開業したものの、空襲による被災で一九四五（昭和二十）年に営業休止に追い込まれ、一九五三（昭和二十）年に廃止された（「まぼろしの桐ヶ谷駅」品川区ホームページ、<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/hp/page000001300/hp000000124.htm>、二〇二二（平成二十四）年一月二十日閲覧）。今、立正大学品川キャンパスの正門から峰原坂を登ってしばらく進むと、十分とかららずに百反通りに突き当たる。その信号を右折すると間もなく、第二京浜国道の直前で池上線をまたぐ桐ヶ谷跨線橋にたどり着く。そこから右手の五反田方面、大崎広小路一号踏切までの間の線路部分に、かつて桐ヶ谷駅があった。現在もそこだけ線路横の幅が広く、「まぼろし」の駅の痕跡をとどめている。当時の地域の様子を描いた『新区内町界町名整理案図』（出版社不明、一九三二（昭和七）年）の大崎町地図を見ると、この駅の南東方面直下、二〇二二（平成二十四）年一月現在ではスーパーマーケットのライフ百反通店がある区画に立正学園の文字が見えるので、ここが馬田と小野による新学園立上げの地ということになるろう。

立正学園が正式に文部省の認可を受けるのは一九二八（昭和三）年であり、それまでは私塾、あるいは立正大学関係者のボランティアとでも言うべきものであった。小野いわく、「建物は小さいながらも、大体校舎の体裁をなしていたが器具、校具等は全然なかったので、立正大学のものを廃物と称して借入れ、幼稚園用具は、昭和幼稚園等を参考として新調した。教職員は、専門技術科の先生を除き大体、立正大学、立正中学に於ける現職の先生の応援を得て、開園の運びとなり」とのことである。当時関係者は「同志の無報酬奉仕」ということで働いていたようだ（「回顧と展望」『小野光洋先生』前掲、一〇九頁、一一四頁）<sup>15</sup>。

その後の立正学園は、旗の台への移転と校舎建築を経て、立正学園高等女子学校の設立から戦後には立正女子大学（後に文教大学と改称）の設置など発展の道筋をたどるが、第二次世界大戦では一時全校舎を焼失した。石橋と小野が密接なかわりを持つようになるのはこの段階からで、学園復興のため二人が頻りに顔を合わせる様子が『日記』に記されている。

それでも、石橋は当初なかなか援助に踏み切らなかつたらしい。立正学園に教員として勤めた清水辛前私学共済総務部長・中高連事務局長（当時）は座談会の中で、石橋と小野の間に、「立正学園は丸焼けでございまして、大蔵大臣が石橋湛山先生で、先生とは特別の関係があったものですから、実は大蔵大臣の石橋先生のおたくに日参したんです。何とか金を見つけてくれ。そしたら石橋先生が最後に、幾ら小野君、君の頼みでも、立正学園という一つの私立学校のために国の金は使えないんだ。大蔵大臣がそのために特別な配慮

はできない。しかし日本全体の私立学校の問題ということになると、これは政治問題だ。何とか君、まとめてこないか」とのやり取りがあったことを伝えている〔座談会「小野光洋先生を語る」〕『小野光洋先生』前掲、二三四頁〕。また、「石橋先生が大蔵大臣をしていられたとき、小野先生が例年、私学研修予算を得るため連日のように石橋先生を説き請願してられる姿は何とも仕事の鬼のようにみえた」と石橋先生の奥さんが話されたことを聞いたことがある〔『及川真学』先生との四年間』『小野光洋先生』前掲、一五八頁〕との記録もある。師の馬田行啓が日蓮宗大学昇格のために文部省に連日詰め掛けた姿を髣髴とさせるエピソードであり、その一途な気性と行動力を小野も色濃く受け継いでいたといえよう。こうした経緯もあって、小野は一九四七（昭和二十二）年に石橋も属する自由党から参議院議員に当選し、文部政務次官として私学三法（私立学校法、私立学校振興会法、私立学校教職員組合共済組合法）制定など私学振興に貢献していくことになる。また、後に述べるような事情もあり、一九六一（昭和三十六）年からは石橋学長の下で立正大学学園の理事長も務めている（馬田と小野については、文教大学・文教大学女子短期大学部ホームページ「文教大学学園の歴史」以下の「創立者を知る」「学園まめ知識」「学園資料室から」なども参照した。<http://www.bunkyuo.ac.jp/gakuen/history/index.htm> 二〇一一（平成二十三年）年十二月三十日閲覧〕。

## 補章二、二人の父と立正大学

学長期の石橋に取り組む前にもう一つ確認しておかなければなら

ないのが、学長になる前の石橋と立正大学の関係についてである。というのも、ある意味では石橋はその生誕の時から、そしてまた成長の過程を通じて、立正大学と関わっていたとも言えるからである。『回想』によると、彼の実父である杉田湛誓（すぎた・たんせい、一八五六（嘉永九）年—一九三〇（昭和五）年）は、湛山生誕の一八八四（明治十七）年には「東京の芝二本榎にあった日蓮宗の当時の最高学府である大教院を卒業し、その助教か何かをしておった」とされる（一二頁）。この点を『石橋湛山全集』第十五巻の年譜によって補うと、杉田湛誓は湛山誕生の九月二十五日当時、大教院の助教補であり、十月からは大檀林寮長となっている。

芝二本榎というのは、今の港区高輪、赤穂浪士の墓がある泉岳寺そばの承教寺近辺のことであり、当時承教寺の境内に大教院が置かれていた。大教院は、日蓮宗の最高教育機関であった現千葉県匝瑳市の飯高檀林の機能を、明治政府の法制に合わせてこちらに移したもので、もともと一八七二（明治五）年に日蓮宗小教院として承教寺に設置された（以下を含め、この段の記述は『二〇年』による）。その後、さらなる明治政府の改革に伴い、日蓮宗大教院を経て日蓮宗大教院へと名称が変更されたものである。もちろん、この小教院が、現在の立正大学の起源であることは言うまでもない。つまり、石橋は立正大学教員の子息として誕生したのである。さらに、杉田湛誓は後に日布と名を改め、大教院から大檀林、さらに日蓮宗大学林を経て日蓮宗大学と称されるようになっていた当時の立正大学の学長を、一九一四（大正三）年から一九一六（大正五）年まで務めた。三十代の石橋にとっての父は、日蓮宗大学、すなわち立正大学

の学長であったことになる。なお、杉田日布は一九二四（大正十三）年には身延山久遠寺八十一世法主となる。

また、石橋の育ての父も立正大学と深い関わりを持つ。石橋は、父の湛誓の方針で、十一歳から中学卒業までの約八年間、山梨県鏡中条にある長遠寺住職の望月日謙のもとに預けられた。望月日謙〔もちづき・にちけん、一八六五（慶応元）年—一九四三（昭和十八）年〕は、日暮里の善性寺の住職を後に務めるなどした後、一九三二（昭和七）年には身延山久遠寺八十三世法主となるが、その直前の一九三〇（昭和五）年から一九三一（昭和六）年にかけて立正大学長事務取り扱い、一九三一（昭和六）年から一九三二（昭和七）年にかけては立正大学長となつてゐる。石橋にとっては、養親もまた立正大学の学長だったのである。<sup>16</sup>したがって、早稲田大学出身の石橋にとつても、立正大学はそれほど疎遠な存在だったわけではないだろう。実際、明治期の『大崎学報』には石橋の原稿が掲載されており、本人もその当時の交際の記憶を幾許か持ち続けていたようである〔「宗祖に帰れ」前掲〕。

ちなみに、石橋が言及している当時の『大崎学報』掲載論文は、「絶対者倒潰の時代と智見の時代」〔『大崎学報』第十六号、一九二一（明治四十四）年一月、六一—五頁。『石橋湛山全集』第一巻、二五—三二頁にも収録〕と題されている。その内容は、生活の指針たる原理をなすべき神などの絶対者を倒潰させた近代が、そのかわりに個人の重視と拝金主義を招来させているが、その金も新たな絶対者となるべきものではないので、智見を大いに開くことよつてこの問題に取り組まなければならない、といったものである。思想家と

しての石橋の性質をよく表した論文であると言えるかもしれない。なお、『大崎学報』第十四号（一九二〇（明治四十三年）九月）にも「湛山」の名で「兵卒手簿より」（六七—七〇頁）と題された寄稿があるが、これもちよつどこの時期に志願兵在役中であつた石橋の執筆によるものである〔『石橋湛山全集』第一巻、一六〇—一六三頁所収〕。

#### 四、学長としての仕事（1） 大学再建

それでは、学長としての石橋の軌跡に戻ろう。理事会での学長就任決定後、一九五二（昭和二十七年）年十二月四日に、石橋は早速学長としての仕事を開始する。当日の日記は以下の通りである。

「午後二時、立正大学新理事中学識経験者選出のもの会合、経俱にて。森暁、森〔英示〕日本酒類会長、名取山梨中銀頭取、山田代議士、予、これに望月前学長代理。右望月氏を理事、望月日雄師を常務理事にすいせんする等を決定。六時より築地錦水にて中央公論座談会、早大の回顧談。右終りて全所にて立正大部長四氏、望月学長代理と会談。」

ここでも人物について確認しておくが、森英示は九州出身の酒造家〔森については、千葉県流山市のホームページ上で、市の酒造産業の発展に果たした役割について言及がある。〕昭和の流山産業史その七 帝国清酒(株)から東邦酒類(株)〈<http://www.city.nagareya-machiba.jp/section/hishokouhou/sangyoussi/sangyoussi7.htm>〉。一一〇（平成二十三年）年十月二十四日閲覧〕であり、名取は名取忠彦山梨中央銀行頭取〔なとり・ただひこ、一八九八（明治三十一年）年

一九七七（昭和五十二年）で、東京帝国大学経済学部を卒業後、一九二七（昭和二）年に山梨中央銀行の前身である第十銀行入行、一九四七（昭和二十二）年から頭取、一九七五（昭和五十）年から会長を務めている。望月前学長代理は、学長事務取り扱いだつた望月桓匡である。望月日雄は、石橋学長下で財務担当の常務理事であった。このメンバーでの会合のテーマが大学の財務問題であつたことは容易に想像できる。十二月十日の日記には「望月日雄師来訪、立正大学十二月の給与支払資金なしのこと」とあり、それに応じてだろうか、十二月十二日金曜日にも「午後経済倶楽部。立正大学のため森暁および望月日雄師と打合せ、来週月曜日望月師に甲府へ行き名取忠彦氏に面会を依頼」との記載がある。「部長四氏」のうち三名は坂本幸雄仏教学部長、久保田正文文学部長、沖中恒幸経済学部長と思われるが、もう一名は、一九五一（昭和二十六）年五月一日付で「職制廃止により波多野第二部長は辞任した」（第二部長というのは文学部第二部の長のこと）とのことなので、新倉海北総務部長であろうか（『立正大生活』前掲、一一〇頁）。

また同日に「明日より堀俊蔵氏を立正大の経理事務に依頼」、さらに十二月二十三日には「正午より立正大関係にて森暁、望月日雄、堀俊蔵三氏と打合せ、午後二時より全大理事会、いずれも経済倶楽部にて。夕刻五時すぎ終わる。／斎藤栄三郎氏を常務理事に任ず」と記されている。堀俊蔵（ほり・しゅんぞう、一九〇九（明治四十二年）年—一九七三（昭和四十八）年）は海軍主計中佐を務め、海軍省南方政務部や終戦事務査閲使随員などの経歴がある（伊藤隆・季武嘉也編『近現代日本人物史料情報辞典』第二巻、吉川弘

文館、二〇〇五（平成十七）年）。『日記』では堀の職名が「経理課長」となっているところがあるが、職員名簿上は「経理部長」のようだ（立正大学史編纂委員会編『立正大学史資料集第一集』一九九五（平成七）年、一七一頁、および『立正大生活』前掲、一八七頁）。石橋との関係についてだが、戦死した石橋の次男の和彦は、早稲田大学商・文学部を卒業後海軍経理学校に入校し、一九四三（昭和十八）年同校卒業後は海軍主計中尉としてマーシャル群島ケゼリン島に赴任した。この主計畑でのつながりから、堀との付き合いが生じたい。『日記』一九五〇（昭和二十五）年五月十三日には、石橋が堀の就職斡旋のため電通への推薦状を与えた旨の記述もあるので、立正大学に呼んだこともそのような配慮の一環であつたのかもしれない<sup>17</sup>。〔石橋湛山全集編纂委員会編『石橋湛山写真譜—自由主義者の歩み』東洋経済新報社、一九七三（昭和四十八）年、五九頁、および「座談会」第一回。なお次男の戦死に関して、『日記』昭和二十一年元旦の胸を打つ記述を是非とも参照されたい〕。

堀は『立正学報』にしばしば財務についての論説を執筆しているが、その内容を見ると当時の経営陣の思考枠組みがよくわかるので、ここで「本学経営上の一考察—新設備投資と損益分岐点」（『立正学報』第二巻第三号、一九五七（昭和三十二年）、七一—〇頁）から一部引用しておこう。

「本学の施設の現状よりすれば、仮に学生数が現在の二倍に増し従って収入が倍加しても、学校の施設と教員の数は現状のまま、（従って経費は従来のみ、）でやって行ける筈である。例へば神田の某大学の経済学部の学生数は本学の十倍だそうだ

が、その専任教授の数は本学経済学部のそれと同数だとのことである。／之は学生の不出席を見込んで定員以上を入学させる私学経営の矛盾であるが、此の如き大量生産的採算本位のパチンコ教育では、よき授業、落ち着いた教育は出来ない筈であるが、収入に関する限りは同大学は本学の十倍の効率をあげていることになる。(従って先生の給料も十倍迄は出し得る勘定になる)／「小粒ながら日本一の大学」をめざす本学はその様な教育環境は固より望む処ではないが、然し現在の学生数は——学校の規模に比し——余りに尠なすぎるといわねばならぬ。一般に私立大学では学生数が五千人なければ教育環境(よき先生と十分な施設)は望めないという。」

なお、こうした考え方は、学生数も少なく、『二二〇年』八〇頁には、「昭和二十〇～三十年代は施設・設備の貧弱さに加えて、学生数が一千〇三千名と少なく、昭和三十年代前半までは定員割れが続き」との記述がある。ちなみに、二〇一一(平成二十三)年五月一日現在の学部学生数は、八学部十五学科合わせて、一万六百二名。[http://www.ris.ac.jp/guidance/about/basic\\_data.html](http://www.ris.ac.jp/guidance/about/basic_data.html)から、「収容定員、在学者数、教員一人当たり学生数」を参照。二〇一一(平成二十三)年十月二十四日閲覧)、焼失した校舎の再建など特別な出費が必要とされた当時の状況を背景に理解されなければならない。石橋も後年、本来目指していた「少数の学生に知育、徳育を教え、国家有為の人材を育てること」という教育を実現できずに学長の地位を去るのは心のこりだ、と語ったそうである。「立正大学学長としての功業」前掲】。

人物の経歴に戻ると、斎藤栄三郎(さいとう・えいざぶろう、一九一三(大正二)年—二〇〇〇(平成十二)年)は、早稲田大学卒業後日本経済新聞などを経て経済評論家、NHK解説委員を務め、その後一九七四(昭和四十九)年には自民党から参議院議員に当選。一九八九(平成元)年からは科学技術庁長官も務めている。石橋学長の下では学務担当の常務理事であった。またTBSテレビの対談番組『時事放談』などにも出演し、人気を博した(『二十世紀日本人名事典』日外アソシエーツ、二〇〇四(平成十六)年、および高柳弘「斎藤栄三郎さんを偲んで—あくなき探究心旺盛な行動力に学ぶ『自由思想』第八十八号、石橋湛山記念財団、二〇〇〇(平成十二)年十一月、四二—四三頁を参照)。石橋とは夫妻で付き合いがあり、斎藤は「石橋先生は、観劇が大好きでして、追放中も毎月一回、私はご夫妻のお供をして歌舞伎座へ行きました。石橋先生はよく泣くんですよ。私も泣き虫でネ、忠臣蔵を見ても泣くんです。女性は泣かないんです。石橋先生の奥さんも、僕の女房も全然泣かないもんですから、「われわれは純真なんだ」と二人でよく話をしたことがあります」(誌上対談「石橋湛山学長時代」『斎藤栄三郎を語る—三十一年の奉職を顧みて』立正大学同窓会、一九八五(昭和六十)年、三九頁)と思いい出を語っている。

なお、石橋の学長就任演説は、一九五四(昭和二十九)年の体育館兼講堂竣工の前だったこともあってか、一九五三(昭和二十八)年二月十四日に立正大学からほど近い星薬科大学の講堂でおこなわれている。もともと近隣の大講堂である上に、『日記』を見ると石橋と星薬製薬創設者の星一は以前から面識があり、また立正大学で星

製菓の実験動物の供養をおこなった際の記録写真も残されているので、どこから同講堂の話が出たのか正確には確定したが、同講堂は一九五〇（昭和二十五）年頃NHKのど自慢で使用されていたとのことなので、あるいは斎藤の口添えもあったのかもしれない。「星葉科大学ホームページ上の解説を参照。<http://www.hoshi.ac.jp/home/gaiyou/shisetsu.html#honkan> 二〇一一（平成二二）年八月十八日閲覧」。

こうしたメンバー構成を見ると、入学式や卒業式での挨拶など公行事を除いて、学長としての石橋の第一の仕事が、経営経験のある理事会メンバーを活用した学園財政の立て直しにあったことがよくわかる。一九五三（昭和二十八）年の日記には、融資を得るためか、私学振興会の幹部を経済倶楽部で接待したことや、文部省の官僚を招待したことなども記されている。なお、私学振興会（現在の日本私立学校振興・共済事業団）については、「保全経済会問題・私立学校の経営」〔一九五四（昭和二十九）年、『石橋湛山全集』第十四巻、四七六―四七九頁所収〕に以下の記述がある。

「しかもこれらの私立学校の少なからざる数は戦災を受けて校舎は焼かれ、惨憺たる状況に陥った。さりとてもし現在の私立学校を総て国立または公立として、その就学者を収容するならば、年に経常費だけで少なくとも四百五十億円を要する。そこで昭和二十二年私が大蔵大臣当時、私立学校復興のため、些少の国費を割いて、これを貸付ける例を開き、それが今日は私立学校振興会というものになっている。」

大蔵大臣当時、六・三制導入については財源の問題から消極的姿

勢を示した石橋であったが〔『回想』三四七―三五〇頁〕、振興会への言及からは教育への思いを感じ取ることも可能であろう。また先に述べたように、小野光洋は石橋から示唆を得て私学振興に尽力したが、その成果の一つが一九五二（昭和二十七年）年の私立学校振興法制定および私立学校振興会設立である。そのことを思うと、石橋の文章の裏側には、小野への隠れた謝意もあったように思われてならない。

## 五、学長としての仕事（2） 大学広報

経営再建という第一の仕事に付随して石橋が力を入れた第二の仕事が、ジャーナリストや政治家としての知名度を活かした大学の宣伝広報活動であった。一九五三（昭和二十八）年二月二十七日の日記には「午後六時より立正大学夜学地歴卒業の校友を経済倶楽部に招待、いずれも小学または中学校校長なり。歓談、入学者あつせんを依頼す」とある。

石橋は大学長就任と同時に立正中学・高校の校長にも就任しており学園全体の入学者確保について責めを負う立場にあった。三月十二、十三両日にも立正大学招待会として付近地区中学校職員を接待している。こうした招待会はその後もしばしば開催されている。さらに入学者確保という点に関しては、石橋の発案で一九五三（昭和二十八）年度から給費生制度が実施され、所定の給費生試験に合格した者に授業料相当額が返還不要で支給された〔『立正大生活』前掲、六五―六六頁、および『立正大学史資料集第一集』前掲、裏表紙からの頁数で九一―九二頁〕。

また、「立正大学講演会」として八王子・川崎・岡山・金沢など各地で精力的に講演もおこなっている。これに対して、大学キャンパスで開催されたのが、「立正文化講座」である。石橋自身もたびたび登壇したが、自身の名声や人脈を活用して、著名人による講演を実現することにも奔走した。一九五四（昭和二十九）年七月十三日には、日本人として初のノーベル賞受賞者の湯川秀樹博士（一九四九（昭和二十四）年度ノーベル物理学賞受賞）を迎え立正文化講座「原子力と人類の進化」が開催されている。『日記』によると両者は一九五二（昭和二十七年）年八月十七日に東洋経済の座談会で初対面を果たしているので、講座については石橋から湯川へ直接の依頼がされたのではないだろうか<sup>18</sup>。

さらに『一二〇年』を見ると、一九五五（昭和三十）年二月四日同講座で「日本経済の基本問題」を論ずる中山伊知郎一橋大学長の写真も掲載されている（『一二〇年』七三―七四頁、七六頁）。中山はオーストリア出身の経済学者シュンペーターに師事し、日本における近代経済学の定着に関して中心的な役割を果たした研究者であった。『日記』一九五三（昭和二十八）年七月十五日には、石橋がシュンペーターの著者の一つである *Capitalism, Socialism & Democracy* の原書を購入したとの記載があるが、中山は一九五〇（昭和二十五）年から一九五二（昭和二十七年）年にかけて東畑精一とともに東洋経済新報社から同書の翻訳（上中下三巻）を出版している。石橋と例えばケインズとの関連が議論されるのが通例であるが、石橋と中山は戦時中の大蔵省戦時経済特別調査室や外務省特別調査委員会にも参加しており〔上田美和『石橋湛山論―言論と行動』吉川弘文

館、二〇一二（平成二十四）年、二六六頁）、戦後の『日記』を見ても両者がしばしば顔を合わせていた様子がある。石橋の経済的思考の幾許かに中山からの（そして中山を通じてシュンペーターからの）影響もあったのかどうか、考えてみる余地はあるのかもしれない。

さらに、一九五三（昭和二十八）年一月二十七日から開始された駒沢大学、大正大学との仏教三大学幹部会議、学長会議も、自身の知名度を活かし大学の活動の裾野を広げようという試みだったように思われる。その会議の中で、具体的には「三大学交換教授、博士課程設置、科学研究費三大学共同交付の件」などが話し合われたという（『一二〇年』六九頁）。

#### 註

（1） 本稿は、立正大学創立百四十周年記念誌『立正大学の二四〇年』に掲載した「戦後復興の礎を築いた「湛山先生」を探る 強いリーダーシップで教職員と学生を導いた哲人学長の理想と苦闘」を、基本的には転載したものである。転載は、立正大学史料編纂室が発足し紀要を発行するにあたって、記念誌論文の記述が大学史の基本データとして広く参照されるように紀要への再掲を、との要請に基づく。そのため、内容や体裁の変更は最小限にとどめた。たとえば、本文中に註に相当すべき記述が多く組み入れられているのは、記念誌において欄外の註を使わないという体裁が取られていたからである。ただし、もともと大学から「教育者としての石橋湛山」というテーマで記念誌への執筆を依頼されたという経緯を明確にしておくため、論文題名を変更するとともに、「はじめに」を書き下ろした。またあらためて加筆や修正が必要になった部分については文末註を付して対応することとした。

(2) たとえば、松尾尊兌「大正デモクラシーの頂点・石橋湛山」『近代日本と石橋湛山―『東洋経済新報』の人びと』(東洋経済新報社、二〇一三年、一七二―一九六頁所収)は、戦前の石橋の議論の中に、基本的人権の尊重・国民主権・平和主義という戦後憲法の原則を読み込んでいる。

(3) 石橋と教育という論点については、以下のような業績がある。浅川保『若き日の石橋湛山―歴史と人間と教育と』(近代文藝社、一九九三年)および、石村柳三『石橋湛山―信念を背負った言説』(高文堂出版社、二〇〇四年)。

(4) 森暁の政界進出は、妹の睦子によれば次のような理由による。戦後、暁が社長をしていた昭和電工に、巡幸で天皇が立ち寄った。食糧増産のためには肥料が必要ということで、空襲で焼けた川崎工場に激励に訪れたのである。この激励にこたえ、国民の飢えを解決しようと、衆議院議員に立候補・当選し、復興金融公庫からの融資を引き出すことに成功する。睦子によれば、後の昭和電工事件は、この融資を狙って引き起こされた陰謀であったという(『三木睦子』信なくば立たず―夫・三木武夫との五十年(講談社、一九八九年)一〇六一―一〇〇頁)。また、森蠱昶の弟である岩瀬亮が昭和十九年に亡くなったことも戦後の出馬の理由だったようだ。同、三一頁。

(5) 森家と石橋家の付き合いは古い。睦子は、森蠱昶の次女で後に三木武夫の妻となるが、「石橋湛山という人は、私の里の両親と仲良しでございました。父が亡くなったのは五六でしたけれども、石橋さんは私の母が大変尊敬しておりまして、よく石橋さんの話も出ていました。頻繁に石橋家へも出入りするようになってからは、石橋さんの所へ何うと何うと私もくつついてよく一緒にまいりました」、また、「父と石橋さんと二人座っている写真があつて、そのどつちかの膝に私がちよこんと入っている写真がありますから、きつと五つ六つころから抱っこしていただいたり何かして育ったんだろうと思います」と述べている。睦子は、大正六年生まれなので、写真が撮られた時期は大正期の後半ということになる(『三木睦子述、明治大学三木武夫研究会編『総理の妻―三木武夫と歩いた生涯』(日本経済評論社、二〇一一年)九三―

九四頁)。なお、三木武夫は、保守合同後の総裁選で石田博英とともに石橋を推し、石橋内閣時には党の幹事長を務めている。

(6) 『満枝』については、「満江」が正確である。長女であった満江は、後に昭和電工社長を務めた安西正夫と結婚する。正夫は東京瓦斯社長を務めた安西浩の弟である。この点については、旧史料編纂室の榎本氏の指摘に負う。『総理の妻』(前掲)所収の家系図も参照。

(7) 『大崎学報』の名は、当時の立正大学が日蓮宗大学林という名称で一九〇四年に現品川キャンパス(近年に関しては、二〇一四年三月までは大崎キャンパスと呼称されていたが、二〇一三年十一月八日の品川区との包括的な連携協定締結、また、二〇一四年四月からの法学部の品川順次移転に合わせ、名称が変更された)に移転・設置されたことに伴って付けられた名称である。当時は今のように学部があったわけではないので、本来は全学的な紀要であった。それが後に学部が形成されてくる中で仏教学部の機関誌という扱いになる。大崎移転前には、この雑誌は『双椽学報』の名で発行されている。「双椽」は、大崎移転前の立地であった二本椽の地名に由来するものである。

(8) もっとも、『東洋経済新報』を通じた言論活動、また「経済倶楽部」の活動によって、石橋の議論を好意的に受け取る多数の読者がいたことも事実である。この点に関しては、上田美和『石橋湛山論―言論と行動』(吉川弘文館、二〇一二年)特に第三章、第四章が詳細に論じている。

(9) 一九四六年に実施された第二十二回衆議院議員選挙では、大選挙区制限連記制が取られた。東京は第一区と第二区に分割され、第二区は品川区、目黒区、荏原区、大森区、蒲田区、世田谷区、渋谷区、淀橋区、中野区、杉並区、八王子市、立川市、西多摩郡、南多摩郡、北多摩郡、大島支庁管内、三宅支庁管内、八丈支庁管内からなる、定数十二の広大な選挙区であった(全国選挙管理委員会事務局『衆議院議員選挙法沿革史』(一九四八年)二四五頁)。トップで当選したのは加藤シヅエで十三万八千九百四十六票、最下位

での当選が島田藤で三万七千九百八十八票、石橋は二万八千四百四十四票で、二十位であった。衆議院事務局『第二十二回衆議院議員総選挙一覽』（一九五〇年）五五三―五五四頁。

(10) 「大体党の方ですでに決まっていたのを引継いだのだった」とのことである（吉田茂『回想十年（上）』（中公文庫、二〇一四年）一六七頁）。なお、鳩山一郎は当初大内兵衛を大蔵大臣に考えた時期もあったが、計画経済路線が自由経済路線かというところで意見が合わず、話が流れたようだ（鳩山一郎『鳩山一郎回顧録』（文芸春秋新社、一九五七年）五七―五九頁）。

(11) 一九四七年の第二十三回衆議院議員選挙は中選挙区制でおこなわれた。石橋が出馬した静岡二区は、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、賀茂郡、田方郡、駿東郡、富士郡からなる、定数五の選挙区である。石橋は五万四千九百八票を獲得してトップ当選し、以下、宮幡靖（日本自由党）三万九千八百九十五票、小松勇次（民主党）三万八千二百二十二票、山崎道子（日本社会党）三万六千四百七十一票、勝間田清一（日本社会党）三万一千三百二票と続いた。次点は一万六千票超である（内務省地方局編『衆議院議員、参議院議員、都道府県知事、市区町村長、地方議会議員総選挙結果調』（一九四七年）一一六頁、および、衆議院事務局『第二十三回衆議院議員総選挙一覽』（一九四八年）二九三頁）。静岡二区からの出馬の経緯については、以下を参照。田中秀征『日本リベラルと石橋湛山 いま政治が必要としていること』（講談社選書メチエ、二〇〇四年）七三―七六頁。

(12) 政令諮問委員会は、一九五一（昭和二十六）年五月一日、マッカーサーから代わったリッジウェー総司令官が、日本の独立に備えて占領管理緩和の方針を明らかにし、日本政府にポツダム政令等の修正、再検討の権限を付与すると発表したことに基づいて設立された。総理大臣の最高諮問機関となる、非公式の委員会である。当初メンバーには、中山伊知郎や小汀利得等が含まれているが、後に田中二郎と石橋が加わった。懇談会的な組織のため正式名称はなかったが、新聞等では政令諮問委員会と通称されたということであ

る。（吉田茂『回想十年（上）』前掲、一〇八―一〇九頁）。

(13) ここで、鳩山一郎、石橋、森暁の関係についてまとめておきたい。先の註のように、石橋家と森家は親しい間柄であった。鳩山と石橋の間について、石橋は、「鳩山一郎氏とも、古くから、ある程度知ってはいたが、決して懇意というほどの間柄ではなかった。太平洋戦争中、私は今の首相の吉田茂氏と、いくらかの往来があり、その際吉田氏から、ぜひ鳩山に会えと勧められたこともあったが、会わなかった」と記す（『湛山回想』岩波文庫、一九八五年、三二九頁）。鳩山の方では、自由党創設について、「どうすれば従来の政党的弊を除き新鮮な立派な政党を作ることが出来るかということに意を注ぎ、それまで第三者の立場に立って政治を批判していた評論人、新聞人、学者、実業家などの優秀な人々をも入党させて旧来の経験ある政治家との合議によって政策や党務の決定を行おうと思ったのである。そこでこの意味から美濃部達吉博士、桑木巖翼博士、菊池寛、石橋湛山、石井光次郎、平塚常次郎君等にも呼びかけて入党を求めてその承諾を得た」と述べている（『鳩山一郎回顧録』前掲、二六頁）。他方、鳩山家と森家の間には相当の行き来があったようだ。三木睦子の回想によれば、「私は里が鳩山家の親戚みたいなもので、鳩山さん、鳩山さんって、やたらと言っていました。私なんぞ、子どもころ振り袖を着ると「鳩山のおじちゃんに見せに行こう」なんて、あの坂が上がって、お振り袖を見せたりしていたんです」とのことである（『総理の妻』前掲、五〇頁）。幼少期、睦子ら兄弟は東京・本郷の祖父父母の家で暮らしており、睦子は本郷の誠之小学校に通っていた（大正十三年入学、昭和五年卒業）。母が郷里の興津で曾祖母の世話をしていたためである。その後、紀尾井町六番地の森轟利宅に移ったようだ（『信なくば立たず』前掲、二四―二六頁、三四頁）。鳩山家が、一郎の生まれた江戸川べりの牛込区東五軒町から音羽の高台に越すのが明治二十四年であるから、東京育ちの睦子は、音羽の鳩山家に「あの坂が上がって」振り袖を見せに訪れていたということになる（『鳩山一郎』私の自叙伝』改造社、一九五一年、九三頁―九五

- 頁)。
- (14) 吉田の受諾時の条件について、鳩山、吉田双方の言い分は食い違っている。鳩山については、『鳩山一郎回想録』前掲、五五―五七頁。吉田については、『回想十年(上)』前掲、一六五―一六六頁。
- (15) 立正学園の三十年史には、経済的に恵まれなかった学園の揺籃期に、立正大学学長であった望月日謙が備品を貸与、寄贈するなどしたと記されている。『学校法人立正学園三十年史』一五頁(復刻版、『文教大学学園創立八十年記念誌』二〇〇七年、所収)。
- (16) 一九四三(昭和十八)年の日謙の逝去を悼み編まれた『日謙上人餘香』(身延山久遠寺、一九四三年)に寄せた「鏡中條時代の思出」(一九八一―二〇三頁)の中で、石橋は、思いやり深い反面、しつけには厳しい日謙の性格を描いている。
- (17) 堀の峻厳な性格については、以下を参照。北尾義昭『大学アドミニストレーターの挑戦―立正大学に懸けた男の軌跡』(東洋書店、二〇一四年)一四―一五頁。
- (18) 石橋とエネルギー政策の関連については、二〇一三年四月十日に池上本門寺日蓮宗宗務院で開催された日蓮宗現代宗教研究所研究会における拙講演「現代から見る石橋湛山」で部分的に触れている。講演録が近日中に機関誌に掲載される予定である。

【キーワード】

石橋湛山・立正大学・日蓮宗・公職追放・学長

## 立正大学における大学史関連資料群の目録記述

野 崎 要

## はじめに

日本の大学では周年事業において自校の沿革史（以下、大学史）の編纂が行われているところは多い。これらの大学史は、各大学が保有または収集した様々な貴重資料を駆使して、学生数や学費などのデータが整理されたものや、図版や写真が多用されたものなど多くの特色を持ち、近年、日本近代史のみならず経営史・教育史など幅広い方面への活用が期待されている。

しかし大学史の中には注釈がつけられていないものが存在する。これは大学史編纂に使用した様々な資料（以下、大学史関連資料群）を殆ど参照することができないことを意味する。そしてこのような大学史には「お祭り」で出した沿革史などはとても使えた代物ではない、あれは第三次史料だ」という指摘すら存在する<sup>1</sup>。

このような指摘があるということは、多くの大学が周年事業のたびに、大学史が注釈をつけずに編纂してきたということである。ただ、注釈をつけるといことは大学史編纂後も大学史関連資料群が参照可能でなければならぬ。それを実現するには大学史関連資料

群を保管する必要がある。そして保管にはどのような資料がどれだけ、どこに在るのかなどの情報を備えた目録の作成が必須である。

もし大学史関連資料群の目録が作成されない場合、原典注を一つも記すことができない大学史が編纂され、その大学史の学術的価値の低下を招くだけでなく、大学史関連資料群の価値の低下も惹起し、保管は疎かになり、資料は破損・散逸の危機に曝されるであろう。そしてこれらは大学そのものに対して損失を与えることに繋がりがねない。繰り返すが、大学史編纂には大学史関連資料群の目録の作成は必須であり、基本事項なのである。

ところが目録の作成にも多くの課題がある。大学史には多くの特色があることは先述したが、それは大学史編纂のために集められた大学史関連資料群には、学内外からの文書・刊行物、写真、旗・看板などの所謂モノ資料など様々な形態の資料があることを意味している。そして多種多様な資料を管理するための目録にはその項目（以下、要素）が重要となる。即ち要素が多すぎれば作成に時間がかかり、少なければ出納作業や検索作業などといった大学史関連資料群の「運用」に支障をきたすことになる。では、目録には最低限

どのような要素が備わっていればよいのであろうか。

現在、I S A D (G)二十六要素が策定され、そのうち①I D・②表題・③作成年代・④作成者・⑤数量・⑥記述レベルという六要素が必須であるという国際的な指標が存在する。この六要素程度であれば目録を作成する時間は軽減されるであろう。しかしこの六要素はあくまで記述レベルで国際的な相互交換を担保するためのものである<sup>②</sup>。では、この六要素で大学史関連資料群の運用も確実に行えるのであるか。もしそうでないならばどのような要素があれば、資料の確実な出納や検索などが可能なのであろうか。

そこで小論では、大学史関連資料群の目録の作成とその要素を、大学史編纂への活用とその後の参照利用を可能とする準備、出納や検索などの運用に影響する面に注目して考察してみる。その対象として筆者が所属し、現在までに百二十周年、百四十周年という二回の周年事業において大学史を編纂し、さらに百五十周年でも編纂を計画している立正大学を取り上げてみることにしたい。

立正大学の二つの大学史を見てみると、残念ながら、両方とも注釈は殆どつけられておらず学術的には不十分なものと言わざるを得ない。しかし立正大学は二〇二二(平成三十四)年の創立百五十周年に向け二〇一四(平成二十六)年四月にあらためて学長室直下に「史料編纂室(以下、編纂室)」を設置した。この百五十周年での大学史編纂事業は、これまでの問題を踏まえたうえで、大学史編纂を目標としており、編纂室が所蔵する大学史関連資料群の目録を整備して利用に供する方針が定められた。つまり大学史関連資料群を確実に運用できる目録の整備が急務であり、小論の考察に適當ではな

いかと考えられる。

よって、まず現在編纂室所蔵の大学史関連資料群は如何なるものなのかと、これまで大学史関連資料群に施されてきた措置を整理してその問題点を明らかにする。そしてどのような目録記述をすれば問題点を克服して、大学史関連資料群を確実に運用できるのかを検討し、以って大学史編纂の活用に資し、その後の利用をも見据えた一考としたい。

### 一、立正大学史料編纂室所蔵大学史関連資料群

立正大学はこれまでに一八七二(明治五)年の東京芝二本榎承教寺への日蓮宗小教院設置を開校の起点として一九九二(平成四)年に『立正大学の一二〇年』(以下、『一二〇年』)、二〇一二(平成二四)年に『立正大学の二四〇年』(以下、『二四〇年』)を記念事業の一環として大学史を編纂し刊行してきた。

現在編纂室が所蔵している大学史関連資料群には、大正年間の名簿や写真・戦中の寄せ書きなど貴重なものから、理事会や一般的な会計資料などの法人文書、学生運動やサークル活動など学生の活動記録、近年では百二十周年記念事業計画の過程を追える資料、さらには事務職員が個人で持っていたと思われる法人文書まで存在し、大学史関連資料群の全体像が把握できれば大学史の執筆には十分な資料を提供することが可能ではないかと推測される。

また『一二〇年』の大学史編纂委員会委員長の白井忠功氏が一九三(平成五)年に行った報告によると、立正大学は過去に何度も大学史の発行を企図してその都度資料が収集され図書館で保管され



写真1 貴重文書資料の一例

ていた。また一九八三（昭和五十八）年からの百二十周年記念事業でキャンパスの大規模工事が行われたため様々などころから資料が発見された。これに元・現教職員や卒業生からの提供、学外機関から収集した資料を加えた、ということである<sup>③</sup>。ではなぜ『一四〇年』ではこの資料群を活用したという記述が一

切なく、一部には『一二〇年』のリライトすら存在するのであるか。それを窺い知るには大学史関連資料群がどのように扱われてきたかについて明らかにする必要があるろう。

一九九二（平成四）年十月に『一二〇年』は刊行された。この編集後記で白井氏が

しかし、正史としての「大学史」は今後の課題である。幸い大学史編纂室の設置がなされ、資料等の収集・整理が行われている現在、その充実と後世への偉業が着実に成就されることを望みたい<sup>④</sup>。

と述べていることからわかるように『一二〇年』の編纂終了後も編集に使用した資料を整理しており、さらには収集も実施していたということである。それから約二年後の一九九五（平成七）年三月に出版された立正大学史編纂委員会編『立正大学史資料集』第一集の刊行の辞で当時の学長渡邊寶陽氏は

立正大学の足取りをしっかりと確認し、その概要をイメージとして広く関係者に提示すべく、伝存する写真を豊富に収めた『立正大学の百二十年』を記念事業の一つとして刊行し広く配布した。いわば「目で見える大学史」とも云うべきもので、幸い開校百二十周年を記念するにふさわしい出版として好評を博した。

波乱に満ちた日本の近代社会において、とくに激しく風波に洗われた立正大学は、それゆえにその使命と存在を近代教育史の中にしつかりと位置づけるとともに、高等教育の歴史構築への貢献を確認せねばならないであろう。このような営みがあっ

てこそ、はじめて将来に向かつて「開かれた大学」として立正大学が果たすべき役割がはっきりと認識され、物心両面にわたる大学の基盤がさらに強靱に確立されると確信する。

『立正大学史』編纂のもつ重要な意義は、まさにこの点にあるが、その編纂事業は、大学をめぐって刻々と変貌する社会・教育の状況を凝視しながら、歴史の認識に基づく資料の蒐集と選択保存という、的確な見通しと恐ろしく根気のいる長期にわたる作業を前提とする。しかも集積された資料は完全に保存されるとともに、何らかの手段で公表されて大方の評価と批判を受けなくてはならないのである。『立正大学史』が広く「大学史」として重要な意味を持ちうるには、なによりも客観的な視点と判断という裏づけを必要とするから、その意味で、本格的な『立正大学史』の編纂を意図するにあたり、大学史編纂委員会が「資料集」の第一集をまず編集、刊行する方針を打ち出したことは、まことに適切なことといえよう<sup>5)</sup>。

としていることから、『二二〇年』は開校百二十周年記念行事に合わせて制作したと見られる。故に、『立正大学史』の編纂事業は続行され、この時点までは大学史関連資料群も保管に向けた作業が進められていたと考えられ、かつ大学史関連資料群の活用も図られていたことも窺える。また資料集のあとがきと奥付から企画広報室の所管で大学史編纂室が存在したことが確認できる。即ち、ここまでは立正大学の大学史関連資料群は何らかの形で保管されていたといえることができる。

ところが、これ以降、資料集の第二集の刊行は現在までのところ

なく、さらに大学史編纂委員会や大学史編纂室から出される記録もごくわずかになる。いちおう『学生要覧』などに記載された大学の案内図で大学史編纂室を見出すことができるが、それも二〇〇一（平成十三）年度までであり、二〇〇二（平成十四）年度には大学史編纂室が在った部屋は別の用途で使用されている。ここから大学史関連資料群は学内の何処かへと移転されていたと推測される。

そして次に大学史関連資料群の存在が認識されるのは、二〇〇七（平成十九）年の『二一四〇年』の史料編纂室<sup>6)</sup>の設置時である。この時の大学史関連資料群の状態は、当時の史料編纂室に勤務していた立正大学職員榎本満江氏が、二〇一一（平成二十三）年度にアーカイブズ・カレッジに修了論文として提出した「立正大学史料編纂室における資料整理の現状と課題」によればおおよそ次のようなものであった。

大学史関連資料群の原状は崩れ一括情報が失われていたのはもちろん、資料の破損や『二二〇年』で使用されたはずのものが見当たらず散逸していた。このような状況からまず「刊行物」・「文書」・「新聞雑誌記事」・「写真」・「AV資料」・「モノ資料（旗や看板など）」という資料形態によって区分を行い、クリーニングやステープラーの除去など今後の保存に必要な措置がなされた。そして除湿機の設置や中性紙箱の購入など保管場所の環境や設備を可能な範囲で整えた<sup>6)</sup>。

これが事実であれば、当時としては、大学史関連資料群の現状を把握するので手一杯となり、『二一四〇年』で大学史関連資料群を活用することなどは到底考えられないことであろう。ましてや『二一四

○年』の刊行が迫れば資料整理そのものすら覚束ないのではないだろうか。

では、次に現在までに実施されてきた大学史関連資料群の整理状況とその問題点を見ていきたい。

## 二、大学史関連資料群の整理とその問題点

二〇一四（平成二十六）年四月に筆者が編纂室の専門員となつてから調査（榎本論文の参照、ならびに整理に携わつた者からの聞き取り）した資料の整理状況（表1）は次の通りである。

・「刊行物」は可能な限り出所や発行元を特定し、それをもとに分類して仮目録の作成もほぼ完了していた。

・「文書」は何ら関連性のない状態で、ファイリングまたは無造作に段ボールに詰められていたので、アイテムごとに点検して職務分掌によるテーマごとにファイリングし直し（ファイル数は千以上で書架延長にすると二五・二m）、ファイルごとに表題と番号を付与しながら仮目録が作成されて資料の出納が可能なた状態にされていた。

・「新聞雑誌記事」はテーマや媒体の関係なく時系列順に並べ替

えられており、やはり仮目録が作成されていた。

・「写真」はフィルムや紙焼きされた現物が約九万点あり、そのデジタル化と検索システム構築を外部委託し、写真検索システムには約二万点のデジタル画像がアップロードされ、キャプションを付して運用されていた。

・「AV資料」「モノ資料」に関しては一部がデジタル化され仮目録が存在するものもあるが、基本的には未整理である。

なお、仮目録は基本的にMicrosoft社のExcelで作成されており、その目録要素も資料形態ごとに異なっていた。

このように「AV資料」と「モノ資料」の目録を備えれば資料群の全容はほぼ把握できているように見える。さらに「刊行物」と「文書」の仮目録の要素は非常に充実（表2）しており他の資料形態も、この目録に準ずるように整理すれば、大学史関連資料群の保存や検索・出納といった管理運用は万全と考えられた。

しかし「文書」の仮目録に空欄が多いことから、実際に何らかの資料を取り出してみようと試みたところ、探し出すのにかなりの時間を費やした。これはファイル内容の記述が詳細でないことが主要因と考えられるが、資料付随ではなく単独で刊行物や新聞雑誌記

表1 資料形態別整理状況一覽

刊行物	文書	新聞雑誌記事	写真	AV資料	モノ資料
仮目録（全数入力済）	ファイル単位の仮目録	仮目録（全数確認済）	検索システム運用中 デジタル画像と現物照合中	一部が仮目録	大型未整理 小型一部仮目録

表2 「文書」・「刊行物」の仮目録の要素と記述内容

要素名	内容
資料ID	ゼロから始まる6ケタとする(000001から始まる連番処理)
資料分類1	分類1を入力
資料分類2	分類2を入力
資料分類3	分類3を入力
資料名(表題)	資料名(表題)を入力 ・奥付の記載がある場合は、奥付の表題を入力。奥付がない場合は表紙の表題を入力 ・表題の記載がない場合は、資料の種類をカッコ書きで入力し、資料の内容を内容欄に入力 ・表題の記載事項だけでは内容が不明確な場合は、資料内容で補足する
作成者	作成部局、作成者、著作者を入力
受取者	資料の受取人が記載されている場合は、氏名を入力
作成/発行年月日	作成年月日、刊行物の場合は発行年月日を記載する ・西暦と和暦を入力。セルの表示形式は「文字列」。数字は半角 ・作成(発行)年月日が特定できない場合は、0000年00月00日とする ・推定で入力した場合は、内容欄に「発行年月日は推定」と入力しておく ・作成年月日が複数にまたがる場合は、作成が開始された時点の年月日を入力する(シンポジウムの場合は、開催年月日初日)。作成終了年月日については内容欄に入力する(シンポジウム等は会期終了年月日とする)
出所	移管元部局名、寄贈者名、寄託者名、買取先名などを入力
受入方法	移管、寄贈、寄託、買取、その他(いずれにも属さない場合)を入力
資料形態	資料の形態を入力
サイズ	資料のサイズを入力
ページ数	資料の総ページ数、あるいは枚数を入力。不明な場合は「#」を入力
数量	資料の数量を入力
ISSN/ISBNコード	刊行物について、ISSNあるいはISBNコードが付与されている場合に入力
資料状態	資料の現状について入力
内容	資料の内容を入力する
備考	その他特記すべき事項があれば入力
関連情報	関連する資料などがある場合は、資料番号を入力
公開条件	公開条件の有無を入力(個人情報の取り扱い等)
配架場所	棚番号(9号館保管庫、4号館収蔵庫、4号館整理室の各棚)、Box No.を入力
受入年月日	受け入れた年月日を入力
登録日	目録に登録した年月日を入力(西暦8桁、2014年8月19日の場合「20140819」とする)
登録者	目録に登録した者の氏名



写真2 中性紙箱を使用して整理された文書群

事が紛れ込んでいること、そもそも目録がExcelファイルであることも検索を難しくしていると思われる。

さらに今後の保存措置のため資料がファイル用クリアポケットに収められており、「1ポケット」につき「2資料（アイテム）」という状態になっているのであるが、ファイルに幾つのアイテムが入っているのかなどの「数量」や「ページ数」の記述が殆ど無かった。このことから資料を紛失しても気付きにくいことが判明し、保存や出納に不安があることも否めない。つまり目録の要素は充実していてもその記述の充実にまでは至っていないかったと考えられるのである。

「写真」も、検索システムの利用者から、キャプションに間違いが多いことが指摘されたため点検したところ、キャプションの典拠がなく画像の選定基準すら全く不明であることが判った。さらにそもそも画像ファイルと現物との一致がとれておらず現在照合作業が行われている段階であった。しかも検索システムも動作が不安定なうえ保守や管理費の問題があったため、システムの開発を委託した外部業者との管理契約も二〇一四（平成二十六）年いっぱい解除された。

以上のように、これまでの立正大学が行ってきた大学史関連資料群の整理は刊行物と「新聞雑誌記事」以外は、不十分であると言わざるを得ない。これは整理に携わった者によると、そもそも整理の方針が定まっていなかった、ということも理由である。

しかし資料群が無秩序ともいえる状態であったことや、破損や散逸などもあったことを考えれば、一部混在があるとはいえ形態ごと

に分別しただけでなく、保存に必要な措置も可能な限り行われていたといえる。また「写真」についても検索システムの委託業者からキャプションと画像ファイルに関連付けたデータ (Excelファイル) の提供を受けたので、当面はこれを仮目録とすればよいと思われる。そもそも本格的な全容の把握や検索システムの構築は画像ファイルと現物の照合が終了してからになる。そして「AV資料」と「モノ資料」は点数がそれほど多くはなく、また一応の保存措置がとられている。

故に、ファイルが千以上もあり、大学史関連資料群の中核と目されながら、現在出納や検索に支障や不安を抱える「文書」の仮目録の記述内容の早期充実が必要であると考えられる。

しかし目録を作成するうえで、どのような点に注意すればよいのだろうか。そこで次に目録の要素と記述内容を検討してみたい。

### 三、目録の段階的作成とその要素

目録記述の一つの指標としては、はじめにも述べたようにISA D(G)必須六要素がある。現在、立正大学史関連資料群の文書仮目録を見てみると「記述レベル」<sup>⑨</sup>がないものの、二十四の要素を備えており、かつその記述すべき内容も詳細に決められていて(表2)、大きな改変を加える必要性はないであろう。

ところが先述のように、「文書」はファイルがテーマ別になっているので、記述内容の充実を図ればよいとも考えられた。しかし「内容」の要素の記述が非常に膨大となることが予想されたうえに、資料はファイル用クリアポケットに収められており、テーマとは無

関係なものが紛れ込んでいる。このため、ファイルごとの記述を充実しても目的の資料にたどり着くには相当な時間がかかると推測された。そこでアイテムレベルでの目録を作成することとなり、莫大な点数の記述することになった。

故に、二十四もの目録要素をいちいち記述しては膨大な時間がかかるのは明らかで、そのような事態になれば資料の出納や検索に影響し、百五十周年の大学史編纂にも支障をきたすであろう。そこで目録を段階的に作成する、即ち第一段階として確実な出納作業と、ある程度の検索作業に必要な要素の記述に止めて利用に供し、その後に目録の充実を図ることになった。

では、確実な出納作業とある程度の検索作業に必要な要素は、「文書」仮目録の二十四の要素のうちどれが該当し、優先的に記述すればよいのだろうか。出納と検索という二つの作業にどのような影響をあたえるのかを一つ一つ検討してみる<sup>⑩</sup>。なお、仮目録に記述されている内容を可能な限り活かすため、目録の記述に使用するソフトウェアはExcelを想定している。

**\*資料ID** (以下、必須と判断した要素には「\*」をつける)

資料個別の識別番号、即ち「ID」は必須である。ID以外の要素の記述が全く同じでも資料ごとに一意性を持たせることができる。また今回は資料がファイリングされているので「枝番」も設定して旧来のID番号を活かせるようにすべきである<sup>⑪</sup>。

資料分類 1～3

この要素は職務分掌を元とした分類を想定していたが、資料群の全容を把握し、組織変遷などの調査をしてから記述することになるだろう。そもそも資料群の全体的把握を目指している状況では不急の要素である。もしくは収集資料群なのであるから、例えば「立正大学史関連資料群」として一括することも考えられる。

#### \*資料名(表題)

表題は資料検索をするうえで最も基本的な要素で重要なものといえる。しかし実際には表題からでは資料内容が全く推測できない(「請求書」など) 場合やそもそも表題がない場合がある。表題がついていないものに関しては適宜資料内容の推測が可能な仮題をつければよいが、資料内容が推測できない表題の場合は、後述の「内容」の要素に資料内容が推測できる記述をしておく必要がある。

#### \*作成者・受取者

この二要素は、検索で簡易的な絞り込みを行うのに必要であり、これらは後に資料を分類・編成する際には重要な要素となる。分類・編成を考慮するならば後述の「出所」が最も重視されるべきなのであるが、先述のようにテーマ別に仕分けされ、出所が不明な資料が殆どであり、その場合は「作成者」と「受取者」が資料からわかるのであれば可能な限り記述するべきである<sup>13)</sup>。

#### \*作成年月日

この要素が記述されていれば、年表などから大体の推測をつけて資料を探すことや、あるテーマの年代幅を求めることも可能となる。なお西暦と和暦の両方を併記することになっているが、それでは時間がかかるうえに、記述の誤りが発生する可能性もあり得る。そこで「年」と「月日」にわけ、さらに「年」を「西暦年」と「和暦年」に分けておき、資料に書かれている方のみの記述にとどめるのがよいだろう。

#### 出所

資料の分類を行う際に、最も重視されるべき要素であるが、ここでは「史料分類」や「作成者」・「受取者」で述べたような理由から省略されることになる。もし記述するならば過去の職務分掌などを調査する必要がある、それには膨大な時間がかかることが予想される。そのため不急の要素といえよう。

#### 受入方法

この要素には移管、寄贈、寄託、買取、その他(いずれにも属さない場合)を記述することになっている。本来であれば特に「寄託」の資料であることを一見して判別できるので重要であるが、今回の場合は資料の出所の来歴が殆ど不明なので「その他」で後から一括処理されることになる。

#### 資料形態

(ここには「紙資料(状)」・「冊子」といった資料の形態や

「綴」・「ファイル」などといった一括情報を記述することになる。しかしこの要素は後からでも記述可能であり、むしろ判定に手間取ってしまう可能性もあるので、不急の要素といえよう。

### サイズ

資料の大きさを記述する要素であるが、刊行物であれば記述は容易と思われる。しかし文書資料の場合、大きさの異なる資料が含まれていることがあるので、記述が繁多となる可能性があり、不急の要素といえる。

### \*ページ数

資料の枚数をページ数として記述しておけば、資料の紛失が発生しても気づきやすくなるので、必須の記述要素である。

### \*数量

資料が複数あった場合には紛失が発生しても気が付きにくい。そこで数量の記述がされていれば出納時に確認が可能になる。ページ数と同様に必須の要素といえよう。

### ISSN／ISBNコード

刊行物について「ISSNあるいはISBNコードが付与されている場合に入力」とされており、今回の場合、刊行物が紛れ込んでいるが、後からでも記述可能なものであり不急の要素である。

### \*資料状態

感熱紙を使用して文字が消えかけているなど、資料の状態が目視で明らかに悪い場合にこの要素を記述すれば、早急な措置が可能となる。

### \*内容

記述はあくまで「表題」の補助的なものに止め、表題から内容の推測が可能ならば、敢えて詳細を記述する必要はない。しかし資料によっては、例えば数種類の資料が「第〇回会議資料」のように一括されているものもある。この場合、個々の資料の表題だけでも記述しておけば検索に資することができると考えられる。

### \*備考

「内容」よりもさらに補助的なものとなるが、ステープラーの除去などといった目録作成の際に行った措置の記録などの特記事項を記述しておく、復元措置もとりにやすくなる。

### 関連情報

資料同士の関連性の要素は資料の編成や大学史の編纂などの参考となる重要な要素である。しかし、関連性のある資料を見つけるたびに目録を検索して記入していたのでは時間がかり、そもそも目録の入力者が複数人である場合はそのたびに作業が滞るとは容易に想像される。

## 公開条件

資料には個人情報が含まれているなど、利用に供する際に注意が必要なものがある。しかし注意が必要な資料が出るたびに判断をしていたのでは、作業が滞るとも考えられる。さらに今回は、まずは大学史編纂の利用に供するのが目的なので利用者も関係者に限られる。それ故、不急といえる。

## \*配架場所

資料がどこに保存されているのかという記述がなければ出納作業は不可能であるし、最悪の場合、資料が行方不明になる。資料の管理をするためには必須の要素である。

## 受入年月日

資料を受け入れた年月日を記述するのであるが、これは受入記録から一括処理が可能であり、かつここではそもそも不明であるので不急と判断した。

## \*登録日・登録者

誰が何をしたかの記録を残しておくために、ここに目録を記述した日付とその者の氏名を記入する。

以上のように二十四の記述要素を検討してみたが、まず大学史関連資料群の確実な出納に必要な要素は「資料ID」・「ページ数」・

「数量」・「配架場所」があげられる。次に検索には「資料名(表題)」・「内容」・「作成者」・「受取者」・「作成年」・「作成月日」の記述要素を備えればよいと考えられる。そして資料に何らかの措置を施した記録として「資料状態」・「備考」・「登録日」・「登録者」を記入しておけばよいだろう。

その他の記述要素は「受入方法」や「資料形態」のように不急、もしくは「関連情報」や「公開条件」のように記述に時間がかかってしまうため、利用に供している間に充実を図ることになる。なお「記述レベル」に関しては、今回は全てアイテムレベルでの記述となるので後から追加すればよい。

しかし、出納と検索に要すると判断したもののだけでも十要素あり、さらに目録を記述した記録として四要素が加わり、しかも表2の記述すべき内容に依ると一点の資料を入力するのにかかる時間を要するものと推測される。そこで検索に必要な要素は検討したように、例えば「資料状態」はすぐに何らかの措置が必要な場合のみ、「内容」の記述はあくまで「資料名(表題)」の補助的なもの、「作成者」・「受取者」・「作成年」・「作成月日」はあくまで資料から分かる範囲で記述するにとどめるべきである。

また「資料状態」・「備考」も特記することがなければ空白にすればよい。このように記述を限定すれば実際の必須要素は「ID(枝番含む)」・「資料名(表題)」・「ページ数」・「数量」・「配架場所」・「登録日」・「登録者」という七要素になるので、作業時間はかなり短縮され、早期に全資料を把握することが可能になるであろう。

ここまでのことを踏まえると、想定される目録の記述は「表3」

表3 仮目録の想定記述例

要素名	記述例			
資料 ID	000001	000001	000001	000001
枝番	010	011	012	013
資料名 (表題)	5/10学部長会議	大学予算会議開催について(通知)	白菊寮運営要領(案)	(強化クラブ関連資料)
作成者		学校法人立正大学学園理事長〇〇〇〇	白菊寮運営委員会	
受取者		立正大学学長△△△△	熊谷総務課	
作成年(西暦)			1985年	
作成年(和暦)	昭和60年	昭和60年		昭和60年
作成月日	05月10日	05月07日	05月10日	05月10日
出所				
受入方法				
資料形態				
サイズ				
ページ数	5	1	3	2
数量	2	1	1	1
ISSN / ISBN コード				
資料状態			感熱紙で文字が消えかかっている	
内容	昭和60年05月10日の学部長会議議事録メモ(大学予算会議の件、強化クラブの件、学生寮の件、公開講演について)とそのコピー	学校法人立正大学学園理事長〇〇〇〇から立正大学学長△△△△への通知	熊谷総務課から大崎総務課への「白菊寮運営要領(案)」のFAX	昭和60年05月08日付の野球部試合結果 / 昭和60年05月07日付のサッカー部試合結果
備考		「学部長会議資料60.5.10」という印あり		「学部長会議資料60.5.10」という印あり
関連情報				
公開条件				
配架場所	A-1-1	A-1-1	A-1-1	A-1-1
受入年月日				
登録日	20141010	20141010	20141010	20141010
登録者	野崎要	野崎要	野崎要	野崎要

- ・要素の順序は表2に依る
- ・表への網掛けは必須に設定した目録要素
- ・記述内容は実際のものとは異なる
- ・太枠は Excel による検索結果

のようになる。このように記述すれば、少なくとも出納作業はほぼ確実に、紛失などの問題にも早期に対応できる。また「表題」やそれを補う「内容」、作成者や作成年月日が記述されているので簡易的な検索やレファレンスも対応可能となる。即ち、資料を利用に供することができるようになるのである。

おわりにかえて

### — 大学史関連資料群の運用における課題 —

ここまで立正大学の大学史関連資料群を対象としてその全容把握・調査・検索・出納といった、大学史関連資料群の運用に必要な目録要素とその記述について検討を行ってきた。

しかし小論では解決しきれない問題が幾つか存在する。それは対象を「文書」に設定して検討しているため、目録を記述しているうちに資料によって目録要素の不足や記述内容が、先ほどの検討とは異なってしまう場合が出てくることである。特に「モノ資料」や「A・V資料」などはデジタルデータと何らかの形で関連付けされていたほうが取扱いに便利である。それ故、今回の検討を教条的なものとしてはいけないが、何か変更がある場合は必ずそのことを記録しておく、目録作成従事者間での情報共有を図るべきである。

また目録の作成に使用するソフトウェアにも問題がある。小論ではExcelでの作成を想定したが、第二章でも触れたように、Excelは資料の検索には不向きであるといえる。具体的には、Excelの標準機能で検索を実施すると、セルが検索の対象となるため、例えば表3で「白菊寮」を検索すると太枠のように検索語句が記入されて

いるセルが指定されてしまう。そのため記述内容が長いと確認し難いだけでなく、一資料(レコード)に、例えば「表題」と「内容」の両方に検索語句があったとすると、双方とも検索結果の件数(表3では該当レコードは一件だが結果は三件)として表示される。そのため幾つの資料が検索に該当したかすら確認しづらい。また「学」と「學」の字体や「大学長」と「大学学長」といった表記ゆれなどの所謂「あいまい検索」にも対応していない。さらに目的の資料を見つけ出して出納をしようとしても、レコードごとの検索結果表示・印刷などの出力は標準ではできない。

もちろんExcelでも、セルの参照機能やマクロなどを使用すれば、レコードごとの検索結果表示などは可能であろう。しかし、目録作成に従事する者が複数人いる場合などは同時に編集し、瞬時に情報が共有されたほうが、今後の大学史関連資料群の運用に便利だろう。それを可能にするにはデータベースの構築が望まれるのであるが、このデータベースの構築にも様々な問題が存在する。

まず、データベースの構造をどうするかという問題が存在する。近年アーカイブズで注目されているのがXMLデータベースである。これは目録の記述内容にタグを打ち込んで、その記述が目録のどの要素を示すのかを宣言するものである。例えば「 $\langle$ title $\rangle$ 平成二十八年年度事業計画 $\langle$ title $\rangle$ 」とすれば、「平成二十八年年度事業計画」の文字列はtitle、即ち「表題」であることを示す。そしてウェブブラウザなどXMLコードを変換表示できるソフトウェアで表示すると従来の目録と同じような表示が可能になるというものである。なおXML自体はタグを自由に設定できるが、これもアーカイ

ブズ学においてはEADという国際的な指標が存在する。一見便利そうに見えるのであるが、このタグを打ち込む作業が知識を有さない者にとっては難しく、また視覚的に操作しデータベースを構築できるソフトウェアも少ない<sup>14)</sup>。

一方で従来から存在するリレーショナルデータベースも階層構造を表現しにくく、またデータの正規化など様々な専門知識を必要とすることが多い。しかし視覚的に操作できるソフトウェアが存在し、専門知識が浅い者でもなんとか取り扱えるという面もある。

また、やや根本的な問題ではあるが、データベースを複数人で同時編集・共有するためにはサーバーの構築が欠かせず、またネットワークの構築も必要である。理想的なのは大学で使用しているサーバーやネットワークを借りることだが、システムやネットワークの管理者からするとイレギュラーを増やすことになるので、なかなか受け入れてもらえない場合がある。自分たちで機材を整えローカルネットワークを構築することも考えられるが、残念ながら立正大学史料編纂室のスタッフだけでは実現できるだけの能力を持ち合わせていない<sup>15)</sup>。

何れにせよ、どの形式のデータベースでも資料群がどういう性格でいかなる構造をしているのかという全容が把握していないと、後に不具合が発生して再設計することになりかねないので、まずは元になるデータを用意することが最重要であろう。それ故、今回はExcelでの作業を進めることとした。

ところで、今回、立正大学の大学史関連資料群を調査して明らかになったのは、立正大学は大学史編纂事業を何らかの理由で停止し

てしまい、その結果として大学史関連資料群の管理も疎かになっていたということである。これでは『一四〇年』に大学史関連資料群を活用できなかったことも半ば肯ける。しかし、はじめにも述べたように、大学史の学術的価値を低下させてしまう。数多くの大学が大学史編纂後も事業を継続し、ところによっては大学史関連資料群を公開している今日において、立正大学の事例は非常に珍しいケースといえるであろう。このような事態を招かないためには早期に大学史関連資料群の全容を把握して編纂室の管理下におき、大学史編纂の利用に供するとともに、ひとまず学内への利用希望にも積極的に対応、特に記録の重要性をアピールしていかねばならない。そこで第一段階としては目録の要素を検討し、記述する内容を限定したのもそのためである。

これらは今後の課題であるが、いずれにせよ過去の記録を確実に管理できないようであれば、これから作られていく記録も疎かになる。そうなれば良質な記録は残されることはなくなり、様々な場面で説明責任が果たせなくなるであろう。

また将来的なことを考えれば記録の保存だけではなく、記録管理のあり方を見直し、組織文書を扱う「大学アーカイブズ」が設置される一つのきっかけになることを筆者は切に望むものである<sup>16)</sup>。

#### 註

- (1) 寺崎昌男・別府昭郎・中野実編著『大学史をつくる』（東信堂、一九九九年六月三十日）七〇頁（I大学史編纂の動向、寺崎昌男）。初出は『東洋大  
学史紀要』四号（一九八六年三月）

- (2) ここのISA D(G)に関する詳細な説明は割愛するが日本語文献としては、  
 ・アーカイブズ・インフォメーション研究会『記録史料記述の国際標準』(北海道大学図書刊行会、二〇〇一年二月)  
 ・田窪直規「国際標準記録史料記述一般原則」ISA D(G)―その基本構造・考え方と問題点―(『レコード・マネジメント』No.44、二〇〇一年)  
 ・柳沢美美子「国際標準記録史料記述の一般原則」ISA D(G)と方法としてのコンテキスト(『福井県文書館研究紀要』一号、二〇〇四年三月)  
 ・吉田昌弘「一般記録史料記述の国際標準ISA D(G)の解釈論の意義とその試み」『春山作樹教育論集』編纂刊行資料についてのISA D(G)を使用した記録史料記述(『研究室紀要』第三十六号、二〇一〇年六月)  
 ・坂口貴弘「アーカイブズの編成・記述とメタデータ」(『情報の科学と技術』六十一号、二〇一〇年九月)  
 などがある。
- (3) 安中尚史「立正大学の二二〇年」編纂について(『東日本大学史連絡協議会会報』『大学アーカイヴズ』九、一九九三年九月三十日)
- (4) 立正大学史編纂委員会編『立正大学の二二〇年』(一九九二年十月七日) 二二六頁(白井忠功、傍点はママ)
- (5) 『立正大学史資料集』第一集(一九九五年三月三十日、刊行の辞)
- (6) なおアーカイブズ・カレッジの修了論文は原則としてカレッジの受講者のみが閲覧できるが、題目の一覧は国文学研究資料館のホームページで公開されている。
- (7) Excelファイルは基本的に「XLS」で保存されていた。また「刊行物」と「文書」の目録要素は同一である。
- (8) 後にシステムの開発・管理を委託していた外部業者より聞いたところシステムにアップロードする写真の選定も委託していたということである。
- (9) ISA D(G)を用いることなどを検討した論文としては、  
 ・小川千代子「ISA D(G)の実装」アジア歴史資料センターの階層検索システム(『レコード・マネジメント』No.45、二〇〇二年)  
 ・前掲吉田氏論文  
 ・太田富康「アーカイブズ機関における編成記述の動向と課題」都道府県文書館の目録と検索システムの状況から(『国文学研究資料館編』『アーカイブズの構造認識と編成記述』思文閣、二〇一四年三月)  
 などがある。
- (10) 記述レベルとは資料群の階層レベル、例えば、綴やファイル・1資料といった「アイテム」、それらが集まった「シリーズ」などを指す。
- (11) 以下の検討では、神谷智「文書資料目録における資料表記方法の問題点」『名古屋大学大学史資料室保存資料目録』を事例として(『名古屋大学史紀要』十号、二〇〇二年三月)を参考とした。
- (12) 神谷智「大学史資料の「整理番号」について」名古屋大学史資料室における事例紹介(『名古屋大学史紀要』五号、一九九七年三月)三八頁
- (13) 記入時に注意しなければならないのは「肩書き」についてである。例えば「総務課の課長の○○○○」の場合、「総務課課長○○○○」というバタ打ちか、「総務課 課長 ○○○○」というようにスペースなどで区切るか、というようなことや複数人の場合はどうするかなどというような問題がある。これは末尾でも述べるが使用する検索システムにもよるので今後の課題とする。なおこのような問題に関する研究は藤川和史「記録資料管理システムの設計に関する一試案」(『昭和のくらし研究』三号、二〇〇五年三月)があり、三五頁で「単語をかたまりで入力する」するほうが都合がよい」としている。
- (14) XMLとEADを用いたデータベースの検討や普及に向けた活動は国文学研究資料館編「アーカイブズ情報の共有化に向けて」(岩田書院、二〇一〇年二月)に纏められている。
- (15) 小規模ではあるが自らデータベースを構築した例として小樽商科大学(山畑倫志「小規模アーカイブズにおける電子管理システムの構築」(小樽

『商科大学史紀要』(二〇〇九年三月)がある。

- (16) 小論で扱った「大学史関連資料群」は所謂「収集アーカイブズ」に該当するべきものである。本来であれば菅真城氏が『大学アーカイブズ』(大阪大学出版会、二〇一三年八月)の第四章「ポスト年史編纂でない大学アーカイブズの設立」の一〇三―一〇七頁で大学史編纂だけでなく自治体史編纂事業を「アーカイブズ」の設置に結びつけるのは今後難しくなるではないかと指摘している。理論上はそうなのであるが、しかし大学アーカイブズの設置は殆どが年史編纂を契機としているのも事実である。いずれにせよ大学内で記録管理の重要性を認識する必要がある、しっかりとした注釈を入れた年史を作成することはその契機とはならないのだろうか。また大学アーカイブズの設置については、平井孝典は『公文書管理と情報アクセス』国立大学法人小樽商科大学の「緑丘アーカイブズ」(世界思想社、二〇一三年二月)第5章でフィンランドの国立大学の例を紹介し、「文書の管理が厳しく求められているこの国の大学においては、簡単に言ってしまうと、アーカイブズのない大学、設置できない大学は近い将来、消滅することになる」(一七九頁)としている。日本でも公文書管理法の施行に伴い国立大学で法人文書を取り扱う大学アーカイブズの設置が少しずつ進んでいる。私立大学も記録管理や情報公開といった面から大学アーカイブズが設置されるべきではなからうか。

【付記】 小論は「平成二十六年年度アーカイブズ・カレッジ」の修了論文を改稿したものである。カレッジでお世話になった方々、特に修了論文のご指導を賜った太田尚宏先生には、この場を借りて感謝の意を表したい。

## 【キーワード】

立正大学・大学史・目録記述・大学アーカイブズ

《資料紹介》解題

## 京都本法寺と日蓮宗大学林関係資料について

安 中 尚 史

### はじめに

本誌で紹介する「本法寺所蔵『日蓮宗大学林関係資料』学則・関連法規篇」は、京都市上京区の日蓮宗寺院である本法寺が所蔵する近世・近代関係の文書資料群に含まれ、二〇〇一（平成十三）年十二月に同寺が発行した『京都本法寺宝物目録』の「Ⅱ近世近代文書の部」にその所在が明らかにされている。

立正大学史料編纂室は二〇一四（平成二十六）年十一月から二〇一五（平成二十七）年五月にかけて、この目録を手掛かりに本法寺の資料調査を実施した。これにより、本学の前身である日蓮宗が僧侶を養成することを目的として設置した教育機関に関連する稀少な資料を見出すことが適い、これまで本学の歴史において空白であった部分を埋めることが可能になった。

そこで本稿は、本法寺と本法寺の資料、さらには本学に関係する資料が残された経緯等について、少しく紹介する。

### 一、本法寺の歴史

本法寺は室町時代に活躍した日蓮宗僧侶の久遠成院日親によって開創された。日親は一四〇七（応永十四）年に上総国埴谷（千葉県山武市）の埴谷氏一族に生まれ、幼い頃に日蓮宗中山門流（法華経寺）の日英に師事して出家を果たし、後に鎌倉などで熱心に活動して門流内で将来を囑望された。

一四三三（永享五）年、中山門流における九州の総導師という責任ある立場で肥前国小城（佐賀県小城市）へ赴任したところ、諸尊を雑乱勧請する様子を目の当たりにし、門流を統括する法華経寺貫首（住職）の管理に非があると強く批判すると、門流から破門された。その後は京都に移って日蓮の正しい継承者という強い意識のもとに活動し、足利幕府に対する諫暁活動や、他宗派の寺院・僧侶には批判や宗論で改宗を迫った。そのために治世の秩序を乱すとして日親は投獄の身となり、激しい拷問を受けたが決して屈することなく、信念を貫き通したとされる。

日親が本法寺を開創した時期や場所については諸説あり詳細は不

明であるが、一四三六（永享八）年に東洞院綾小路に設けた「弘通所」をはじめりとしている。その後、一四四〇（永享十二）年の幕府に対する諫暁が原因となって捕らわれの身となり、本法寺も破却された。

一四四一（嘉吉元）年、日親は嘉吉の乱による恩赦で釈放され、一四五五（康正年間）年に四条高倉で本法寺を再建した。しかし、一四六〇（寛正元）年に肥前で行った布教活動が原因で日親は捕らわれ、本法寺は再び破却に遭ってしまったが、一四六三（寛正四）年に赦されると、三条万里小路へ移転して復興を果たした。

その後、日親はこの寺を一門の中心地に定めて寺門興隆に心血を注ぎ、有力な信徒たちから支援を受けて本法寺の拡充をはかった。一四八七（長享元）年、日親は本法寺のさらなる発展を發願し、『本法寺縁起』を著して勸進をはじめたが、こころざし半ばで病に倒れ、翌年に八十二歳で波乱に満ちた生涯をとじた。

日親の没後も本法寺は隆盛し、多くの僧侶たちが棲むところとなっていたが、一五三六（天文五）年の法難によって一時は都を追われ大坂の堺へ避難することとなり、後に一条戻橋付近で再興を果たした。しかし、豊臣秀吉の聚楽第建設に伴う都市整備の影響で、一五八七（天正十五）年に小川通寺之内へ移転して今日にいたっている。

この移転に際し当時の貫首であった日通は、外護者の本阿弥光二・光悦親子たちから支援を受けて堂塔伽藍を整備し、本法寺は京都の町に一大栄華を誇るまでに及んだ。しかし、一七八八（天明八）年に京都を襲った大火は本法寺の伽藍をのみ込み、経蔵と宝蔵を残すだけとなった。その後、僧俗が一体となって堂塔再建に対す

る願いを着々と結実し、本堂・開山堂・多宝塔・書院・仁王門などを整備して本法寺の現在を見るにいたった。<sup>③</sup>

## 二、本法寺の資料と『京都本法寺宝物目録』

本法寺は近世・近代関係の文書資料以外にも多くの宗教的・美術的・歴史的に評価の高い資料を所蔵し、日蓮宗の中において質量ともに他をしのいでいる。こうした資料を本法寺では特別に「宝物」として位置づけ、この中には日蓮や日蓮の直弟子、日親や本法寺の歴代貫首らが書き残した曼荼羅本尊・記録・手紙、さらに本法寺と縁の深い名だたる芸術家であった長谷川等伯・本阿弥光悦らの作品など、実に多様なものが含まれている。

この「宝物」の内容は、先にも述べた『京都本法寺宝物目録』（二〇〇一（平成十三年）年）の「I宝物部」で確認することができ、その数は約六百二十点に及ぶ。その他、立正大学史に関係する資料が含まれる「II近世近代文書」約二千七百点と「III建造物」約二十点をあわせ、約三千三百点を本目録は収録している。

こうした本法寺の資料は宗教史・美術史などの研究対象になるものが多く、目録や資料集に限っても京都教育委員会編『本法寺文書』（一九七四（昭和四十九）年）、中尾堯編集代表『本法寺文書』（一九八七（昭和六十二）年）、中尾堯編集代表『本法寺文書』（一九八九（平成元）年）、京都府教育委員会編『京都の文化財（第十三集）』（一九九六（平成八）年）、京都国立博物館編『社寺調査報告21（本法寺）』（二〇〇〇（平成十二）年）で紹介され、『京都本法寺宝物目録』の刊行は先行の業績に負う部分が多い。

『京都本法寺宝物目録』の編纂業務は立正大学日蓮教学研究所があたった。当初、同目録の刊行計画がない中、「本法寺宝物虫払いお風入れ」にあわせ、一九八二（昭和五十七）年から同研究所の構成員によって資料調査が実施された。本法寺の「宝物台帳」や京都教育委員会編『本法寺文書』と現物の照合作業が進むと、台帳や目録に未収録の資料が多く存在することがわかり、さらに方丈内の貫首室から新たに資料が発見されるなど、本法寺が所蔵する資料の全容について、資料調査がはじめられた時点では把握されていないことが判明した。

こうした状況から、本格的な調査を実施する必要性が痛感され、一九八五（昭和六十）年から調査計画が立てられて作業が進められた。その後、一九九八（平成十）年に京都国立博物館によって「本法寺文化財」の調査が行われ、二〇〇〇（平成十二）年に京都国立博物館編『社寺調査報告21（本法寺）』として刊行され、この中に新出資料を含めた資料目録を収めることを検討されたが、その分量の多さから見送りととなり、二〇〇二（平成十四）年に迎える日蓮の立教開宗七百五十年の記念誌として編纂が進められた。そうした中で、二〇〇一（平成十三）年五月に貫首交代が表明されたことにより、同年末の入退寺に向けて刊行することとなり、二〇〇一（平成十三）年十一月に上梓の運びとなった。

### 三、本学関係資料所蔵の経緯

先にも述べたように本誌で紹介する「本法寺所蔵『日蓮宗大学林関係資料』学則・関連法規篇」は、本学の前身である日蓮宗の教育

機関に関する稀少な資料であるが、如何にして本法寺にこうした資料が残されていたのかを見ていく。

本法寺に多くの資料が所蔵されていることは既に述べたが、この状況はこの寺院にも当てはまるわけではなく、種々の条件が重なったことにより今日に至るまで継承された。特に本学関係の資料にその条件を当てはめると、明治後期から大正、昭和初期の貫首が日蓮宗の宗政に深く関わったことが大きな要因といえる。その人物は、第五十二世伊藤日修と同第五十五世三浦日昇（顕孝）で、「日蓮宗宗会」において各本山を代表して選出された議員を長年にわたってつとめた。

明治初年に政府がとった宗教政策によって、日蓮宗をはじめとした仏教各宗派は神仏分離・仏教排撃・廢仏毀釈という多難な問題に直面した。その後、徐々にではあるが宗教政策に変化が見られ、一八七五（明治八）年に仏教各宗派の自治が認められると、日蓮宗は宗内の代表者を集めた会議を開き制度や組織を整えた。さらに時代に即応した変革を遂げながら、よりいっそうの近代化に向けて歩みを進めた。

こうした中で日蓮宗内の総意を立法と行政に反映させるための議会設置が叫ばれ、一八九七（明治三十）年に二院制（甲部・乙部）、議員定数各二十五名、議員任期五年、五年ごとに開会等を中心とする「宗会法」が制定された<sup>4</sup>。この「宗会法」に基づき一八九八（明治三十一）年七月に選挙が行われ、選出された議員によって第一回宗会が一九〇一（明治三十四）年六月に開催され、伊藤日修は甲部議員として名前を連ねている。

伊藤日修は、滋賀県彦根町の蓮華寺住職から一八九四（明治二十七年）年に本法寺へ晋山し<sup>⑥</sup>、その後、宗会議員の選挙で一旦は得票数が当選に達しなかったが<sup>⑦</sup>、開催を直前にひかえた一九〇一（明治三十四）年四月実施された補欠選挙で当選を果たした<sup>⑧</sup>。爾来、一九二三（大正十二）年十一月に開催した第十八回宗会まで<sup>⑨</sup>、二十年以上にわたって宗会議員として日蓮宗の宗政に寄与した。この間、日蓮宗の教育機関・教育制度等の事案に直接関わり、特に一九〇三（明治三十六）年六月の第二臨時宗会で「教育布教の刷新」・「学則改正」・「大学林設立」等について審議された<sup>⑩</sup>。さらに一九一七（大正六）年二月の第十宗会では、大学建築・移転等に関わる「宗則第四号日蓮宗教育法中修正案」を検討する「宗会甲部特別委員会」の委員長に就いた<sup>⑪</sup>。

一方、三浦日昇は、大阪市の妙壽寺住職から一九二七（昭和二年）十二月に行われた本法寺住職選挙に候補者として名を連ね、当選して晋山を果たした<sup>⑫</sup>。翌一九二八（昭和三年）七月の宗会議員選挙において、定員十名を総本山大本山本山住職の互選によって選出する一級議員に、二十二票で最下位ながら当選した<sup>⑬</sup>。爾来、一九二九（昭和四年）年三月開催の第二十三宗会から一九三五（昭和十）年三月開催の第三十宗会まで、宗会議員として活動し日蓮宗の教育問題をはじめとした日蓮宗宗政に深く関わりを持っていった。その後、一九三五（昭和十）年六月に本法寺貫首を退任したことにより、議員の資格も無くなり宗会から離れることになった<sup>⑭</sup>。

### むすびにかえて

本来ならば、本誌で紹介する「本法寺所蔵『日蓮宗大学林関係資料』学則・関連法規篇」は、日蓮宗や立正大学に所蔵されていてもおかしくない資料（所蔵されておくべき資料）であるが、それは適わなかった。その事由は、震災・戦災などの災害や人為的な問題などにあり、種々の条件のうち一つでも当てはまると、こうした資料はいとも簡単に無くなってしまふ。特に近代の資料については、所有者の評価が近代以前の資料に比べて低くなってしまふことが多い。近年、その重要性が理解されるようになったが、優先度はどうしても低く設定され、結果的に残されない場合もあることは否めない。

先にも述べたように本法寺に本学に関係する資料が残されていたことは、種々の条件が重なったことを要因とする。京都に所在する本法寺の貫首が、日蓮宗の宗政に深く関与し、また同時期に宗内は教育に関わる変革がなされようとしていたからであり、その要因のどれ一つが欠けても、このような状況にはならなかったであろう。さらに、こうした資料が現在まで意識的に残され、その資料を整理・調査して結果を公にされたからこそ、本誌での紹介にいたったわけである。

本学の歴史を詳しく正確に解明するためには、種々の側面に対してたゆまぬ努力が必要とされ、このことに関わる誰もがそれを周知している。今後、本法寺と同じような条件を一つでも有する寺院を調査の対象とすれば、日蓮宗や本学に所蔵されていない「立正大学

「史」に関わる重要な資料を新たに見つけ出す可能性もあるが、それは容易ではない。

註

- (1) 日蓮宗大学林は、一九〇四（明治三十七）年に国の教育制度に則して日蓮宗が初めて設立した教育機関で、本学の直接の前身である。明治維新时期からの宗教政策によって仏教各宗派は翻弄されながらも、自宗の法器育成に力を注いだ。日蓮宗においても一八七二（明治五）年に近代的な教育機関が創設され、爾来、名称や体制を変えながら時代に即応し、日蓮宗大学林の設立に至った。

- (2) 立正大学日蓮教学研究所編『京都本法寺宝物目録』（本法寺、二〇〇一年十二月）

- (3) 本法寺の歴史や久遠成院日親に関する研究としては、中尾堯『日親 その行動と思想』（評論社、一九七一年二月）、寺尾英智・北村行遠編『反骨の導師日親・日奥』（吉川弘文館、二〇〇四年九月）などがある。

- (4) 『日宗新報』六百五十四号（日宗新報社、一八九七年十二月十八日）。なお、甲部は総本山大本山本山現住職中より選挙で十八名・管長の特命により二名・末寺甲六等以上の寺院現住職中より選挙で五名、乙部は末寺中乙五等以上現住職で准講師以上の僧階を有する者の中より選挙で二十五名がそれぞれ選ばれた。その後、一九二一（大正十）年の第十四宗会より一院制となり一種・二種・特選議員（『宗報』五十三号、日蓮宗宗務院、一九二一年四月十日）、一九三四（昭和九）年の第二十八宗会より一級・二級・特選議員となった（『宗報』二百八号、日蓮宗宗務院、一九三四年四月十日）

- (5) 『日宗新報』七百八十号（日宗新報社、一九〇一年六月十八日）

- (6) 『日宗新報』五百二十六号（日宗新報社、一八九四年四月五日）

- (7) 『日宗新報』六百七十五号（日宗新報社、一八九八年七月十八日）

- (8) 『日宗新報』七百七十三号（日宗新報社、一九〇一年四月八日）
- (9) 『宗報』八十四号（日蓮宗宗務院、一九二三年十二月十日）
- (10) 『日宗新報』八百五十二号（日宗新報社、一九〇三年六月九日）
- (11) 『宗報』四号（日蓮宗宗務院、一九一七年三月十日）
- (12) 『宗報』百三十二号（日蓮宗宗務院、一九二七年十二月十日）
- (13) 『宗報』百三十三号（日蓮宗宗務院、一九二八年一月十日）
- (14) 『宗報』百三十九号（日蓮宗宗務院、一九二八年七月十日）
- (15) 『宗報』百四十八号（日蓮宗宗務院、一九二九年四月十日）
- (16) 『宗報』二百二十号（日蓮宗宗務院、一九三五年四月十日）
- (17) 『宗報』二百二十三号（日蓮宗宗務院、一九三五年七月十日）

《資料紹介》 翻刻

## 本法寺所蔵「日蓮宗大学林関係資料」学則・関連法規篇

佐藤 康 太

### はじめに

本稿では、立正大学史料編纂室が二〇一四（平成二十六）年十一月から二〇一五（平成二十七）年五月にかけて行った、日蓮宗本山叡昌山本法寺（京都市上京区）における大学史資料調査の際に発見された新出資料のうち、立正大学（以下、本学）の前身である日蓮宗大学林時代の資料から、本学校史上重要度が高いと思われる学則および関連法規等を抜粋し紹介する。

### 一、【資料一】について

本資料は、一九〇三（明治三十六）年十月から一九〇五（明治三十八）年五月にかけて、日蓮宗宗務院より宗内の各寺院へ向けて発せられた一連の宗令布達文書が綴りにされたものである。具体的に、宗令第五十六〜五十九号、番外、六十三号〜六十五号および七十二号までの計九回分の宗令布達を収録する。表紙に代わる第一紙の左下には「伊藤」と墨書で署名がみられることから、当時の本法寺貫首伊藤日修師旧蔵のものである。伊藤師は本資料の作成年代を

含む大学草創期にあたる時期において、日蓮宗宗会甲部議員の要職にあり、伝来する本法寺所蔵の近代文書群のうち、本学関係記事を見出せる資料の多くが伊藤師の貫首在職期間に集中している<sup>①</sup>。なお、本資料が収録する宗令と布達内容は表1の通りである。ここに採録されていない宗令各号の内容は別途精査が必要であるが、「第五十八号」と「番外」を除いて、いずれも直接ないし間接的に日蓮宗大学林関連事項を含んでいることから、本資料は用途を絞って意識的に綴りに仕立てられたものと推測される。なお、第一紙の日付部分には朱書きで訂正などの書き込みもみられる。

本稿ではこのうち、「宗令第五十六号」より「宗則第四号日蓮宗大学林規則」、「宗令五十七号」より「大学林設立実行委員会設置法」・「大学林建設法」、「宗令第六十五号」より「日蓮宗大学林協議員選挙規則」の法規四点について全文をそれぞれ翻刻し掲載した。

まず「日蓮宗大学林規則」（以下、「規則」）は、一九〇四（明治三十七）年四月の専門学校令による「日蓮宗大学林」設立の前年、すなわち、設立認可申請の準備段階において、それまで日蓮宗内の檀林や教育を司る法規であった「宗則第四号日蓮宗学則」を改正し

表1 「宗令布達綴」収録内容一覧

宗令号数	布達年月日	布達内容	備考
五十六号	明治三十六年十月十五日	宗規および宗則第一号・第二号・第三号・第四号・第六号・第七号・第九号・第十号・第十一号改正、宗則第十二号「宗費賦課規則」・宗則第十三号「布教師養成所規則」・宗則第十四号「教師試験検定試験規則」制定・施行	日付訂正書き込みあり(元の印字は十六日) / 宗則第四号・「日蓮宗宗則」↓「日蓮宗大学林規則」
五十七号	明治三十六年十月十五日	「大学林建設法」「大学林設立実行委員会設置法」制定・施行	
五十八号	明治三十六年十月十五日	「台湾布教法」制定・施行	
五十九号	明治三十六年十月十五日	「経常歳入歳出予算及特別会計」決議	大学関連予算記載あり
番外	明治三十七年二月二十五日	「内務省宗甲第八号」訓令	
六十三号	明治三十七年三月二十五日	「教師試験検定試験規則」改正	「日蓮宗大学林規則」第二十二條変更にもなうもの
六十四号	明治三十七年三月二十五日	「私立小学林令」制定	「日蓮宗宗則」改正にもなうもの
六十五号	明治三十七年三月三十一日	「日蓮宗大学林協議員規則」制定・施行	
七十二号	明治三十八年五月十五日	「日蓮宗大学林協議員規則」第三章第五條改正	

制定されたものである。なお、後述するが、この「規則」は一九〇四(明治三十七)年四月の開学時には内容の大幅な増補改訂を経た「日蓮宗大学林学則」(資料三)として施行にいたることになる。

続いて「大学林設立実行委員会設置法」は、その名称どおり、大学林設立のために、宗務院内に設置された「実行委員会」の規定である。本資料によれば委員会の構成員は十二名とあり、その内訳は、管長特命による宗務役員三名と、「旧三学区内ヨリ各三名ヲ選出」した実行委員九名となっている。ここでいう「旧三学区」とは、中檀林の置かれていた池上(第一学区)・身延(第二学区)・京都(第三学区)の三学区と思われる。

「大学林建設法」はわずかに二ヶ条構成の短い法規であるが、大学の校地を具体的に定めたものである。ここには「所在地東京府荏原郡大崎村」とあり、現在の本学校地(品川キャンパス)を定めた

ものとして重要である。

最後に「日蓮宗大学林協議員選挙規則」であるが、これは「宗則第四号第七章」、すなわち先述の「規則」中の「第七章 協議会」にかかる協議員選出のためのルールである。同じく「規則」によれば、協議会は十二名で構成され、協議員の任期は三年とある。協議会による審議事項は「林則の制定」以下七項目(「規則」第六十二条参照)で、いずれも大学林運営全般に関わる内容であり、この詳細な「選挙規則」の制定も相まって、大学運営上における協議会の位置づけが看取できる。

## 二、【資料二】について

資料二は、資料一に収録されている「大学林設立実行委員会設置法」の第四条八項および第十一条に規定されている、「成功報告書」

(いわゆる事業完了報告書)にあたるものである。

本資料の特筆すべき点は、大学林設立以前の教育機関である大檀林および中檀林の統廃合や、その残務処理について具体的な記録がある点である<sup>②</sup>。また、付随する「大学林建設費収支決算」からは、大学林の備品・什器類に至るまで詳細な金額記載もあり、草創期の大学設備はもとより、当時の私立大学設立にかかる経済規模もうかがい知ることができる好資料である。

なお、本資料では当該実行委員会の委員名が明記されているが、委員長の脇田堯惇(のち日蓮宗大学第四代学長)以下、本間海解(学長事務取扱、のち第三代学長追贈)、杉田日布(第六代学長)らといった後の学長クラスの人物が名を連ねている点は注目に値する。

### 三、【資料三】について

資料三は、大学林開林時点の一九〇四(明治三十七)年四月における学則改正の件に関する報告書である。ここに収録される「日蓮宗大学林学則」(以下、「学則」)は、先に資料一として取りあげた「日蓮宗大学林規則」(明治三十六年十月制定)を改正・施行したものである。第一紙の「日蓮宗大学林改正届並御聞置願」によれば、①先に申請した「規則」が、所管の文部省より内容の不備を指摘されたため、これを「学則」に改正して認可を受けた旨、②本来であれば事前に宗会の決議を得るべきであるが、「事情切迫」につき宗会収集がかなわなかった旨、③そして「従来ノ宗則抵触スル点ハ単ニ宗則第四号第十條ノ學科目ニ於テ増加シタル処アルノミ」のため、とりあえず施行し、宗会での改正手続きは追っておこなうこと

になった旨、の三点が記されている。ここで実際に「規則」と「学則」の両者を比較してみると、「規則」が全七章六十五条で構成されているのに対し、「学則」は全十章九十七条の構成となっている。具体的には、第八章〜第十章の三章が新たに加わり、時間割表、入学願書や在学証明書等の各種書式、教科書目録なども加えられ、大幅な増補改訂がなされていることがわかる。

なお、冒頭数ページには「私立日蓮宗大学林認可願」以下、認可申請関連文書と学林の沿革も併せて収録されている。

#### 註

- (1) 本法寺における調査の所感として、本学関連事項を含む資料の残存状況は、おおむね伊藤日修師および三浦頭孝師の両貫首在職期に集中していた。両貫首および本法寺については、本誌掲載の解題(安中尚史「京都本法寺と日蓮宗大学林関係資料について」)を参照。
- (2) なお、元大檀林・中檀林の在学生の処遇については、資料三「学則」中「第十章 附則」第九十五〜九十七条に大学林各科相当年級への編入資格についての規定がある。
- (3) 追加された三章の内容は、第八章「生徒心得」、第九章「寄宿舎規則」、第十章「附則」となっており、学則としての体裁が整えられたといえる。

#### 参考文献

- 立正大学史編纂委員会編『立正大学の一四〇年』(学校法人立正大学学園、二〇一二年)
- 近代日蓮宗年表編集委員会・日蓮宗現代宗教研究所編『近代日蓮宗年表』(日蓮宗宗務院、一九八一年)

## 〔凡 例〕

- 一、本資料は、京都本法寺所蔵の「宗門（近代宗政）」関係史料群のうち、本校校史関係部分を抜粋し翻刻するものである。
- 一、翻刻にあたっては、できる限り原文の体裁を崩さないよう留意したが、紙面の都合により、字配り、改行等については適宜改めた。
- 一、漢字は原則として常用漢字を用い、旧字・異体字については新字に改めた。ただし、人名・組織名等の固有の名称については原文のままとした。
- 一、仮名遣い・送り仮名・句読点は原文通りとした。
- ただし、合略仮名（合字）については、次のように改めた。
- 例 「ろ」↓より 「リ」↓コト 「氏」↓トキ 「氏」↓トモ
- 一、踊り字（繰り返し記号）は、原文通りとした。
- 但し、「ミ」（二の字点、ゆすり点）は使用せず、次のように表記を統一した。
- 例 漢字↓「々」 平仮名↓「ゝ」 片仮名↓「ゝ」 二字以上↓「く」
- 一、「全」(同上記号) 及び「ク」(同じく記号、ノノ字点) は原文通り表記した。
- 一、漢数字は次のように改めた。
- 例 「拾」↓十 「廿」↓二十 「卅」↓三十
- 一、誤字・脱字・当て字については原文のまま表記し、適宜行間に（ ）で注記を付した。
- 一、資料の欠損または判読困難な箇所については、□で示した。

## 【資料一】「伊藤日修師旧蔵宗令布達綴」

〔本法寺・宗門（近代宗政）「DGS社寺法規」所収、仮整理番号 J045015より抜粋〕

## 宗令第五十六号

北海道庁  
各府県本宗寺院中

今般宗会ノ決議ニ拠リ本宗々規並ニ宗則第一号第二号第三号第四号第六号第七号第九号第十号第十一号中別冊ノ通り修正シ且ツ宗則第十二号宗費賦課規則宗則第十三号布教師養成所規則宗則第十四号教師試験補検定試験規則ヲ制定シ内務大臣へ認可出願候処本月三日付ヲ以テ認可相成候ニ付本宗々規並ニ宗則第一号第二号第三号第六号第七号第九号第十号第十一号第十二号ハ直ニ施行シ宗則第四号第十四号ハ明治三十七年四月一日ヨリ施行シ宗則第十三号ハ追テ施行期ヲ定メ候条此旨布達候事

明治三十六年十月十日<sup>五</sup>

管長大僧正 濱 日蓮

## (中略)

宗則第四号日蓮宗学則ヲ左ノ通り改正ス

宗則第四号日蓮宗大学林規則

## 第一章 総 則

第一条 宗規第八号ニ拠リ本則ヲ定ム

第二条 大学林ハ宗立トシ之ヲ東京ニ置キ高等科第一部ノ教場ハ之ヲ京都ニ置ク

第三条 大学林ハ宗学ノ蘊奥ヲ攻究シ及枢要ナル学科ヲ教授シ信念ヲ涵養スルヲ目的トス

第四条 大学林ハ専門科高等科中等科ヲ以テ構成ス

第五条 専門科ハ専ラ宗学ノ蘊奥ヲ攻究セシム

第六条 高等科ハ宗学及他ノ高等学科ヲ教授ス

第七条 中等科ハ本宗教師タラント欲スルモノ又ハ高等科ニ入学セントスルモノニ須要ナル学科ヲ教授ス

第八条 大学林ノ経費ハ一宗ノ負担トス

第二章 学科及修業年限

第九条 専門科ノ学科目ハ宗乗台乗ノ二科トス

第十条 高等科ハ第一部第二部ノ二種ニ區別シ第一部ノ学科目ハ宗乗余乗宗教哲学トシ第二部ノ学科目ハ宗乗国語漢文倫理学教

育学歴史外国語トス随意科トシテ別ニ法制ヲ課ス

第十一条 中等科ノ学科目ハ宗乗倫理国語漢文外国語歴史地理数学博物物理化学習字図画体操トス

第十二条 大学林ノ科程及教科書ハ内務大臣ノ認可ヲ経管長之ヲ定ム

第十三条 修業年限ハ専門科ヲ二ヶ年トシ二学級ヲ設ケ高等科ヲ三ヶ年トシ三学級ヲ設ケ中等科ヲ五ヶ年トシ五学級ヲ設ケ一ヶ

年ヲ以テ一学級ニ配ス

第三章 学年学期教授時限及休業日

第十四条 学年ハ四月一日ニ始まり翌年三月三十一日ニ終ル一学年ヲ分ツテ左ノ三学期トス

第一学期 四月一日ニ始まり八月三十一日ニ終ル

第二学期 九月一日ニ始まり十二月三十一日ニ終ル

第三学期 一月一日ニ始まり三月三十一日ニ終ル

第十五条 始業及終業時限左ノ如シ

月	日	始業	終業
自	四月一日		
至	六月三十日	午前八時	午後二時
自	七月一日		
至	九月三十一日	午前七時	正午十二時
自	十月一日		
至	五月三十一日	午前八時	午後二時
自	六月一日		
至	三月三十一日	午前九時	午後三時

第十六条 休業日ヲ定ムルコト左ノ如シ

大祭日、大祝日、日曜日、釈尊降誕会、同涅槃会、宗祖降誕会、

同涅槃会、開宗会、大学林設立記念日、夏季休業(八月一日ヨリ同三十一日マテ)

冬季休業(十二月二十五日ヨリ翌年一月十日マテ)

第十七条 専門科高等科中等科ノ授業時数ハ宗令ヲ以テ之ヲ定ム

第四章 入学退学

第十八条 入学ハ毎学年ノ始トス但シ時宜ニ依リ学期ノ初二於テ

入学ヲ許可スルコトアルヘシ

第十九条 専門科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ大学林高等科卒業者

ニ限ル

第二十条 高等科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ中等科卒業者又ハ中学校卒業生ニシテ中等科規定ノ宗乗余乗ノミヲ課シ入学試験ヲ行ヒ之ニ合格シタル者ニ限ル

第二十一条 高等科第二級以上ニ入学スルコトヲ得ル者ハ前条ノ入学資格ヲ有シ且ツ其入学スヘキ年級以下ノ学科程度ヲ以テ試験ヲ行ヒ之ニ合格シタル者ニ限ル

第二十二条 中等科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ身体強健品行方正ニシテ高等小学校第二級卒業以上ノ者又ハ之ト同等以上ノ学科程度ニ依リ入学試験ヲ行ヒ之ニ合格シタル者ニ限ル

入学試験科目及程度ハ内務大臣ノ認可ヲ経テ管長之ヲ定ム

第二十三条 中等科第二級以上ニ入学スルコトヲ得ル者ハ前条ノ入学資格ヲ有シ且ツ其入学スヘキ年級以下ノ各学年ノ各科ニ就キ試験ヲ行ヒ之ニ合格シタル者ニ限ル

第二十四条 入学ヲ願フモノハ師僧若クハ法類及当該録司ノ連署ヲ以テ第一書式ニ依リ入学願書ヲ差出スヘシ

第二十五条 入学ノ許可ヲ得タルモノハ第二書式ニ依リ二十日以内ニ在学証書ヲ差出スヘシ但シ入学願書並ニ在学証書用紙ハ学林ヨリ之ヲ下附ス

第二十六条 保証人ハ学林所在地及近県寺院住職ニ限ル若シ不適当ト認メタルトキハ其変更ヲ命スルコトアルヘシ但シ保証人ニ異動アリタルトキハ更ニ届出ヘシ

第二十七条 修行中途ニシラ漫リニ退学転学及休学スルコトヲ許

サス若シ不得止事故アルトキハ師僧（師僧ナキトキハ法類）保証人連署ノ上林長ニ願出ヘシ但シ病氣ノ場合ハ診断書ヲ附スヘシ

#### 第五章 試 験

第二十八条 試験ハ入学、臨時、学期、学年ノ四種トス

第二十九条 入学試験学年ノ初二於テ之ヲ行フ

第三十条 臨時試験ハ毎学期中受持教師ノ見込ヲ以テ一回以上之ヲ行フ

第三十一条 学期試験ハ第一第二学期ノ終リニ於テ之ヲ行フ

第三十二条 学年試験ハ学年ノ終リニ於テ諸学科ノ全部ニ就キ之ヲ行フ

第三十三条 試験ノ評点ハ各学科一百ヲ以テ最高点トシ五十点以上ヲ以テ合格点トス

第三十四条 学期ノ評点ハ試験及日課点ニ依リ之ヲ定ム

第三十五条 学年ノ評点ハ二学期ノ各学期評点ヲ平均シテ之ヲ折半シタルモノト学年試験ノ各学科評点トヲ折半平均シタルモノヲ得点トス

第三十六条 学年試験ハ各学科ノ得点五十点以上平均点六十点以上ヲ得タルモノヲ及第者トス

第三十七条 学年試験ニ於テ平均点以上ヲ有スルモノニシテ若シ一科目ニ限り及第点ヲ得サルモノハ次学年ノ初二於テ再試験ヲ行ヒ六十点以上ヲ得タルトキハ及第者トナスコトヲ得

第三十八条 試験ニ欠課セシモノハ再ヒ其試験ヲ受タルコトヲ得

ス但シ疾病事故ノ実証顯著ナルトキハ学年試験ニ限り次学年ノ初二於テ特ニ試験ヲ行フコトアルヘシ

第三十九条 学年試験ノ平均点九十点以上ヲ得タルモノヲ優等トシ褒賞ヲ行フ

第四十条 学年試験ノ及第者ニシテ品行ニ就キ最高点ヲ得タルモノハ褒賞ヲ行フ

第四十一条 學術優等品行方正ナルモノハ協議会ニ諮リ<sup>(特ニ)</sup>持待生トシテ食費ヲ給与スルコトアルヘシ

第四十二条 各科卒業生ニシテ學術品行拔群ノモノハ協議会ニ諮リ管長ニ具申シ宗費ヲ以テ学資ヲ補助シ他ニ遊学セシムルコトアルヘシ

第四十三条 専門科高等科中等科最終ノ学年試験ニ及第シタルモノニハ卒業証書ヲ授与シ其他ノ学年試験ニ及第シタルモノニハ修業証書ヲ授与ス

第四十四条 試験ノ成績ハ林内ニ揭示シ学年試験ノ成績ハ特ニ師僧又ハ保証人ニ報告ス

#### 第六章 職員

第四十五条 大学林ニ左ノ職員ヲ置ク

林長一名、教頭二名(専門科高等科一名中等科一名)教授若干、助教若干、講師若干、舎監二名、會計一名、書記一名、校医一名

第四十六条 林長ハ大学林各科ノ学務ヲ統理シ林内ノ秩序ヲ保持ス

ス

第四十七条 林長ハ統理上必要ト認ムルトキハ協議会ニ諮リ本則ノ範圍内ニ於テ規則ヲ定メ施行スルコトヲ得

第四十八条 教頭ハ林長ヲ補佐シ職員ヲ統監シテ教務ニ従事ス

第四十九条 教授助教及講師ハ林長及教頭ノ指揮ヲ承ケ教授ニ従事ス

第五十条 舎監ハ上長ノ指揮ニ從ヒ寄宿舎ニ関スル事務ヲ監理ス但シ舎監ハ助教教授ヲ兼務スルコトアルヘシ

第五十一条 會計ハ出納常務ニ従事スルモノトス

第五十二条 書記ハ上長ノ指揮ニ從ヒ庶務ニ従事ス

第五十三条 林長ハ協議会ノ推選ニ依リ管長之ヲ任命ス

第五十四条 教頭以下ハ林長ノ其状ニ依リ管長之ヲ任命シ又ハ囑托ス

第五十五条 第四十五条ニ規定セル職員ノ外高等科第一部ノ教場ニ左ノ職員ヲ置ク

教頭一名、教授二名、講師若干、舎監一名、會計一名

第五十六条 教頭ハ林長ノ指揮ヲ承ケ部内ノ教務ヲ統理ス

第五十七条 教授及講師ハ教頭ノ指揮ニ從ヒ教授ニ従事ス

第五十八条 舎監ハ教頭ノ指揮ニ從ヒ寄宿舎ヲ監理シ庶務ニ従事ス

第五十九条 會計ハ出納常務ニ従事ス

#### 第七章 協議会

第六十条 大学林ニ協議会ヲ設ク

協議会ハ協議員十二名ヲ以テ組織ス

大学林々長ハ協議会ヲ召集シ議長ハ互選ヲ以テ之ヲ定ム

第六十一条 協議員ハ左ハ選出方ニ拠リ選挙シ管長之ヲ任命シ其

任期ヲ滿三年トス但シ再選セラル、コトヲ得

被選人ハ大講師以上現任職ノモノトス

選挙人ハ区内乙五等以上ノ現任職ノモノトス

選挙長ハ管長ノ特命トス

選挙区域ヲ定ムルコト左ノ如シ

(選挙区)

(府 県)

(員 数)

第一区	東京府	一人
第二区	神奈川県	一人
第三区	埼玉県 茨城 群馬 栃木	一人
第四区	千葉県	一人
第五区	山梨県 長野	一人
第六区	静岡県	一人
第七区	愛知県 三重	一人
第八区	石川県 富山 京都府 奈良 和歌山	一人
第九区	大阪府 奈良 和歌山	一人
第十区	岡山県 愛媛 徳島 香川	一人
第十一区	熊本市 佐賀 長崎 福岡	一人
第十二区	宮崎 鹿兒島 福山 青森	一人
	北海道 秋田 岩手	一人

第六十二条 協議会ハ左ノ事項ヲ審議ス

一 林則制定ノ件

二 管長又ハ林長ヨリ諮詢ノ件

三 学科ノ制定及変更ノ件

四 予算及決算ニ関スル件

五 校舎營繕ニ関スル件

六 林長ノ推選及職員聘用ニ関スル件

七 宗会ニ提出スヘキ教育ニ関スル議案編製ニ関スル件

第六十三条 協議会ハ毎年三月之ヲ召集ス但シ緊急ノ場合臨時協

議会ヲ召集スルコトアルヘシ

第六十四条 協議員三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ開会ヲ請求シタル

トキハ林長ハ直ニ協議会ヲ召集スヘキモノトス

第六十五条 法要規則、生徒心得、教場規則、寄宿舎規則、罰則

図書器具管理規則、參觀人規則ハ第一書式第二書式ハ宗令ヲ以

テ之ヲ定ム

宗令第五十七号

北海道庁  
各府県本宗寺院中

今般宗会ノ決議ニ拠リ大学林建設法及大学林設立実行委員会設置  
法ヲ制定シ大学林建設法ハ明治三十七年四月一日ヨリ施行シ大学  
林設立実行委員会設置法ハ直ニ施行候本年十一月五日限り本則第  
三条ノ実行委員ヲ選挙シ任命ヲ申請スヘシ此旨相達候事

明治三十六年十月十五日

管長大僧正 濱 日蓮

大学林設立実行委員会設置法

第一条 大学林設立ニ付機務処理ノ為メ実行委員会ヲ設置ス

第二条 実行委員会ハ宗務役員三名実行委員九名ヲ以テ組織ス

第三条 前条ノ実行委員ハ旧三学区内ヨリ各三名ヲ選出シテ管長

之ヲ任命シ宗務役員三名ハ管長之ヲ特命ス

第四条 実行委員ハ左ノ事項ヲ処理ス

一 元大檀林及第一学区第二学区中檀林残務整理ノ件

二 元大檀林及三中檀林生徒処理ニ関スル件

三 大学林設備ニ関スル件

四 元第一学区中檀林新築校舎受取ニ関スル件

五 学科編製ニ関スル件

六 林長推選教職員聘用ノ件

七 教場増築ニ関シ設計及予算ノ件

八 大学林設立成功報告ノ件

九 予算ニ関スル件

第五条 実行委員会ハ委員ノ互選ヲ以テ委員長ヲ定メ委員長ハ委

員会ヲ召集シ其議長トナル

第六条 実行委員会ハ必要ニ応シ何時タリトモ召集スルコトヲ得

第七条 実行委員ハ互選ヲ以テ常務委員三名ヲ定ム

此場合ハ宗務役員ニシテ実行委員タルモノヲ除ク

第八条 実行委員会ノ会場ハ当分ノ内宗務院内ヲ以テ之ニ充テ追

テ校舎落成ノ上ハ茲ニ移スモノトス

第九条 実行委員ニハ往復旅費及滞在実費ヲ給与ス

第十条 設立実行予算金七百円トシ臨時費中ヨリ支弁ス

第十一条 本法ニ定メタル実行委員会ハ発布ノ日ヨリ実行シ大学

林設立成功ノ日ヲ竣テ消滅スルモノトス但シ此場合ハ設立報告

書ト共ニ宗令ヲ以テ達スヘシ

大学林建設法

一 大学林ノ校舎及敷地ハ第一学区中檀林ノ校舎及敷地（所在地

東京府荏原郡大崎村）ヲ以テ之ニ充ツ

二 大学林第一部ノ校舎ハ第三学区中檀林ノ校舎及諸建物ヲ以テ

之ニ充ツ

宗令第六十五号

今般日蓮宗大学林協議員選挙規則別冊之通り制定シ明治三十七年  
四月一日ヨリ施行候条此旨布達候事

明治三十七年三月三十一日

管長大僧正久保田日龜

日蓮宗大学林協議員選挙規則

第一章 総則

第一条 宗則第四号第七章二抛り本則ヲ定ム

第二章 選挙長及選挙区域

第二条 大学林協議員ノ選挙ヲ行フトキハ管長ハ選挙区内ノ録司

一名ヲ指定シ選挙長トス

第三条 大学林協議員ノ選挙区及協議員ノ員数左ノ如シ

(選挙区)

(府県)

(員数)

第一区	東京府	一人
第二区	神奈川県	一人
第三区	埼玉県 群馬県 栃木	一人
第四区	千葉県	一人
第五区	山梨県 長野	一人
第六区	静岡県	一人
第七区	愛知県 三重	一人
第八区	石川県 富山 福井 京都府	一人
第九区	大阪府 奈良 和歌山	一人
第十区	岡山県 愛媛 香川 山口 鳥取 高知 徳島 広島 島根	一人
第十一区	熊本 鹿兒島 佐賀 福岡 大分 宮崎 沖縄	一人
第十二区	宮城 山形 秋田 福島の 青森 北海道 岩手	一人

第三章 選挙人及被選人ノ資格

第四条 大学林協議員ノ選挙人ハ寺祿等級乙五等以上寺院ノ現住

職ノモノトス

第五条 大学林協議員ノ被選人ハ僧階大講師以上寺祿等級乙五等以上寺院ノ現住職ノモオトス

第六条 左項ノ一二該当スルモノハ大学林協議員ノ選挙人被選人タルコトヲ得ス

一宗務院役員

但シ評議員会計監査員ハ此限りニ非ス

一停止以上ノ懲戒処分中ノモノ又ハ懲戒赦免後満一ケ年ヲ経サルモノ

第四章 名簿

第七条 録司ハ毎年五月一日ヲ期トシ其部内大学林協議員ノ選挙人被選人ノ資格ヲ有スルモノヲ調査シ人名簿二本ヲ調製シ同月十五日迄ニ其一本ヲ選挙長ニ差出スヘシ

第八条 選挙長ハ五月三十日迄ニ各録司ヨリ差出シタル人名簿ヲ合シテ該区全体ノ名簿二本ヲ調製スヘシ

但シ縦覧期限後名簿確定ノ上其一本ヲ宗務院ニ差出スヘシ

第九条 選挙長ハ六月一日ヨリ十日間ヲ期シ名簿ノ縦覧ヲ許シ若シ其誤記脱漏ノ申立ヲ為シタルトキハ其理由及証憑ヲ審査シ六月二十日迄ニ之ヲ訂正スヘシ

但シ縦覧期限ヲ経過シタル後其申立ヲ為スモ無効トス

第十条 前諸条ニ依リ調製シタル名簿ハ次年ニ於ケル調製ノ日迄之ヲ据置クモノトス

第五章 選挙ノ期日及投票所

第十一条 選挙人は左ノ書式ニ従ヒ投票ヲ作り七月三十日限り選挙場へ差出スヘキモノトス  
但シ補欠選挙ヲ行フトキハ宗令ヲ以テ其期日ヲ指定ス

第五章 選挙ノ期日及投票所

投票用紙ハ選挙長ヨリ選挙人ノ住職セル寺院ニ配付スルモノトス

第十二条 大学林協議員ノ選挙場ハ各選挙区ノ選挙長ニ於テ便宜之ヲ指定スヘシ

第十三条 選挙長ハ選挙場ノ秩序ヲ保持スル為メ必要ノ場合ニ於テ適宜取締法ヲ設クルコトヲ得

第六章 開業<sup>(マ)</sup>及当選

第十四条 投票開審ハ八月一日トシ選挙長及選挙人三名若クハ五名立会ノ上開票審査スルモノトス

但シ補欠選挙ノ投票開審日ハ宗令ヲ以テ之ヲ定ム立会人ハ選挙長ニ於テ開票前選挙人中ニ就キ之ヲ指定シ開票当日ニ至リ予定立会人事故アルトキハ臨時之ヲ補欠スヘシ

第十五条 左ニ掲クル投票ハ無効トス

一 投票書式ニ違反シタルモノ

一 自選シタルモノ

一 代理人ノ名義ヲ以テ投票シタルモノ

第十六条 投票効力ノ有無ニ付疑義ヲ生シタルトキハ立会人ノ意見ヲ聞キ選挙長之ヲ決定ス此決定ニ対シテハ異議ヲ申立ルコトヲ得ス

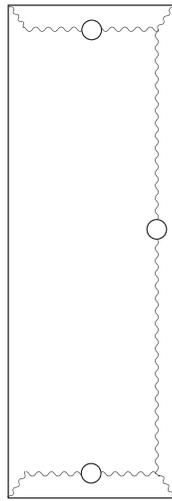
第十七条 投票ハ次期ノ開票当日迄各選挙長ニ於テ之ヲ保存ス可

第十八条 選挙長ハ選挙ノ顛末ヲ記載セル明細書ヲ作り立会人署名ノ上之ヲ保存スヘシ

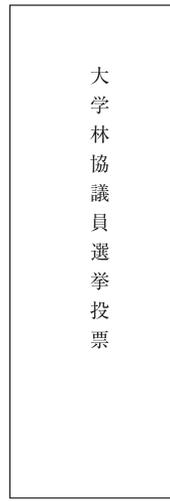


形図ルタシ封糊面裏

○印ハ封印シタル図形



形図ノ面表



第十九条 投票最多数ヲ得タルモノヲ以テ当選人トシ最高点者ノ

半数以上ヲ得タルモノ、中最多数ヲ得タル者ヲ以テ次点者トシ

当選人其当選ヲ辞シタルトキハ次点者ヲ以テ当選人トス

但シ得点同数ナルトキハ教師等級ノ高キモノヲ取り教師等級同

シキトキハ其補任ノ順次ニ依ル補任ノ日同シキトキハ抽籤ヲ以

テ之ヲ定ムヘシ

之ヲ保存スヘシ（朱線打ち消し）

第二十条 当選人定マリタルトキハ選挙長ヨリ本人ニ通知シ其諾

否ヲ問フヘシ

本人ハ通知ニ接シタル後十日間内ニ諾否ヲ届出ヘシ若シ該期日

内ニ諾否届出ヲ為サズルトキハ当選ヲ辞シタルモノト見做ス

第二十一条 大学林協議委員当選承諾ノ届出ヲ接受シタルトキハ

選挙長ヨリ其任命ヲ管長ニ申請スヘシ

第二十二条 当選人其当選ヲ承諾セサルトキハ再ヒ選挙ヲ行フモ

ノトス

但シ第十九条但書ノ規定ニ依リ当選ヲ失ヒタルモノアルトキハ

其当選ヲ失ヒタルモノヲ以テ更ニ当選人トシ第二十条第二十一

条ノ手續ヲ行フ者トス

第二十三条 前条ニ依リ再選挙ヲ行フトキハ其選挙ノ期日ハ宗令

ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

### 第七章 議員ノ任期及補欠選挙

第二十四条 大学林協議員ノ任期ハ三ヶ年トス

但シ再選スルモ妨ナシ

第二十五条 大学林協議員中欠員ヲ生シタルトキハ次点者ヲ以テ

之ヲ補ヒ選挙長ヨリ第二十条第二十一条ノ手續ヲ行フ者トス

第二十六条 次点者承諾セサルトキ又ハ次点者ナキトキハ選挙長

ヨリ之ヲ宗務院ニ通知シ補欠選挙ヲ求ムヘシ

第二十七条 補欠選挙ハ補欠選挙請求書ヲ接受シタル日ヨリ十五

日以内ニ於テ行フヘキモノトス

補欠協議員ノ任期ハ前協議員ノ任期ニ依ル

### 第七章 (八カ) 協議員移動及選挙経費

第二十八条 大学林協議員ニシテ宗務役員ニ任セラレ又ハ被選挙

格ヲ失ヒタルトキハ退職者トス

第二十九条 大学林協議員選挙ニ関スル経費ハ其選挙区ノ負担ト

ス

宗令第七十二条

全国本宗寺院中

宗令第六十五号日蓮宗大学林協議員選挙規則第三章第五条中「寺

祿等級乙五等以上寺院ノ」ノ十二字ヲ削除ス

右布達候事

明治三十八年五月十五日

管長大僧正 久保田日龜

【資料二】「大学林設立成功報告書」

〔本法寺—宗門（近代宗教）「1045 社寺法規」所収、仮整理番号 1045-006〕

大学林設立成功報告書

宗令第五十七号大学林設立実行委員会設置法ニ拠リ明治三十六年十二月八日ヲ以テ該委員会ヲ開キ明治三十七年三月三十一日ヲ以テ粗ホ大学林設立ノ功ヲ奏スルニ至ル依テ該設置法第四条ニ指示セル各項目処理ノ経過及委員會議事録等別冊ノ通りニ候条此段報告候也

明治三十七年四月四日

大学林設立実行委員会

委員長 僧正 脇 田 堯 惇 印

管長大僧正久保田日龜殿

（改頁）

（合二欠カ）

大学林設立実行委員設置法第四条ノ処理項目ハ左ノ如ク実行ス

第一項元大檀林及第一学区第二学区中檀林残務整理ノ件ハ左ノ如ク処理ス

- 一 元大檀林建築物ハ現状ノ儘承教寺へ還付シ修繕費トシテ金三百円ヲ下附ス
- 一 元大檀林蔵書籍ハ旧寮監ヨリ引継キ大学林教頭ニ臨時保管ヲ委托ス

但シ書籍課付属ノ金銭出納ハ旧寮監ヨリ宗務院へ直ニ引継

ク蔵書蔵版目録ハ追テ訂正整理シ版權ヲ大学林へ移スコト

一 元大檀林教授用ノ器具並ニ仏具其他雜資具等ノ内必要ノモノハ大学林へ移シ他ハ悉皆承教寺へ寄附ス其目録ハ別冊第一号第二号ノ通り

一 元大檀林教職員等へ慰勞トシ金四十一円五十錢ヲ下附ス其細目ハ別冊第三号ノ通り

一 元第一学区第二学区中檀林残務整理ノ為メ金四百円ツ、下附シ各学区ノ当事者ヲシテ適宜処理セシム

一 元第一学区第二学区中檀林所属ノ財産資具ハ其学区内ノ所

有トシテ適宜処理セシム

第二項元大檀林及三中檀林生徒処理ニ関スル件ハ別冊第四号ノ

通り処理ス

右収容編入法ニ関シ生徒ノ事情ヲ斟酌シ三月二十二日ヨリ一周

間予習会ヲ開ク

第三項大学林設備ニ関スル件ハ左ノ如ク処理ス

一 文部省認可申請出願手続ハ別冊第五号ノ通り

一 教授用博物理化学等器械標本類並ニ体操器械等ノ設備別冊第六号ノ通り

一 教科書類設備別冊第七号ノ通り

一 講堂並ニ教場ノ内容設備別冊第八号ノ通り

一 寄宿舎諸般ノ設備別冊第九号ノ通り

一 炊事場建築並ニ附属建物食堂資具諸般設備別冊第十号ノ通り  
 第四項元第一学区中檀林新築校舍受取ニ関スル件ハ左ノ如ク処理ス

校舎及敷地ハ第一学区中檀林長及建築委員ヨリ受取り登記  
 訂正ノ手續ヲ經テ大学林ノ名義ニ変更ス其代表者ハ管長ト  
 ス

其受取目錄ハ別冊第十一号ノ通り

第五項学科編製ニ関スルノ件ハ宗則第四号日蓮宗大学林規則第一章第二章ニ拠リ且ツ文部省ノ注意ニ從ヒ別冊第十二号ノ通り編製ス

第六項林長推選教職員聘用ノ件ハ左ノ如ク撰定ス  
 林長並ニ教頭三名ハ委員会ノ投票ヲ以テ推撰シ教授以下ノ職員ハ委員会ニ於テ適任ト認ル者ヲ予選シ各自ノ内諾ヲ得テ当局へ具申ス其人名左ノ如シ

林 長

小林 日 董

専門科高等科第二部教頭

本 門 海 解

高等科第一部教頭

風 間 隨 學

中等科教頭

柴 田 一 能

教 授 富木 堯 廣

清水 龍 山 冷泉 要 悖

後藤 照 善

西谷 龍 顯 風間 淵 靜

稲田 海 素

山田 英 源

講 師

松本文 三 郎

姉崎 正 治

神戸 寅 次 郎

舍 監 中野 文 靚 松浦 泰 行  
 書 記 村上 孝 俊  
 會 計 荻 未 是 寛

但シ高等科第一部ノ囑托講師舎監會計等ハ追テ撰定ス

第七項教場増築ニ関シ設計及予算ノ件ハ化学教場一棟増築ス其費用並ニ内容諸般ノ設備等別冊第十三号ノ通り

第八項大学林設立成功報告ノ件

諸般設備經過ノ報告ハ左ノ別紙明細表目ヲ作成シ管長へ具申ス  
 第一号 元大檀林什器ノ内大学林へ移転ノ品種並ニ林長室備

付ノ品種(略表)

附タリ不用ニ属スル種目(略表)

第二号 元大檀林什器ノ内承教寺へ寄附種目(略表)

第三号 元大檀林並ニ二中檀林残務整理費(収支決算第五表)

第四号 元大檀林並ニ三中檀林生徒処理収容法(大学林学則附則)

第五号 文部省認可申請出願手續書類(別冊)

第六号 理化博物等器械標本類並ニ体操用器械其他教授用器具

(収支決算第一表)

第七号 教科書購求目録(全上)

第八号 講堂並ニ教場ノ設備費目(全上)

第九号 寄宿舎設備費目(全上)

第十号 炊事場建築並ニ附属建物食堂設備諸般費目(全上)

第十一号 元第一学区中檀林ヨリ領収ノ校舎敷地等ニ関スル目録

第十二号 学科表(大学林学則第十二条)

第十三号 化学教場並ニ備付費目(収支決算第一表)

第十四号 予算審査表(省略)

第十五号 諸般設備雜費目(収支決算第一表)

第十六号 金錢物品等寄附品目(収支決算別表)

第十七号 委員会議事録(省略)

第十八号 元大檀林蔵書目録(省略)

以上

第九項予算ニ関スル件ハ左ノ如ク審査ス

宗令第五十九号歳出予算中金八千八百三十八円大学林經常費

ノ各項目ヲ審査シ三十七年度ノ予算額ヲ定ムルコト第十四号

ノ通り

右ノ通り決議ス

明治三十七年四月四日

実行委員長 脇田堯惇印  
実行委員 本間海解印  
全 酒井日慎印

全 相田<sup>(杉)</sup>日布印

全 富田海音印

全 加茂巖透印

全 佐野貫孝印

全 山本隆海(病氣欠席)

全 貫名英勇(病氣欠席)

全 加藤日慶印

全 皆川文明印

全 牧口泰存印

第十一号表

元第一学区中檀林ヨリ領収ノ校舎敷地等ニ関スル目録

一校舎敷地 三千五百坪

荏原郡大崎村大字谷山百五十三番地外十三筆

一周囲土堤 百十三間

一講 堂 一棟 六十三坪

木造瓦葺平家 一棟 百四坪八合四夕<sup>(マ)</sup>

一教 場 一棟 百四坪八合四夕<sup>(マ)</sup>

木造瓦葺総二階 二棟 百七十坪

一寄宿舎 木造瓦葺総二階 一棟 三十四坪

一食 堂 一棟 三十四坪

平 家

一 便所及浴室 二十一坪五合

平 家

一 廊 下 五十四坪

塗 炭 葺

一 植 木 五百余株

一 前項ニ対スル図面並ニ書類一切

以 上

(改頁)

大学林建設費収支決算

収 入

一金七千八百九十四円三十三銭二厘 収入総額

内 訳

金千二百二十九円四十五銭 寄附金(別表)

金二百三十五円七十銭 開林式表賀

金六千四百二十九円十八銭二銭<sup>(厘力)</sup> 借 入 金

支 出

一金七千八百九十四円三十三銭二厘 支出総額(別表)

以 上

(別 表)

一金七千八百九十四円三十三銭二厘 支出総額

内 訳

金三千四百二十三円五十九銭 設備費(第一表)

金二千〇〇二円五十銭

金二百七十七円六銭五厘

金百十二円

金千百五十三円八十二銭

金九百二十五円三十五銭七厘

以 上

第 一 表

一金三千四百二十三円五十九銭

内 訳

金百七十円

金六十円

金五十四円十五銭

金五十四円

金二百四十二円二十五銭

金百円

金四円二十七銭

金五円

金五十五円

金三十五円

金二十八円

金十六円

金四円

増築費(第二表)

開林式費(第三表)

入学生予習費(第四表)

元大檀林第一、第二、学区檀林残務整理費(第五表)

実行委員会費(第六表)

設 備 費

理化学用器械

体操木馬一本

体操台一基

体操金棒一本

鉄砲三十挺

運動場埋立費

喇叭一個

指揮刀一振

人体模型一躯

人体骨格模型一躯

耳模型一個

眼球模型一個

解剖器械一組

金二円五十銭	石骨小児半面一個	金三十円	下駄箱二十個
金一円八十銭	全上足一個	金十一円三十七銭五厘	塵取及服掛
金八十銭	全上ミカン一個	金十九円四十銭	洗面所トタン等費
金三円八十銭	世界地図一幅	金三円	洗面器
金三円五十銭	日本地図一幅	金四百十七円十銭	アセチリン瓦斯及発生器費
金九円	生理解剖掛図五幅	金七円二十九銭五厘	廊下直シ
金四十六円二銭五厘	教科用図書	金五十六円二十五銭	西洋竈
金九十九円二十銭	講堂敷物	金四十六円	食堂用卓二十脚
金三十三円	講堂窓掛	金二十八円	全上用椅子四十脚
金百二十円	全上用椅子二十五脚	金百十円七十銭	下水土管布設
金百〇五円	ヲルガン一台	金十二円二十一銭	浴室備付
金二百七十九円	教場用椅子百脚	金十四円五十銭	水箱
金百四十一円	図画用机椅子三十脚	金四十六円	鉛管三ヶ所
金二十四円三十銭	教員用机九脚	金十五円	飯櫃二十五個
金三十四円二十銭	全ホーム九個	金三円三十五銭	大釜三個
金七十八円	黒板九枚	金二百円	化学室用椅子二十九脚
金五十二円二十五銭	教場用窓掛五十五	金十三円	大学林図面制作費
金三十円	全上用戸棚二個	金六十七円八十銭	活版費
金七円三十五銭	手洗器水指一組	金二十六円六十銭	柔道用具費
金十三円五十銭	鉄砲台二台	金二十一円五十五銭	塗物一式
金二十七円	椅子十五脚	金三十三円九十七銭五厘	土堤修繕キコク植附
金七円三十二銭五厘	寄宿舎窓掛	金二十九円七銭	諸器具運搬費

金十六円五十銭

金三十円

金七円八十七銭五厘

金六円

金二十一円

金十二円

金六十円七十九銭

金三十二円三銭

金十円

金六十円

以上

第二表

一金二千〇〇二円五十銭

内 訳

金千四百円

金五十三円六十銭

金四百七十六円五十銭

金二十四円四十銭

金四十八円

以上

第三表

金二百七十七円六銭五厘

謄写版一具

祖像修繕費

手筈四十五本

帽子掛四百個

椀百六十人前

茶碗百五十人前

組替へ工事費

資具費

表札書費

雜費

内 訳

金十三円六十五銭

金百二十二円六十五銭

金二十二円三十五銭

金三十七円五十銭

金五円

金一円五十銭

金四円五十一銭

金五円二十三銭

金二十三円八十五銭

金四円六十五銭

金四円五十銭

金十二円十六銭五厘

金十六円

金三円五十銭

以上

第四表

一金百十二円

内 訳

金十五円

金十二円

金十円

開林式案内状

弁当

菓子

正宗

盃

土瓶

草履

車費

補助員実費

雇人心付

白金巾一カマ

雜費

大学林写真二千枚

余興費

入学生予習費

井口氏報酬

賀來氏報酬

須田氏報酬



金百十五円 (化学器械一式)

- 金百〇五円 (風琴一台)
- 金三百円
- 金十円五十銭 (謄写版一組)
- 金五円 (唾鈴三十組)
- 金二十円 (擊劍道具二組)
- 金七円五十銭 (柔道用具三組)
- 金七円三十銭 (地図)
- 金四円三十銭 (地図)
- 金八円六十銭 (図画用石骨)
- 金一円 (全上之一部)
- 金十一円二十五銭 (植物解剖掛図  
指揮刀一振)

- 濱井日成
- 小早川是教
- 湯川泰雅
- 祖父江亮精
- 梶原辨曉
- 加藤惠能
- 森泰應
- 立花泰亮
- 山口鳳音
- 藤本智順
- 小泉日慈
- 磯村榮親
- 加茂巖透
- 前田日榮
- 久保田日遙
- 富田海音
- 景山佳雄
- 身延山久遠寺  
山内有志
- 男全三郎
- 山田英源
- 津田日厚

- 金九円 (人体解剖図五幅)
- 金六十円 (鉄棒一台)
- 金二十円
- 金八十三円 (人体解剖模型耳解剖模型)
- 金三十五円 (人体骨格模型)
- 金十六円 (眼球解剖模型)
- 金五円 (信号喇叭)
- 金五十円 (体操棚)
- 金十円
- 金三円
- 金十円
- 金十五円
- 金五円
- 金五円
- 金三十円

- 柴田一能
- 柴田仲子
- 皆川文明
- 身延山久遠寺
- 武見日恕
- 小倉文承
- 中里日勝
- 久保田日龜
- 關日懿
- 金山十べ
- 豊田是能
- 磯野宣了
- 西川日賸
- 岡庭海運
- 中村日雅
- 市川日調
- 小川日應
- 梨羽日環
- 近江正瑞
- 黒澤日明
- 照山日榮
- 齋藤日意

金十円

田中日齋

金十円

關可鳳

金十円

太田衛

金十円

藤原日迦

金五円

酒井日愼

金三十円

小木重兵衛

金六円

布施耀玄

金十円

森孫右衛門

金五円

大久保庄太郎

以上

【資料三】「日蓮宗大学林学則改正届並御聞置願」

(本法寺—宗門(近代宗政)「1045社寺法規」所収、仮整理番号1045-006)

今般本宗大学林ヲ明治三十六年三月文部省令第十主号専門学校令ニヨリ専門学校トナスノ件ニ付文部大臣ノ認可ヲ申請致候処従来ノ宗則第四号大学林学則ハ不備ノ点アル趣同省ノ指示ニ基キ別冊ノ通り制定ノ上明治三十七年四月一日ヲ以テ文部大臣ノ認可ヲ得候間本年三月宗教局長通牒宗甲第九号ニヨリ別冊学則及御届候最モ本学則ノ制定ハ宗則第四号ノ改正トナルベキモノナルヲ以テ予メ宗会ノ議ヲ経ベキ筈ニ有之候処事情切迫宗会召集ノ暇無之且ツ規

定ノ内容ニ於テハ従来ノ宗則ニ抵触スル点ハ単ニ宗則第四号第十

条ノ学科目ニ於テ増加シタル処アルノミニ有之候仍テ不取敢新学則

ヲ施行シ宗会ニ対スル改正ノ手続ハ追テ宗会ノ開会ヲ待チ履行可

致候間事情御酌量ノ上特ニ右御聞置相成度此段併セテ及上申候也

明治三十七年四月

管長大僧正久保田日龜印

内務大臣子爵芳川顯正殿

内務省指令管甲第三一号

日蓮宗大学林学則改正ノ儀ニ付上申ノ趣聞置ク

明治三十七年五月三日

内務大臣 子爵芳川顯正

私立日蓮宗大学林認可願

明治三十六年六月開設ノ臨時宗会ノ決議ニ基キ従来東京市芝区二

本榎一丁目十八番地ニ設置ノ日蓮宗大檀林ト東京府荏原郡池上村

本門寺境内設置ノ日蓮宗第一学区中檀林ト山梨県甲府市稲門設置

ノ日蓮宗第二学区中檀林ト京都市上京区岡崎善正寺境内設置ノ日

蓮宗第三学区中檀林トヲ合併シ専門学校令ニヨリ私立日蓮宗大学

林ヲ設置シ尙徴兵令第十三条ニヨリ認定相成度仍テ専門学校令第

十五条ニヨリ専門学校規程第一条ニ定ムル処ノ事項及明治三十二年

六月文部省令第三十四号第一条ニ掲記ノ各事項取調此段奉願上候也

明治三十七年二月十八日

私立日蓮宗大学林設立代表者

文部大臣久保田讓殿

日蓮宗管長久保田日龜<sup>印</sup>

明治三十七年四月二日

文部大臣久保田讓

(改頁)

日蓮宗管長久保田日龜

明治三十七年二月十八日付願中私立日蓮宗大檀林ト同第一学区同第二学区同第三学区ノ中檀林トヲ合併シテ私立日蓮宗大学林ト称シ本年四月一日ヨリ専門学校令ニヨリ設置ノ件認可ス  
明治三十七年四月一日

文部大臣 久保田讓<sup>印</sup>

(貼紙)

文部省告示第百二十八号

東京府私立日蓮宗大学林(専門科、高等科  
中等科)

右ハ徵兵令第十三条ニ依リ認定ス但シ認定ノ効力ハ別科ニ及ハス

明治三十七年六月一日

文部大臣 久保田讓

私立日蓮宗大学林設立者

久保田日龜

明治三十七年二月十八日付願左記ノ者ヲ其大学林教員ニ採用ノ件公立、私立専門学校規程第七条第一項第四号ニ依リ認可ス

小林 日董  
本間 海解  
富木 堯廣  
清水 龍山  
風間 隨學  
後藤 照善  
冷泉 要惇  
柴田 一能  
西谷 龍顯  
神戸 寅次郎  
田中 一貞  
畑 功  
里見 純吉  
岡田 郷次郎  
風間 淵靜  
稲田 梅素(海丸)  
山田 英源  
加藤 爲三郎

認可申請事項

一 目的 本林ハ宗学ノ蘊奥ヲ攻究シ及ヒ枢要ナル学科ヲ教授シ信

念ヲ涵養スルヲ目的トス

一 名称 私立日蓮宗大学林ト称ス

一 位置 専門科高等科第二部及中等科ハ東京府荏原郡大崎村字谷

山、高等科第一部ハ京都府上京区岡崎町善正寺境内

一 学林ノ沿革 別紙第一号取調書ノ通り

一 学則 別紙第二号取調書ノ通り

一 教員ノ氏名資格分担学科及専任兼任ノ別

別紙第三号及第四号取調書ノ通り

一 生徒ノ定員現在生徒学年学級別員数

別紙第五号取調書ノ通り

一 卒業生ノ員数及卒業後ノ状況

本林ハ這般改定ノ学則ニ基キ来ル四月ヨリ新夕ニ始業スルモノ

ナルヲ以テ卒業生ノ員数及卒業後ノ状況等ハ茲ニ之ヲ挙グルコ

ト能ハズ

一 敷地建物ノ図面及其所有ノ区別

別紙第六号取調書ノ通り

一 開校年月 明治三十七年四月

一 経費及維持ノ方法

別紙第七号取調書ノ通り

一 教科書目録

別紙第八号取調書ノ通り

一 教授用器械及標本目録

別紙第九号取調書ノ通り

一 設立者ノ履歴

別紙第十号取調書ノ通り

一 学林長ノ履歴

別紙第十一号取調書ノ通り

学 林 ノ 沿 革

本宗学林ハ明治八年宗会ノ決議ニ基キ九区ニ分チ其一区ヲ以テ大

教院トナシ余ノ八区ヲ中教院トナシ茲ニ初メテ開設セラレタリ次

テ明治十七年十一月大教院ヲ大檀林中教院ヲ檀林ト改称シ更ニ八

区檀林ヲ十二区檀林ニ増設シ別ニ檀林ノ下ニ宗学林ナルモノヲ設

ケタリ次ニ明治二十八年ノ會議ニ於テハ十二区檀林ヲ減シテ八区

檀林トナシ翌二十九年七月其筋ノ認可ヲ経テ従来ノ学制ヲ刷新シ

尚ホ其名称ヲモ大檀林中檀林小檀林ト改メタリ後チ明治三十六年

ノ臨時宗会ノ決議ニ依リ小檀林ヲ全廢シ大中檀林ヲ合併シテ一大

学林トナシテ新築校舍ニ移転スル筈ナリ

(改頁)



科外	計	体操	図画	理化	博物	数学	地文地理	英語	歴史	漢文	国語	修身	宗乘	科目/学年	
														第一年	第二年
法要式	三	兵式	自在画		鉢物	算術	日本地理	習字、読方、読解、書取	日本歴史	講読	作文、取読	道德要旨	宗乘大意	第一	毎週
	三	全上	全上		植物	代全	外国地理	書取	全上	全上	全文上	全上	全上	第二	上全
	三	全上	全上		動物、生理衛生	幾何	全上	全上、全上、全上、文法	東洋歴史	全上	全上	全上	全上	第三	上全
	三	全上	投影画法	化学	動物	全上		全上	西洋歴史	全上	全上	全上	全上	第四	上全
	三	全上				幾何	地文学	全上	全上	全上	全上	全上	全上	第五	上全
	三	全上				三角法		全上	全上	全上	全上	全上	全上	第六	上全

科外	計	卒業論文	体操	経済	法制	外国語	日蓮宗大学林中等科学科課程及授業時間表	
							現在各宗教義	英逸語
	二九		兵式及器械	法制大意	英語			
			全上	經濟大意	全上			
	三〇		全上	憲法要論	全上			
	三〇		全上		全上			

第十三条 修業年限ハ専門科ヲ二ケ年トシ二学級ヲ設ケ高等科ヲ

三ケ年トシ三学級ヲ設ケ中等科ヲ五ケ年トシ五学級ヲ設ケ一ケ年ヲ以テ一学級ニ配ス

第三章 学年学期教授時間及休業日

第十四条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル一学

年ヲ分テ左ノ三学期トス

第一学期 四月一日ニ始マリ八月三十一日ニ終ル

第二学期 九月一日ニ始マリ十二月三十一日ニ終ル

第三学期 一月一日ニ始マリ三月三十一日ニ終ル

第十五条 始業及終業時限左ノ如シ

月日 始業 終業

自四月一日 午前八時 午後二時

自六月三十日 午前八時 正午十二時

自七月一日 午前七時 午後二時

自九月一日 午前八時 午後二時

自十月一日 午前九時 午後三時

第十六条 休業日ヲ定ムルコト左ノ如シ

大祭日 大祝日 日曜日 釈尊降誕会 同涅槃会 宗祖降誕会

同涅槃会 開宗会 大学林設立紀念日 夏期休業(自八月一日同)

冬期休業(自十二月二十五日)

第四章 入学退学及懲戒罰則

第十七条 入学ハ每学年ノ始メトス但シ時宜ニ依リ学期ノ始メト

日以内ニ於テ入学ヲ許可スルコトアルベシ

第十八条 専門科本科ニ入学スルコトヲ得ルモノハ大学林高等科本科卒業業者ニ限ル

専門科別科ニ入学スルコトヲ得ルモノハ高等科別科卒業生若クハ之ト同等ノ学力ヲ有スト認メタルモノニ限ル但シ必要ト認メタル場合ニハ高等科第一部第三年級ノ科目中ノ一科若クハ数科ニ付入学試験ヲ行フコトアルベシ

第十九条 高等科本科ニ入学スルコトヲ得ルモノハ中等科卒業業者又ハ中学校卒業生ニシテ中等科規定ノ宗乗ノミヲ課シ入学試験ヲ行ヒ之ニ合格シタルモノニ限ル

高等科別科ニ入学ヲ得ルモノハ中等科五年級学科目中左ノ五科目ヲ以テ試験ヲ行ヒ合格シタルモノニ限ル其学科目左ノ如シ

宗乗 修身 国語漢文 歴史 地理

第二十条 高等科本科第二年以上ニ入学スルコトヲ得ルモノハ第十九条第一項ノ入学資格ヲ有シ且ツ其入学スベキ年級以下ノ学科程度ヲ以テ試験ヲ行ヒ之ニ合格シタルモノニ限ル

第二十一条 中等科ニ入学スルコトヲ得ルモノハ身体強健品行方正ニシテ高等小学校第二級卒業以上ノモノ又ハ之ト同等以上ノ学科程度ニ依リ入学試験ヲ行ヒ之ニ合格シタルモノニ限ル其学科目左ノ如シ

国語 算術 地理 日本歴史

第二十二条 中等科第二級以上ニ入学スルコトヲ得ルモノハ前

条ノ入学資格ヲ有シ且ツ其入学スベキ年級以下ノ各学年ノ各科

ニ付試験ヲ行ヒ之ニ合格シタル者ニ限ル

第二十三条 入学ヲ願フモノハ師僧若シクハ法類ノ連署ヲ以テ第

一書式ニ依リ入学願書及履歷書ヲ差出スベシ

第二十四条 入学ノ許可ヲ得タルモノハ第二書式ニ依リ二十日以内ニ在学証書ヲ差出スベシ但シ入学願書及在学証書用紙ハ学林ヨリ之ヲ下附ス

第二十五条 保証人ハ学林所在地及近県寺院住職ニ限ル若シ不適当ト認メタルトキハ其変更ヲ命スルコトアルベシ但シ保証人ニ異動アリタルトキハ更ニ届出ツベシ

第二十六条 疾病其他止ヲ得サル事故ニヨリ二ヶ月以上修学スルコト能ハサルトキハ師僧(師僧ナキトキハ法類)保証人連署ノ上林長ニ願出デ許可ヲ得テ其学年間休学スルコトヲ得

但シ休学中其事故止ムトキハ願ニ依リ出席ヲ許可スルコトアルベシ

第二十七条 休学ノ許可ヲ得タルモノハ次学年ノ始メヨリ其原級ニ入り修学スベキモノトス

第二十八条 疾病其他止ヲ得サル事故ニ依リ退学セントスルトキハ其事由ヲ詳記シ師僧(若クハ法類)保証人ノ連署ヲ以テ願ヒ出デ林長ノ指揮ヲ待ツベシ

第二十九条 左ノ一項若クハ数項ニ該当スルモノハ其輕重ニヨリ謹責、停学、退学等ニ処スベシ

一 出席常ナラサルモノ

一 保証人其責ヲ尽サルモノ

一 以上ノ外学則或ハ命令ニ背キ林内ノ風紀ヲ紊リ生徒タルノ  
本分ニ違フモノ

第三十条 左記各項ノ一ニ当ルモノハ退学ヲ命スルモノトス

一 性行不良ニシテ改善ノ見込ミナシト認メタルモノ

一 学力劣等ニシテ成業ノ見込ミナシト認メタルモノ

一 引続キ一ヶ年欠席シタルモノ

一 正当ノ理由ナクシテ引続キ一ヶ月欠席シタルモノ

第三十一条 一旦退学セシモノ一ヶ年以内ニ於テ再ヒ入学ヲ願ヒ

出ツルトキハ詮議ノ上原級ニ編入ヲ許可スルコトアルベシ

第三十二条 懲戒セラレタルモノアルトキハ其事實ヲ林内ニ揭示

シ事情ニヨリテハ師僧(若クハ父兄)保証人ニ通知シ尚宗内一

般監督官庁及各学校ニ通知スルコトアルベシ

第三十三条 懲戒処分ヲナスト雖トモ事情ニヨリテハ其理由ヲ説

明セサルコトアルベシ

## 第五章 試験

第三十四条 試験ハ入学、臨時、学期、学年ノ四種トス

第三十五条 入学試験ハ学年ノ初メニ於テ之ヲ行フ

第三十六条 臨時試験ハ毎学期中受持教師ノ見込ヲ以テ一回以上

之ヲ行フ

第三十七条 学期試験ハ第一第二学期ノ終リニ於テ之ヲ行フ

第三十八条 学年試験ハ学年ノ終リニ於テ諸学科ノ全部ニ就キ之

ヲ行フ

第三十九条 試験ノ評点ハ各学科一百点ヲ以テ最高点トシ五十点  
以上ヲ以テ合格点トス

第四十条 学期ノ評点ハ試験及日課点ニ依リ之ヲ定ム

第四十一条 学年ノ評点ハ二学期ノ各学期評点ヲ平均シテ之ヲ折

半シタルモノト学年試験ノ各学科評点トヲ折半平均シタルモノ

ヲ得点トス

第四十二条 学年試験ハ各学科ノ得点五十点以上平均点六十点以

上ヲ得タルモノヲ及第者トス

第四十三条 学年試験ニ於テ平均点六十点以上ヲ有スルモノニシ

テ若シ一科目ニ限り及第点ヲ得サルモノハ次学年ノ始メニ於テ

再試験ヲ行ヒ六十点以上ヲ得タルトキハ及第者トナスコトヲ得

第四十四条 試験ニ欠課セシモノハ再ヒ其試験ヲ受クルコトヲ得ズ

但シ疾病事故ノ実証顯著ナルトキハ学年試験ニ限り次学年ノ初

メニ於テ特ニ試験ヲ行フ事アルベシ

第四十五条 学年試験ノ平均点九十点以上ヲ得タルモノヲ優等ト

シ褒賞ヲ行フ

第四十六条 学年試験ノ及第者ニシテ品行ニ就キ最高点ヲ得タル

モノハ褒賞ヲ行フ

第四十七条 學術優等品行方正ナルモノハ協議会ニ諮リ特待生ト

シテ食費ヲ給与スルコトアルベシ

第四十八条 各卒業生ニシテ學術品行拔群ノモノハ協議会ニ諮

リ管長二具申シ宗費ヲ以テ学資ヲ補助シ他ニ遊学セシムルコトアルベシ

第四十九条 専門科高等科中等科最終ノ学年試験ニ及第シタルモノハ卒業証書ヲ授与シ其他ノ学年試験ニ及第シタルモノニハ修業証書ヲ授与ス

第五十条 試験ノ成績ハ林内ニ掲示シ学年試験ノ成績ハ特ニ師僧又ハ保証人ニ報告ス

## 第六章 職員

第五十一条 大学林ニ左ノ職員ヲ置ク

林長一名、教頭二名（専門科高等科一名中等科一名）教授若干、助教授若干、講師若干、舎監二名、会計一名、書記一名、校医一名

第五十二条 林長ハ大学林各科ノ学務ヲ統理シ林内ノ秩序ヲ保持ス

第五十三条 林長ハ統理上必要ト認ムルトキハ協議会ニ諮リ本則ノ範囲内ニ於テ規則ヲ定メ施行スルコトヲ得

第五十四条 教頭ハ林長ヲ補佐シ職員ヲ統監シテ教務ニ従事ス

第五十五条 教授、助教授及講師ハ林長及教頭ノ指揮ヲ承ケテ教授ニ従事ス

第五十六条 舎監ハ上長ノ指揮ニ從ヒ寄宿舎ニ関スル事務ヲ監理ス但シ舎監ハ助教授ヲ兼務スルコトアルベシ

第五十七条 会計ハ出納常務ニ従事スルモノトス

第五十八条 書記ハ上長ノ指揮ニ從ヒ庶務ニ従事ス

第五十九条 林長ハ協議会ノ推選ニ依リ管長之ヲ任命ス

第六十条 教頭以下ハ林長ノ具状ニ依リ管長之ヲ任命シ又ハ囑托ス

第六十一条 第五十一条ニ規定セル職員ノ外高等科第一部ノ教場ニ左ノ職員ヲ置ク

教頭一名、教授二名、講師若干、舎監一名、会計一名

第六十二条 教頭ハ林長ノ指揮ヲ承ケ部内ノ教務ヲ統理ス

第六十三条 教授及講師ハ教頭ノ指揮ニ從ヒ教授ニ従事ス

第六十四条 舎監ハ教頭ノ指揮ニ從ヒ寄宿舎ヲ監理シ庶務ニ従事ス

第六十五条 会計ハ出納常務ニ従事ス

## 第七章 協議会

第六十六条 大学林ニ協議会ヲ設ク

協議会ハ協議員十二名ヲ以テ組織ス

大学林長ハ協議会ヲ召集シ議長ハ互選ヲ以テ之ヲ定ム

第六十七条 協議会ハ左ノ選出方ニヨリ選挙シ管長之ヲ任命シ其任期ヲ滿三ヶ年トス但シ再選セラル、コトヲ得

被選人ハ大講師以上現任職ノモノトス

選人ハ選挙区内乙五等以上ノ現任職ノモノトス

選挙長ハ管長ノ特命トス

選挙区域ヲ定ムルコト左ノ如シ

(選挙区) (府 県) (員 数)

第一区 東京府

一人

第二区 神奈川県 一人

第三区 埼玉、茨城、栃木 一人

第四区 新潟、群馬、千葉県 一人

第五区 山梨、長野 一人

第六区 静岡県 一人

第七区 愛知、三重、岐阜、滋賀 一人

第八区 石川、富山、福井、京都府 一人

第九区 大阪、奈良、兵庫、和歌山 一人

第十区 岡山、愛媛、香川、山口、鳥根 一人

第十一区 鳥取、高知、徳島、広島、熊本、長崎、大分、宮崎、鹿児島、佐賀、福岡、沖縄、鹿兒島、福島、青森、北海道、岩手、宮城、山形、秋田、岩手、福島、青森、北海道 一人

第十二区 一人

第六十八条 協議会ハ左ノ事項ヲ審議ス

一 林則制定ノ件

二 管長又ハ林長ヨリ諮詢ノ件

三 学科ノ制定及変更ノ件

四 予算及決算ニ関スル件

五 校舎営繕ニ関スル件

六 林長ノ推選及職員聘用ニ関スル件

七 宗会ニ提出スベキ教育ニ関スル議案編製ニ関スル件

第六十九条 協議会ハ毎年三月之ヲ召集ス

但シ緊急ノ場合ハ臨時協議会ヲ召集スルコトアルベシ

第七十条 協議員三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ開会ヲ請求シタルト

キハ林長ハ直チニ協議会ヲ召集スベキモノトス

第八章 生徒心得

第七十一条 本林生徒タルモノハ夙ニ上求下化ヲ以テ自任スルモノナレハ志操遠大举措沈重ニシテ他日宗家伝道ノ法器トナラン

コトヲ期シ苟モ其正鵠ヲ失スル事ナカルベシ

第七十二条 本林生徒タルモノハ左ノ各項ヲ遵守服膺スベシ

一 学林教職員ノ命令ニ違背スベカラサル事

一 師友ニ対シテハ殊ニ敬愛礼讓ヲ重シ苟モ傲慢疎忽ノ挙動アルベカラサル事

一 途上ニ於テ師友又ハ宗内ノ僧侶ニ遇ハ、相当ノ礼ヲ行フベキ事

一 毎朝暮ノ参堂ハ必ス怠ルベカラズ且ツ参堂ノ際ハ威儀整肅ニシテ苟モ暴慢ノ挙動アルベカラサル事

一 林内ノ諸器具ヲ毀損シ又ハ樂書スベカラズ若シ毀損スルモノハ之ヲ償ハシメ其故意ニ出ヅルモノハ更ニ罰則ニヨリ処分スル事

一 病氣其他ノ事故ニ依リ欠席スルトキハ翌日午前中ニ保証人連署ヲ以テ其旨届出ベシ又ハ病氣欠席一週以上ニ及ブモノハ醫師ノ診断書ヲ添フベキ事

但シ在舎生ニ於テハ保証人ノ証明ニ代フルニ舎監ノ認印ヲ以テスベキ事

第七十三条 本林高等科第二部生及中等科生ハ凡テ左ノ制服制帽

ヲ着用スベシ

一 制服 背広仕立紺色(又ハ黒色) 洋服

一 制帽 仏蘭西形徽章ハ本林所定ノモノヲ附スベシ

但シ仏式ニハ法衣ヲ着用スベシ

第七十四条 師僧父兄又ハ親戚等ノ家ニ在テ特別ノ監督アルモノ

ノ外ハ本林寄宿舎ニ入ル可シ

第九章 寄宿舎規則

第七十五条 寄宿舎ハ林長ノ指揮ヲ受ケ舎監之ヲ監督シ教室内ノ

訓育ト相俟テ舍生一般ノ高潔ナル氣風ヲ養成スルヲ目的トス

第七十六条 前条ノ目的ヲ達スル為メ舍生ハ舎監々督ノ下ニ能ク

舍則及訓諭ヲ遵守シ規律アル共同生活ヲ営ムベシ

第七十七条 寄宿舎ハ学年ノ始ニ於テ之ヲ開キ夏期休業中ハ之ヲ

閉ツ

第七十八条 入舎セントスルモノハ第三号書式ニ依リ入舎願ヲ差

出シ舎監ノ指揮ヲ待ツベシ

(式書号三第)

入舎願

私儀御林寄宿舎へ入舎仕度候ニ付御許可被成

下度此段願上候也

何科何年生

氏名 ①

年月日

日蓮宗大学林舎監御中

第七十九条 入舎ヲ許可セラレタルモノハ第四号書式ノ入舎証書

ヲ差出スベシ

但シ用紙ハ学林ヨリ之ヲ下附ス

(式書号四第)

入舎証書

何府県何郡何番地何寺住職某徒弟

何誰何男(弟又ハ戸主等)

氏名 年月日生

年月日生

右ハ今般入舎相願候上ハ御舎々則等確ク為相守可申ハ勿論該人

ニ関スル一切事件ハ拙者引受申候依テ証書如件

年月日

日蓮宗大学林御中

住所 保証人

氏名 ①

第八十条 生徒ノ入舎ハ每学年ノ始メ又ハ欠員アルトキハ隨時之ヲ許可ス

第八十一条 退舎セント欲スルモノハ保証人連署ヲ以テ其事由ヲ

詳記シタル退舎願ヲ差出シ舎監ノ指揮ヲ待ツベシ

第八十二条 晨起、勤行、自修、外出、消灯、食事、入浴、舎内

行事等ノ時間割ハ授業時間ニ隨ヒ適宜ニ舎監之ヲ指定ス

第八十三条 疾病、外泊、帰国、旅行等時間割規定以外ノ出来事

ニ関シテハ渾テ舎監ノ指揮ヲ受クベシ

第八十四条 舎生ハ順次当直ヲナシ舎監ノ指揮ニ従ヒ其任ニ当ルベシ

第八十五条 舎生ハ各自ニ掃除清潔ノ責ニ任シ毎日必ス之ヲ怠ルベカラズ

但シ毎月二回大掃除ヲナスベシ

第八十六条 舎生各自所有ノ物品紛失シタルトキハ其事情ヲ具申シ舎監ノ指揮ヲ受クベシ

第八十七条 舎生ノ学資金ハ凡テ表書ヲ舎監宛テニテ送付スベシ  
其手續左ノ如シ

一 毎月末日迄ニ翌月ノ分ヲ送付スベシ

一 教科書其他必要ナル器具購求等臨時ノ費用ハ舎監ノ証明アルニ非サレバ送金スベカラズ

一 送金ノ時ハ何月分学資何円等ト明記スベシ

一 学資金受取人ハ必ス日蓮宗大学林舎監トシ郵便為替（但シ書留）又ハ価格表記郵便ヲ以テ送金スベシ

一 学資金ヲ受取帳簿ニ記入ヲ終ルトキハ便宜領収ノ旨ヲ通知スベシ

第八十八条 舎生学資金ハ舎監之ヲ監督シ会計係之ヲ保管シ舎生ノ用途ニ従テ之ヲ支出スベシ

第八十九条 学資ヲ支出セント欲スルモノハ支出前日迄ニ舎監室ニ出頭シ其品代価等ノ記載ヲ乞ヒ所定ノ支出日ニ会計係ヨリ受

取ルベシ但シ学資金帳簿ハ常ニ舎監室ニ於テ之ヲ保管ス

第九十条 舎生病氣ニ罹ルトキハ速ニ舎監ニ届出テ指揮ヲ受クベシ

第九十一条 病氣三日以上ニ渉ルトキハ林医ノ診察ニヨリ保証人ノ許ヘ引取り療養セシムルコトアルベシ

第九十二条 舎内禁条ノ大要左ノ如シ

一 本林生徒タルノ品位ヲ汚スガ如キ言行アルベカラズ

一 猥りニ他室ニ入りテ其自修等ヲ妨グベカラズ

一 飲酒及喫煙スベカラズ

一 妄リニ衣類雑品等ヲ門外ニ持出スベカラズ

一 林内ノ器具等ヲ毀損シ及樂書スベカラズ

一 面会ハ必ス応接室ニ於テシ外来人ハ勿論通勤生ト雖トモ之ヲ室内ニ誘ヒ入ルベカラズ

一 右ノ外凡テ舎内ノ風紀ヲ紊スノ行為アルベカラズ

第九十三条 舎監ノ訓諭ニ違反シ舎内ノ風紀秩序ヲ紊スノ行為アリト認ムルトキハ其輕重ニヨリ謹慎又ハ退舎ヲ命スベシ

第九十四条 前各条以外ニ以テ必要ト認ムルトキハ舎監隨時口達又ハ揭示ヲ以テ之ヲ注意スベシ

#### 第十章 附 則

#### 現在生徒処理方法

第九十五条 元中檀林一、二、三、四、五年級ハ本林中等科一、二、

三、四、五年級ト対照シテ試験ノ上相当年級ヘ編入スルモノトス

第九十六条 元中檀林生徒ニシテ三十七年三月卒業ノモノハ入学

試験ノ上本林高等科第一年級ノ別科ニ入学ヲ許スモノトス  
第九十七条 元大檀林一、二、三年級ハ本林高等科一、二、三年ト対

照シテ試験ヲ行ヒ本則第十九条ノ資格ヲ有スルモノハ相当年級  
ノ本科へ編入シ其他ハ別科ニ編入スルモノトス

(甲式書号一第)

入学願書(用紙美濃野紙)

右ハ今般御林 科第 年級へ入学致度候ニ付  
御許可被成下度別紙履歷書(及某学校卒業又ハ  
修業証)相添へ此段願上候也

年 月 日 本人 氏 名 印

府 市 町 郡 村 住 職  
日蓮宗大学林御中 師僧(又ハ) 氏 名 印  
県 国 僧(法類)

(乙式書号一第)

履 歷 書(美濃野紙)

一 氏 名(振り仮名ヲ付クベシ)  
一 原 籍 族  
一 法 籍  
一 誕 生  
一 学 業  
一 賞 罰  
右之通相違無之候也

年 月 日 右本人 氏 名 印

(乙式書号二第)

収入二  
錢印紙

在学証書書(用紙美濃野紙)

私議今般御林へ入学御許可相成候ニ付テハ学則命令等固ク  
相守リ猥リニ転学退学等仕間敷候仍テ誓書差出シ候也

原 籍 族  
氏 名  
明治年月日生

右之者在学中ニ係ル事件ハ同人御林ニ在学中ハ勿論御林ノ  
学籍ヲ脱シ候後タリトモ私ニ於テ一切引受け屹度其責任ヲ  
尽シ可申候仍テ保証如斯ニ候也

原 籍 族  
居 所  
氏 名 印  
年月日生

日蓮宗大学林御中

- 私立日蓮宗大学林教科書目録
- 專 門 科
- 第一年及第二年
- 宗 乘 遺文録 御義口傳 日向記 三千論
- 余 乘 天臺三大部



漢文	國語漢文同志會 中等漢文讀本三、四	英語	神田乃武 英語讀本三 ナシヨナル讀本三	歷史	本 <sup>(マ)</sup> 田淺次郎 新編日本歷史下	地理	三省堂 外國新地理	數學	樺正董 算術教科書下 代數教科書上	博物	藤井健太郎 植物學教科書	図画	小山正太郎 中等臨畫帖三、四 彩畫初步一	宗乘	三大秘法鈔 弘教要義	國語	落合直文 中等國語讀本五、六 中等國文典中	漢文	國語漢文同志會 中等漢文讀本五、六	英語	神田乃武 英語讀本四 ナシヨナル讀本四 中文典	歷史	秋月胤繼 東洋史	地理	三省堂 外國新地理下	數學	樺正董 代數學教科書上、下 幾何學小教科書平	博物	丘淺次郎 近世動物學教科書 近世生理學教科書	図画	小山正太郎 中等臨畫帖五、六 彩畫初步一、二	宗乘	四信五品鈔 諦觀錄	國語	落合直文 中等國語讀本七、八 中等國文典下
----	----------------------	----	------------------------	----	----------------------------------	----	--------------	----	----------------------	----	-----------------	----	-------------------------	----	------------	----	--------------------------	----	----------------------	----	----------------------------	----	-------------	----	---------------	----	---------------------------	----	---------------------------	----	---------------------------	----	-----------	----	--------------------------

第 四 年

漢文	國語漢文同志會 中等漢文讀本七、八	英語	神田乃武 英語讀本五 ナシヨナル讀本五 中文典 實用英語課二	歷史	箕作元八 西洋略史	地理	佐藤傳造 <sup>(マ)</sup> 中等地文教科書	數學	菊地大麓 幾何學小教科書立 全上初等 平面三角法教科書	物理化学	本多光太郎 新撰物理學 普通教育化學教科書	宗乘	御振舞抄 法華綸貫	國語	金子元臣 弘文館 徒然草 中學國文學史	漢文	國語漢文同志會 中等漢文讀本九、十	英語	グツト、マンナー 自作論抄 實用英語課三 大文典	歷史	箕作元八 西洋略史 新撰日本帝國史	地理	佐藤傳造 <sup>(マ)</sup> 中等地文教科書	數學	菊地大麓 幾何學小教科書立 全上初等 平面三角法教科書	物理化学	本多光太郎 新撰物理學 普通教育化學教科書	宗乘	御振舞抄 法華綸貫	國語	金子元臣 弘文館 徒然草 中學國文學史	漢文	國語漢文同志會 中等漢文讀本九、十	英語	グツト、マンナー 自作論抄 實用英語課三 大文典	歷史	箕作元八 西洋略史 新撰日本帝國史	地理	佐藤傳造 <sup>(マ)</sup> 中等地文教科書	數學	菊地大麓 幾何學小教科書立 全上初等 平面三角法教科書	物理化学	本多光太郎 新撰物理學 普通教育化學教科書
----	----------------------	----	-----------------------------------	----	--------------	----	--------------------------------	----	--------------------------------	------	--------------------------	----	-----------	----	------------------------	----	----------------------	----	-----------------------------	----	----------------------	----	--------------------------------	----	--------------------------------	------	--------------------------	----	-----------	----	------------------------	----	----------------------	----	-----------------------------	----	----------------------	----	--------------------------------	----	--------------------------------	------	--------------------------

第 五 年

(以上)

## 大学史づくりの経験から

— 中央大学百年史編纂事業を振り返って見て今思うこと —

中川壽之

ただいま、ご紹介にあずかりました中央大学広報室大学史資料課の中川でございます。

はじめに、このような機会を与えてくださった奥田晴樹先生はじめ立正大学史料編纂室並びに大学史料編纂課のみなさまに心から御礼申し上げます。

またお忙しい中、ご来場くださいましたみなさまに感謝申し上げます。

私が現在、籍を置いております大学史資料課はこの四月一日にスタートしたばかりの課であります。それより前は、三十五年間、大学史編纂課と申しておりました。

私はこの大学史編纂課で三十四年間、つまり編纂課が出来た翌年から業務に関わって参りました。

本日は、中央大学の大学史すなわち百年史編纂事業に長年、私自身が、嘱託として携わって参りました立場、その経験からお話をさせていただくというのを改めてご承知置き願います。

もとより人はその立場によって、もの見え方が違うと言われています。それからしますと、私の話がみなさまにどれほどお役に立

つか、甚だ心許ないのですが、折角奥田先生からこのような機会をいただきましたので、これまでの経験から中央大学百年史編纂事業で、どのようなやり方で何を成してきたのか、また何が課題として残ったのか、今三十年以上を振り返って見て思うことを述べさせていただきます。

前置きが長くなりましたが、みなさまのお手元にはA4判六頁のレジユメ（以下、レジユメ、章末附録①）とA3判の一覧表（以下、一覧表、章末附録②）が用意されておるかと思えます。それらの資料を参考にしていただきながら、これから話を進めさせていただきます。

まずA3判の一覧表「中央大学における大学史に関する委員会・事務組織の変遷」をご覧くださいと思います。中央大学の大学史は、組織的に見ますと、委員会としては理事長の諮問機関として「史料委員会」がおおもとにありました。目をレジユメ（一頁）に移してもらいますと、史料委員会が最初にあって、百年史編纂の方針を理事長に答申を出すということを起点として、その上で「百年

「史編集委員会」が発足しました。両委員会ともいわゆる親委員会で、特に史料委員会の方は常任理事の内一名が委員長、委員には学長以下、学部長、それから行政機構の各長（高等学校まで含む）という学内トップレベルの人が職務上揃っていたので、ことあればすぐに史料委員会を開けるかということ、そういうわけにはいかないのです。あまりにも組織が大きすぎて定期的に開催できないというのが、この委員会の特徴・性格でした。

さらに諮問機関ということで委員会自体が自発的な行動を起こせない、理事長から諮問されてはじめて答申ができるという組織的位置づけだったことで、史料委員会が機能的に動いていかなかったように思います。このような史料委員会をおおもととして、百年史編集委員会が発足しました。百年史編集委員会も親委員会なので、さほど定期的に開催されるものではありませんでした。

実際の活動の主体は、親委員会のもとにそれぞれ設置された小委員会すなわち「史料委員会専門委員会」と「百年史編集委員会専門委員会」でした。

大学史編纂課は、史料委員会とその専門委員会また百年史編集委員会とその専門委員会の事務を所管することになります。ただし百年史編纂が具体的に進展するとともに両専門委員会の委員が、おおむね重なっていたという事情もあって、結果的に史料委員会よりは、おもに百年史編集委員会専門委員会の事務を所管していたというのが実態でした。

大学史編纂課は、一九八〇（昭和五十五）年に広報部の一課として設置されますが、その前年に理事長室記念事業課から広報部広報

課に校史資料業務を移管するということが実際の起点となっていました。このことは今考えてみますと、時期的にこれは中央大学の多摩移転後のことで、一九八五（昭和六十）年が中央大学創立百周年の年にあたることから、移転を契機にしてその準備に取りかかったものと思われます。ちなみに、多摩移転は一九七八（昭和五十二）年のことでした。

大学史編纂課について、もう少し言いますと、広報部のもとに置かれたわけですが、これは私立大学の場合、大学史に関わる組織は大きく見て広報系と総務系（総務部や総務課）の二つに分かれるように思います。例えば日本大学の場合、大学史編纂課の上位組織は広報部ですが、明治大学の大学史資料センターは総務部総務課のもとにあります。

中央大学の場合、現在の広報室は二〇〇六（平成十八）年から法人系列の組織となっていますが、もともと広報部は法人系ではなく長らく教学系の組織でした。

はっきりしたことはわかりませんが、大学史編纂課を広報部のもとに置いたのは、当時、早稲田や明治など中央大学より古い歴史のある他大学の大学史の組織のあり方を参考にしながら、その活動や将来できるであろうと想定された年史を広報活動を通じてアピールすること、さらに教育活動の一環として見ていたことによるものであろうと思われます。

これまでお話ししてきたとおり、中央大学の大学史は多摩移転を契機に史料委員会とその専門委員会、また百年史編集委員会とその専

門委員会、そしてそれらの委員会事務を所管する大学史編纂課という形ではじまるわけですが、それ以前の年史について言いますと、中央大学は一八八五（明治十八）年に英吉利法律学校として創設されます。それから二十年経った一九〇五（明治三十八）年ちようど日露戦争が終わった年に初めて二十年史をつくり、以後、昭和戦前期までに三十年史、四十年史、五十年史を刊行しています。

戦後、一九五五（昭和三十）年に七十年史ができますが、その後八十年史は資料の散逸と編纂に係る予算と人員、さらに時間的な制約から中止となります。ちようどこの頃（一九六五（昭和四十）年）は大学紛争が激しくなっていく時期で、中央大学は「中大紛争」と言われるぐらい学生運動が激しくなります。こういうこともさまざま関わって八十年史編纂は中止になったのではないかと思われまます。九十年史については創立九十周年記念事業が多摩校舎落成を全面に打ち出したものとなった結果、事業計画に年史編纂事業は組み込まれませんでした。

中央大学の大学史編纂は戦前の四十年史と戦後の九十年史を例外として基本的に創立記念事業の一環として実施されてきましたが、一九八五（昭和六十）年に創立百周年を迎えるにあたり、七十年史から三十年の空白があったわけです。

三十年の空白というのは戦後の話ですが、それとは別に戦前についで言えば、英吉利法律学校創立からまもない一八九二（明治二十五年）年の神田大火、一九一七（大正六）年は自らの失火、そして一九三三（大正十二）年の関東大震災、都合三回の火災によって創立以来、本来学校に保管されていたはずの文書・記録類の多くを失い

ました。

百年史編集委員会専門委員会は発足当初、受け継ぐべき資料がほとんど皆無であったという状況を、「0からのスタート」と位置づけていました。

では、そのような状況にあって私たちはどのような作業をおこなっていったか、話を進めさせていただきます。

私が、一九八一（昭和五十六）年に大学院生のアルバイトとして最初に携わった作業は、かつて駿河台に在った学生会館の地下倉庫に残されていた（というよりそのまま放置されていた）茶箱十五箱に、中に何が入っているか全くわからない資料らしきものを、多摩キャンパスに移してそれを整理するというものでした。

レジュメ五頁の「大学史編纂課による学内資料調査一九八一年」の仮整理資料にありますように、大学史編纂課では、その資料群を中央大学文書の「学生会館倉庫」と名付け、同じ年に定められた「大学史資料収集要領」に沿って整理をおこなっていきました。しかし、実際には要領は実態に即していたとは言いがたく、やがて有名無実化していきました。この要領には、資料の分類項目としてまず大項目として文献史料、遺物史料、口述筆記・レコード・テープなどの口承資料、他大学の大学史などを含む参考文献の四つがあり、そのうち文献史料の中に文書、記録の中項目があつて、さらにその下に例えば文書では官庁文書や学校文書の小項目があり、学校（大学）が発した公的な文書は法人、学校（教学）の区別を付けて、当時は酸性紙の資料整理封筒に表題や年月日、差出（作成）・受取などを記入しながら資料ごとに整理を進めていきました。

今振り返って見ると、この最初の資料整理作業は、学内文書の整理という観点からすれば、今日で言うところの大学アーカイブ（機関アーカイブ）の範疇に入るのだろうと思います。しかし、当時はそのようなアーカイブという概念や方法論は資料の収集整理においてはなかったと思います。公文書館法などができる少し前の一九八〇年代後半に「アーカイブ」という言葉が出てきて、それが大学などで「アーカイブ論」として生きてくるのは九〇年代ではないでしょうか。

それでは、私たちはどのような仕方、方法で資料を整理していたかというと、当時の専門委員の先生方もおおかたそうでしたが、資料を整理するとき用いた方法は、先生方が関わっておられた県史や市町村史で一般的におこなわれていた整理方法を準用していたように思います。私も、当時、大学院に入り、自治体史で資料の調査や整理などをおこなっていた経験から、全く違和感なく大学史資料の整理を、自治体史の編纂・整理の方法をストレートに使い、おこなっていたように思います。

もう少し具体的に言いますと、大学会館倉庫に残された資料は、もとの部課室（原局）が全くわからないのです。こういうことですから大学アーカイブ論からすると特異ではありますが、そこにあったものは大学で生成され非現用となった文書類であったことは間違いないわけです。本来ですと残すものとそうでないものとの評価選別があつてしかるべきでした。しかし、そうした考え方や方法論がない（アーカイブそのものが成立していたとは言い難い）時代にあつては、自分たちが経験してきた自治体史の資料整理の方法、各

地域の旧家などから出てきた古文書を取り扱うのと同じ感覚、同じ要領でそれぞれの資料ごとに整理をしていくということをおこなっていました。

もっと具体的に言えば、仮に同じ内容の資料プリントが三十枚あつたとすれば、整理封筒に表題などの必要事項を記入し、枚数（点数）に「枚三十」と書くわけです。同じような内容が綴られた簿冊が十冊あつたとしたら、同じ表題で冊数を「十冊」と書くのです。その中から一つを保存用に残すなどという考えは全く想像もつきませんでした。つまり、その資料全部を保存すべき資料とみなし、そもそも評価選別するというような発想はありませんでした。

この背景には、多摩移転によつて、どれだけ学内文書が駿河台当時に廃棄されたのか、あるいは必要な文書がどれだけ多摩に移管されたのか、そうした情報が全くないまま作業に取り組んでいったことも影響していたように思います。つまり、大学会館倉庫に残された資料は数少ない駿河台時代の貴重な資料であるという前提に立って、あたかも旧家の古文書を扱うような整理方法を取らざるを得なかつたというふうに今思うわけです。

大学史編纂課では、大学会館倉庫の文書整理以来、これまで学内の部課室から文書の移管をおこなってきています。それは一九八六（昭和六十一）年に施行された「文書保存規程」に則っておこなわれているはずなのですが、実態はそうとは言い難いものでした。規程の最後には（校史の資料）の項目があつて、各課室の長は、廃棄時において史料の価値があると思われる保存文書については、大学史編纂課（現広報室大学史資料課）と協議し移管する。この場合、

保存文書目録にその事由を明記しなければならない、となっていない。

文書や記録の管理と云ったことからすれば、もとの部課室（原局）に文書目録があつて、現用から非現用となつた文書や記録が資料館、文書館、あるいは史資料室に移管資料ファイルデータとともに移されて、そのファイルデータに基づいて受入側（アーカイブ側）が一定期間を置くとしても評価選別の上、資料が保存されていくというのがアーカイブの一つの考え方、流れであると思ひます。ところが、私が中央大学でこれまで経験してきた文書移管の多くは、「移管」と位置付けてはいるのですが、実際には中に何が入っているのか開けてみないとわからないという状況の段ボール箱に詰められた資料であつて、箱数は数個から数十個というものでした。大まかにでも移管された文書目録ファイルがあつて整理ができるというわけではなく、箱の中にはファイル綴じのものもあれば、バラバラの資料もあり、結局、中に何があるのか確認することからはじめなければならず、一点一点資料の表題を手書きでとつて封筒に入れ、目録を作成し、後に一九八〇年代後半頃から目録の電子データ化がおこなわれていったというのが、これまでの大まかな実態です。もちろん、例外もあつて段ボール箱の中に何が入っているか、非常に少数ですが、原局のほうで資料のリストのようなものが貼られていて内容がわかる場合もありますが、それも必ずしも文書保存規程に則つて移管されたというわけではありませんでした。

大学史編纂課では、学内の他の部課室から編纂課に移つてきた文書という意味において移管という言葉を用いていましたが、これは

移管と言う言葉に本来内包されている文書保存規程に基づいたものというよりは、むしろ編纂課による収集に近い資料の受け入れであつたように思ひます。

レジュメ（六頁「現時点」）で未整理資料があることについて触れていますが、年度ごとに整理番号を付与していきまして、既に番号が付与されたものが約五万点、そのほか未整理のものが数多くあります。そこには文書移管のあり方が一つの背景にあること、それから、これはさきほどお話しした要領に従つて学内文書の整理を進めていたのとは別に一九八六（昭和六十一）年から学内刊行物（学部履修要項や大学案内、学生をつくつたビラやポスターなど学内で生成されたもの）や他大学の年史や紀要、資料保存機関の出版物などありとあらゆる印刷物を受け入れ順に年度番号を付与して整理していくことをはじめていました。

この台帳方式の受け入れ（レジュメ六頁「二〇〇一年時点」）では、部課室など学内の文書とは別に大学史編纂課で受け入れたさきほどのさまざまな資料がありました。これはある種大学史編纂課にくる資料は何でも登録するというようなことになりましたためレジュメにあるとおり、資料点数も毎年かなりの数（一九八六（昭和六十一）年から二〇〇〇（平成十二）年までに一万八千点以上）となつていたこと、また百年史編纂事業が本格化するにともない、箱詰めされた学内文書の整理に手が行き届かなくなつたという事情もありました。

今まで、お話ししてきたことは主に学内外から大学史編纂課がおこなつてきた二つの資料収集のあり方と整理についてでした。

ここからは、大学史編纂課が百年史編集委員会と専門委員会の事務を所管して、実際に百年史編纂事業に即して主体的にどのような歴史資料を収集し、それを百年史編纂に向けて有効利用するために何をつくってきたか、その概要をお話したいと思います（レジュメ二―三頁）。

百年史編纂事業がはじまったとき、それは「0からのスタート」であったと申し上げました。それまでの年史編纂事業で収集された資料はほとんど無きに等しい状況という認識でしたから、創立期以降の資料については、学外に目を向けざるを得ませんでした。東京都公文書館、国立公文書館などで中央大学関係資料の調査収集をおこない、さらに創立者が十八人もいるわけですからその調査もおこなわなければならない。ここで幸いであったのが、創立者のほとんどが東京大学の出身で、当時東京大学で百年史編纂がおこなわれていたことから東大の百年史編纂室に協力をお願いして創立者関係の資料調査・収集に努めました。ちなみに、レジュメ五頁にあります創立者などの資料調査も、いつ発見されるかわかりませんので、継続的に進めて現在に至っています。基本的には専門委員と囑託が手分けをして調査にあたるのですが、既に創立者と大学との接点が続いていて、資料になかなかたり着けないという状況も多々ありました。

その成果を来るべき百年史本編の基礎資料とすべく『中央大学史資料集』（レジュメ二―三頁）として各資料保存機関別、編年別に順次翻刻刊行していきました。例えば東京都公文書館ですと、一八八五（明治十八）年の設立願から学則の改正などを網羅的に収集して

資料集化を進めていきました。その中の一部資料については、一九八五（昭和六十）年の創立百周年記念出版として刊行した『図説中央大学』（レジュメ三頁）で写真資料を組み合わせて活用しました。

収集写真は、ネガ・ポジのフィルムがあるものとネガ・ポジのフィルムがないもので大きく二つに分類して（レジュメ六頁）、その点数はフィルムありがアルバム二百七十九冊十三万枚、フィルムなしがアルバム二百二十五冊七万枚ほどあります。これでもまだ整理は道半ばなのですが、大体主だつて使いそうな写真はデータベース化しています。

話は前後しますが、この『図説 中央大学』はレジュメの「中央大学百年史編纂要綱」中の第五条に見える写真編にあたります（レジュメ一―二頁）。

要綱では、このほか通史編、年表・統計・資料編、中央大学小史をつくる計画で、一九八一（昭和五十六）年度から一九九五（昭和七十）平成七）年度を目標にしていきましたから、最初に刊行可能な写真集を創立百周年記念式典にあわせてつくったわけです（レジュメ一頁）。

そのほか資料調査・収集を学内外にアピールするため『北海道大学百年史編纂ニュース』を参考に、『中央大学百年史編纂ニュース』を発行して資料収集・調査の協力をお願いしました（レジュメ二頁）。

また、独自に古書店などを通じて草創期の講義録などの収集に努めるとともに、収集資料の中から保存のため燻蒸作業、修復作業などをこれまで継続的に実施してきました。現在、貴重資料（古い講義録や卒業証書など紙媒体を中心に）約五千五百点を一九八五（昭

和六十)年から二十四時間温湿度管理の収蔵庫で保管しています。

このような資料の調査収集、整理、保管また資料集や編集ニュースの発行を進め、中央大学百年史の刊行計画案が策定されたのが、一九八九(平成元)年のことでした。当時の計画では、一九八九年度から資料編、統計年表編、通史編の三つについて同時に編集方針の検討に入り、統計年表編の作業に続いて資料編の作業に入り、統計年表編を一九九二(平成四)年度から翌九三年度初めに刊行し、資料編は同じ一九九三(平成五)年度中に刊行を終え、それらに基づいて一九九三(平成五)年度の終わりから通史編の原稿執筆に入り、一九九五(平成七)年度に刊行するといふかなり厳しいスケジュールのものでした。

これは、百年史編纂要綱に基づいた刊行計画(七年計画)でしたが、この時点で、時間的な制約もあって中央大学小史の作成が計画から外され、資料編、統計年表編、通史編の本編三巻構成の刊行計画となっていました。

この計画案が示された一九八九(平成元)年度には、『中央大学史紀要』も発行され、通史編執筆を前提とした百年史編集委員会専門委員会委員の先生方(つまり執筆委員)によって担当の時代やテーマに基づいた研究論考が掲載され、また嘱託が資料紹介をおこなうなどのことがはじまっています。

これまでお話ししてきましたことを改めてまとめますと、大学史編纂課での活動は、大学会館倉庫に残された学内文書の整理にはじまり、学内外の諸文書・諸資料を要領あるいは台帳方式で整理して順次受け入れていくと同時に、百年史編纂事業に関しては資料調

査・収集のため編集ニュースの発行、また収集資料の資料集化を図りながら、一九八五(昭和六十)年の創立百周年の時点では『図説中央大学』(写真集)の刊行をもってし、さらに紀要によって百年史本編に向けてその土台づくりを進めていったというものでした。

このような作業を踏まえて百年史本編は、どのようなものが、いつ完成したかと言えば、それは通史編上巻が二〇〇一(平成十三)年、下巻が二〇〇三(平成十五)年、年表・索引編が二〇〇四(平成十六)年、そして資料編が二〇〇五(平成十七)年と、二十一世紀に入ることでした(レジュメ三頁)。

この『中央大学百年史』全四巻の完結は、当初の刊行計画からすると、十年遅れと言うこととなります。この遅れの原因は何であったか、ということですが、一つには国立公文書館などの大学史の基礎資料の調査収集、資料化に時間がかかったと言うことがあげられると思います(レジュメ三頁)。また実際に通史編の執筆がはじまると、原稿がそろうまでにかかなりの時間を費やしたと言うことも事実です。

それと、これは今になって思うことですが、当時中央大学に先行して百年史の編纂事業がはじまっていた他大学もかなり長い時間を要していたということから、こうした事業はそもそも時間がかかるものだ、という漠然とした思いが正直あったように思います。

もちろん、無に近い状況から中央大学百年史編纂事業のために専門委員の先生方と大学史編纂課が一丸となって精力的に取り組んできたことも、これまでお話ししてきたとおりです。

百年史本編について、もう少し付け加えさせていただければ、当

初の計画から小史を断念しただけでなく、資料の集まり具合から統計年表編を年表索引編とし、百年分の年表に通史編上下巻の人名と事項の索引を付けたものとなりました。統計は年度によってデータが集まらない場合があるということがわかったので断念したのです。刊行順も、本来の計画では資料編や統計年表編をつくった後、それに基づいて通史編執筆を進めるという考えでしたが、実際は通史編から年表索引編、そして最後に資料編という形が実態になりました。最後に刊行した資料編は、通史編で利用した主な資料とその構成を活かしながら、それとは別に学則や日記、寄附行為などの項目を立て編年順に資料を掲載したものとなりました。

こうして『中央大学百年史』全四巻を完結した後、大学史編纂課では『中央大学百年史 編纂の記録』（レジュメ三頁）の作成に取りかかり、百年史編纂以前の年史、史料委員会、百年史編集委員会に係る記録、大学史編纂課における資料収集活動の記録、そして一九九七（平成九）年以降、大学史編纂課に集積された資料を中央大学の文化遺産として継承していくために繰り返しおこなってきた二〇〇五（平成十七）年の中央大学歴史館（仮称）に至るまでの諸施設要望の軌跡を一冊にまとめ、それを二〇〇七（平成十九）年に刊行し、大学史編纂課設置以来、二十七年間にわたった百年史編纂事業に終止符を打ちました。一覧表をご覧いただくと二〇〇七（平成十九）年が中央大学百年史編纂事業の大きな区切りとなっていることをご理解いただけるかと思えます。

大学史編纂課の嘱託については一九八三（昭和五十八）年から常時五人体制でありましたが、二〇〇七（平成十九）年度を契機に次

年度以降三人体制となり、現在はさらに二人体制となっています。

二十一世紀に入って百年史は完結したわけですが、ほぼ時を同じくして中央大学では創立百二十五周年記念事業がスタートしました。

その中で、大学史編纂課では百年史編纂事業で未完に終わった小史を何とか形にして学生や教職員、卒業生、そして一般向けに読みやすいものを作りたいという一心から、これも百年史編纂事業の過程で嘱託が中心となって一九八九（平成元）年から二〇〇二（平成十四）年まで百四十五回にわたって『学員時報』という卒業生向けの広報誌に連載した「タイムトラベル中大百年」という記事をベースに百二十五話からなる『タイムトラベル中大125』という冊子をつくりました（レジュメ四頁）。

また記念展示では、単に展示資料を見ていただくというのではなく、より身近に展示資料に接していただきたいという気持ちから二〇〇七（平成十九）年以来積み重ねてきた歴史とインタラクティブアートを融合させた展示にも力を入れ、二〇一〇（平成二十二）年の百二十五周年の記念式典にあわせて開催しました。これについては、時間がゆるせば、あとで実際にインターネットを通じて、どのようなものか、みなさんにその一端をご覧いただきたいと思えます（中央大学ウェブサイト▽白門ムービー▽ニュース▽中央大学創立百二十五周年記念式典（ダイジェスト版））。

こうした大学史編纂課が直接的に取り組んだこととは別に、学校法人中央大学の創立百二十五周年の大きな事業計画の一つに多摩キャンパスに二十一世紀館（仮称）という複合施設をつくり、その中に歴史館（仮称、展示・保管施設）を開設するという構想があり

ました。実際、一覧表にありますとおり大学史編纂課は二〇〇五（平成十七）年から歴史館（仮称）開設準備委員会の事務を所管することになりました。つまり大学史編纂課は史料委員会と歴史館（仮称）開設準備委員会の事務を所管するかたちになったわけです。

歴史にもしほありませんが、百年史編纂事業完結後、百二十五周年事業の一環として中央大学に博物館的機能（展示機能）と文書館的機能（大学アーカイブ機能）を併せ持った歴史館（仮称）という一つの施設が実現するかに思いましたが、今から三年前、二十一世紀館（仮称）そのものの建設計画の見直しということになりました。

そのような中で、大学史編纂課は、これまで百年史編纂事業の過程で蓄積されてきた資料を単に一私立大学のものとするのではなく、歴史資源として広く社会に公開していくことが自分たちの使命であると考え、この四月から法人付置の広報室の一課、大学史資料課となってスタートを切った次第です。

さて、時間も押して参りましたので、本日の副題そしてレジュメの最後に書いております百年史編纂事業を振り返って見て今思うことについて、三つお話しさせていただいてまとめたいと思います（レジュメ六頁）。

第一は、私立大学において年史編纂事業と今日的な大学アーカイブ（機関アーカイブ）は、おうおうにして渾然一体となっている、ならざるを得ない状況にあるように思います。

大学内においてアーカイブ組織と年史編纂事業の組織がそれぞれ

独立し分業体制がとられ、アーカイブに保存された大学の歴史資料が年史をつくる際に年史編纂の部署で利用されるのであれば、一番理想的でしょう。

しかし、これまで時代状況からしても実際にはアーカイブが先行して組織化されるのではなく、年史編纂事業にもなってアーカイブが意識化、実体化されてきたと私は思います。

年史とアーカイブ（機関アーカイブ）は別物であるという近年の大学アーカイブ論は話としてはよくわかるのですが、私の経験からすれば、年史あつてのアーカイブということになります。

中央大学の場合、これまでお話ししてきたとおり一九八〇（昭和五十五）年から二〇〇七（平成十九）年まで、じつに二十七年にわたる百年史編纂事業を通じて学内文書の収集整理、大学アーカイブが実践されてきました。

その有り様は、必ずしも文書のライフスタイル、文書保存規程に則ったものとは言い難いものでした。学内文書の中には、百年史編纂事業の過程で、ここでこの文書を受け入れなければ、そのまま廃棄されてしまうという思いから収集されたものもあつたと言えるでしょう。

百年史編纂事業を終えた大学史編纂課が、大学史資料課に衣替えしたというのは、組織として一つのあるべき方向、自然な流れであるように今は思います。

この二十七年間は、ある意味、中間保存期であつたと思うわけです。これからようやく資料課という名のもとで、新たに整理、評価選別がはじまっていくと、そのように捉えています。

実際、大学資料課のスタートにあたり、三月の史料委員会（持ち回り審議）で、一九八〇（昭和五十五）年の「大学史資料収集要領」に替えて、新たに「大学史資料の収集および保存に関する基準」を制定し、今年度四月から運用がはじまりました。但し、これは大学史資料課からのものであって、文書保存規程との整合性、評価選別の基準、原局の部課室との関係をお互いにどう構築していくか、大学アーカイブとして見たとき、それはひとり大学史資料課の問題というのではなく全学的な今後の大きな課題であろうと思います。

これから、もし仮に年史編纂事業と大学アーカイブを同時にこなう必要があるとすれば、学内文書の収集は全方位的に間口を広げるのではなく、例えば理事会資料を扱う法人の総務部、教学系であれば学長や学部長会議資料を扱う部課室など、大学運営の意思決定に関わる部課室、そこにターゲットを絞って、そのセクションとの文書のやりとりを通じて学内アーカイブを形作っていくことが、結果的に年史編纂事業にとって、あるいはその後の大学アーカイブ事業を展開する上で有益であるように思います。

第二は、年史編纂事業の成果物、すなわち資料集や紀要、さらに学則や講義録など収集資料を含めて、それを改めてどのように認識し、その価値を見いだしていくかということです。

年史編纂事業が本格化し、締め切りとの格闘を経て、実体として本編の刊行物ができると、内容は別にして本当にホッとします。ここで気をつけなければならないことは、年史に深く関われば関わるほど、おうおうにして、成果物に対する愛着と安堵感から、年史編纂事業でさまざまな刊行物をつくるのが自己目的化してしまうこ

とです。

もちろん編纂事業で通史編や資料編をつくることは目的であることは間違いないのですが、それは何のためにつくっているのか、そのことが、刊行物ができてしまうと、記憶の彼方に遠のいてしまう気がします。

中央大学の百年史編纂事業が終わって、成果物として資料集や百年史本編、さらに小史としての『タイムトラベル中大125』を目前にして今実感することは、これらはすべてコミュニケーションのためのコンテンツであり、またツール（道具）であるということです。何のためにこれらのものを長い時間と労力をかけてつくってきたのか、自問自答した結論は、年史編纂事業を通じて資料と対話をし、さらに人と人との対話を可能とするため、成果物が今存在するのだということに改めて思い知った次第です。

第三は、私たちが百年史編纂事業をはじめた頃は、現在のようないんターネットで全世界がつながるといようなことは、全く想像できませんでした。一九九〇年代以降、コンピュータ技術の急速な革新によって、あらゆるもの（情報）がつながりつつあります。

そのような時代にあつて、百年史編纂事業の成果物も、これまでのような単発、単体の刊行物、読み物というのではなく、まさにコミュニケーション・コンテンツ、インターネットテクノロジーの世界での知的資源・歴史資源として広く社会に情報発信できる環境が整いつつあります。

今日は、後ほど時間があれば、この場をお借りして中央大学のWEBサイトで大学史資料課が取り組みはじめた事例（中央大学ウェ

「ブサイト」中央大学の歴史「デジタルアーカイブズ」をご覧いただき  
たいと思います。

資料や成果物の切り口を換えることで、出来上がってしまったら、  
それで終わりというのではなく、それ自体が放つ価値の方向性を広  
げる。それが可能な時代にわれわれはいるのだということを確認す  
べきではないでしょうか。

このことを念頭に置いて、最後にお話ししたいことは、年史編纂  
事業や大学アーカイブにおいて、自分たちがつくり上げていく、つ  
くり上げてきた知的資源・歴史資源をどう社会に向けて発信してい  
くのか。歴史系・歴史畑の人材はもちろんのことですが、これから  
の時代には情報処理、情報設計に長けた人材が必要不可欠になっ  
ていくと思います。

私は今、二十一世紀という時代にあつて歴史もまた設計情報（デ  
ザインされるもの）の一つになりつつあるということを実感してい  
ます。ウェブサイトで公開することなどを念頭に置いて、年史のあ  
るべき姿を考えなければならぬ時代にあると思うわけで、紙媒体  
のものが果して将来の百五十周年や二百周年の時にあるかどうかは  
わかりません。

以上をもちまして、私の拙い話を終わらせていただきます。ご清  
聴ありがとうございました。

**【付記】** 本稿は、二〇一五（平成二十七）年五月二十二日に開催された「平成二  
十七年度立正大学史料編纂室主催講習会（於立正大学品川キャンパス十一号館  
第六会議室）における中川壽之氏による講演「大学史づくりの経験から―中央大  
学百年史編纂事業を振り返って見て今思うこと―」を当日の録音記録より活字化  
したものです。

(目的)

第三条 大学史編纂は、本学の建学の精神や伝統を顧み、その成立・発展の過程を明らかにして将来進むべき方向を展望し、本学の役割に関して教職員・学生及び卒業生の関心を高め、併せて本学の教育と研究の充実並びに日本の大学史研究の参考資料を提供することを目的とする。

(編纂方針)

第四条 大学史の編纂は、次の号に掲げる方針に基づいて行うものとする。

- 一 中央大学の百年にわたる歴史が、日本の近現代史の中で占める位置を明らかにする
- 二 資料は広範囲にわたって収集し、これを科学的・客観的に分析・解釈して叙述に用いる
- 三 資料の収集には、中央大学内外の多方面にわたる組織・機関及び個人の協力を求めるものとする
- 四 大学史の編纂・叙述には、高い格調を維持するとともに平易な文章を用い、図版、統計、資料等をできるだけ多く採録する

(編纂の規模・構成)

第五条 大学史の編纂は、次のような規模・構成によるものとする。

- 一 通史編
- 二 年表、統計、資料編
- 三 写真編
- 四 中央大学小史

(編纂期間)

第六条 大学史の編纂は、昭和56年度から昭和70年度までを目途とする。

(編纂の計画・実施機関)

第七条 本要綱に基づく大学史の編纂は、中央大学百年史編集委員会が担当する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和五十七年三月十五日より施行する。

出典：『中央大学百年史 編纂の記録』2007年、60-61頁

## II. 百年史編纂事業の成果

■百年史編集委員会・同専門員会による成果物

刊行物

1. 『中央大学百年史編集ニュース』第1号 1982/12/27 — 第37号 2007/09/28
2. 『中央大学史資料集』  
第1集 1984/03/05 東京都公文書館所蔵中央大学関係史料

附録①「レジュメ」

## 大学史づくりの経験から

—中央大学百年史編纂事業を振り返って見て今思うこと—

中央大学広報室大学史資料課  
嘱託職員 中川壽之

### I. 百年史編纂事業の経緯

#### 1. 百年史の編纂方針（中央大学史料委員会答申）

中央大学百年史編纂について（答申）

1981年12月8日中央大学史料委員会委員長 長谷川廣 → 学校法人中央大学理事長 渋谷健一  
中央大学百年史を編纂するにあたっては左の如き方針と計画にもとづいて、これを実施されることを望みます。

一、中央大学百年史は、本学の歴史について、建学の精神や本学の伝統をかえりみ、将来進むべき方向をも展望し、その成立発展の過程を明らかにするものである。また、それは、本学の役割に関して、教職員・学生ならびに卒業生（学員）の関心をたかめるとともに本学の教育と研究の充実にとってはもとより日本における大学史の研究にとっても十分に役立ちうるものでなければならない。

二、中央大学史編纂の今までの経過にかんがみ、本委員会においてすでに実施しつつある関係資料の収集整理の方針を継承し、さらにこれを拡充することが必要である。

三、以上の一、二の百年史編纂の基本方針ならびに経過をふまえ、早急にその具体的編集方針・編集の規模と構成および刊行時期等について検討し、決定すべきである。

四、右の三における編集方針以下については、すでに発足予定である中央大学百年史編集委員会において審議し決定することが望ましい。

五、昭和六十年内に予定される中央大学百周年記念式典までに、それにふさわしい形で右の計画の一部は実現できるようにする。

以上

出典：『中央大学百年史 編纂の記録』2007年、59-60頁

#### 2. 百年史編纂要綱の制定

中央大学百年史編纂要綱

（趣旨）

第一条 中央大学百年史（以下「大学史」という。）の編纂のため、この編纂要綱を定める。

（範囲）

第二条 大学史とは、学校法人中央大学及びその設置する学校等の歴史をいう。



- 第2集 1987/03/25 東京都公文書館所蔵中央大学関係史料（その2）  
第3集 1988/11/20 東京大学所蔵中央大学関係史料  
第4集 1989/03/25 菊池武夫関係史料 1 ※書簡編  
第5集 1989/12/25 国立公文書館所蔵中央大学関係史料（その1）  
第6集 1990/03/25 菊池武夫関係史料 2 日記編（1）  
第7集 1990/12/25 国立公文書館所蔵中央大学関係史料（その2）  
第8集 1991/03/25 国立公文書館所蔵中央大学関係史料（その3）  
第9集 1991/03/25 菊池武夫関係史料 3 日記編（2）  
第10集 1992/04/19 国立公文書館所蔵中央大学関係史料（その4）  
第11集 1992/03/28 菊池武夫関係史料 4 日記編（3）  
第12集 1994/02/26 国立公文書館所蔵中央大学関係史料（その5）  
第13集 1995/03/24 国立公文書館所蔵中央大学関係史料（その6）  
第14集 1996/03/22 国立公文書館所蔵中央大学関係史料（その7）  
第15集 1997/03/24 国立公文書館所蔵中央大学関係史料（その8）  
第16集 1998/03/20 国立公文書館所蔵中央大学関係史料（その9）  
第17集 1999/05/31 『法学新報』所載中央大学関係記事（その1）  
第18集 2001/02/28 『法学新報』所載中央大学関係記事（その2）  
第19集 2002/03/30 『法学新報』所載中央大学関係記事（その3）
3. 『中央大学史紀要』第1号 1989/03/20 — 第12号 2002/08/30
4. 『図説中央大学1885→1985』初版1985/11/01 再版2刷1990/10/25 ※百周年記念出版
5. 『中央大学百年史』全4巻 3315頁
- ・通史編上巻 初版 2001/03/31 初版2刷 2002/04/10 390頁
  - ・通史編下巻 2003/11/01 647頁
  - ・年表・索引編 2004/12/20 992頁
  - ・資料編 2005/06/15 1263頁 付録 主要人事一覧 23頁
6. 『中央大学百年史 編纂の記録』2007/03/20

■史料委員会・同専門員会による成果物

1. 『中央大学史資料集』

- 第20集 2008/03/25 『法学新報』所載中央大学関係記事（その4）  
第21集 2009/03/30 『法学新報』所載中央大学関係記事（その5）  
第22集 2009/12/24 『法学新報』所載中央大学関係記事（その6）  
第23集 2011/03/14 『法学新報』所載中央大学関係記事（その7）  
第24集 2012/02/20 『法学新報』所載中央大学関係記事（その8）  
第25集 2013/03/15 『法学新報』所載中央大学関係記事（その9）  
第26集 2014/03/25 『法学新報』所載中央大学関係記事（その10）

2001年時点 部課室からの移管資料とは別に各年次で受入れてきた資料

資料受入台帳	総点数	資料受入台帳	総点数
1986年度	989	1994年度	1,404
1987年度	655	1995年度	2,140
1988年度	294	1996年度	1,465
1989年度	994	1997年度	1,186
1990年度	861	1998年度	1,610
1991年度	975	1999年度	1,213
1992年度	2,174	2000年度	1,493
1993年度	1,399	合計	18,852

大学史編纂課におけるこれまでの整理方法

封入作業・年度0001からの整理番号付与 → text data → Excel data → Access data base

※このほかに2001年時点で学外から個人資料として合計約13,000点の資料を受贈し、仮整理をおこなう。

現時点

1. 現時点 整理番号付与済み資料 総数 約50,000点
2. 未整理資料 部課室・個人
3. 写真資料 整理番号付与済み
  - (1) ネガ・ポジフィルムあり アルバム数279冊 写真枚数約13万枚
  - (2) ネガ・ポジフィルムなし アルバム数225冊 写真枚数約7万枚

#### ■大学史編纂課による教育支援

法学部総合講座 中央大学と近現代の日本1・2 2004年－

※百年史編纂事業に携わってきた嘱託が兼任講師として専任教員とともに授業を分担

※中大WEB「知の回廊」放送100回記念「中央大学と近現代の日本」制作

### Ⅲ. 百年史編纂事業を振り返って見て今思うこと

1. 年史編纂事業と大学アーカイブズ（機関アーカイブズ） — 両立の可能性 —
2. 年史編纂事業における成果物 — その意味と価値 —
3. IT時代における年史編纂事業

以上

■創立者18人の資料調査 ※実施順

調査順	氏名	調査開始年次	調査順	氏名	調査開始年次
1	増島六一郎	1981年－	10	渡辺 安積	1993年－
2	菊池 武夫	1982年－	11	穂積 陳重	1995年－
3	岡山 兼吉	1983年－	12	藤田隆三郎	1996年－
4	山田喜之助	1983年－	13	渋谷 慥爾	1997年－
5	元田 肇	1985年－	14	土方 寧	1999年－
6	奥田 義人	1986年－	15	合川 正道	2001年－
7	磯部 醇	1986年－	16	西川鉄次郎	2009年－
8	岡村 輝彦	1991年－	17	高橋 健三	2010年－
9	江木 衷	1993年－	18	高橋 一勝	未調査

■大学史編纂課のよる学内資料調査 1981年－

1. 仮整理資料

2001年時点 学内（部課室）資料＜中央大学文書＞合計約5,500点

主な部課室名	種別	点数	年代	主な内容	備考
大学会館倉庫	収集	803	S21-S52	業務文書	ダンボール箱 約50
文書課	移管	1531	S21-S52	業務文書	ダンボール箱 約80
企画調査課	移管	873	T11-S56	業務文書・文部省関係	ダンボール箱 約35
理工学部事務室	移管	180	S09-S47	業務文書（全校分）	ダンボール箱 約11
厚生課	移管	200	S24-S62	業務文書	ダンボール箱 約16
大学史編纂課	移管	806		業務文書	編纂課設置時移管

大学史編纂課におけるこれまでの整理方法

大まかな分類→封入作業→手書き仮目録→text data →（Excel data）→ Access data base

## する委員会・事務組織の変遷

大学史編纂課	中央大学歴史館（仮称）開設準備委員会
史料委員会事務、総務部取扱	
理事長室記念事業課へ事務移管	
広報部広報課へ事務移管	
広報部に大学史編纂課設置（史料委員会事務移管）※教学系組織	
百年史編集委員会の事務所管	
史料収蔵庫管理内規施行	
入試・広報センター事務部大学史編纂課	
中央大学歴史館（仮称）開設準備委員会の事務所管	教学のもとに中央大学歴史館（仮称）開設準備委員会設置 創立125周年記念プロジェクト開始 「中央大学歴史館（仮称）の基本構想について（報告）」※学長宛 「中央大学歴史館（仮称）開設準備室の設置について（お願い）」※学長宛
入学センター事務部大学史編纂課	
	「中央大学歴史館（仮称）建設に関する要望」※副学長宛
	「中央大学歴史館（仮称）開設準備室の設置について（要望）」※学長宛
	21世紀館（仮称）建設事業計画の見直し公表
広報室大学史資料課 ※法人系組織に改組	

### 刊行物一覧

中央大学百年史編集ニュース1-37	1982年-2007年
中央大学史資料集1-27	1984年-継続
中央大学史紀要1-19	1989年-継続
図説 中央大学 1885→1985	1985年
中央大学百年史 通史編上巻	2001年
中央大学百年史 通史編下巻	2003年
中央大学百年史 年表・索引編	2004年
中央大学百年史 資料編	2005年
中央大学百年史 編纂の記録	2007年
タイムトラベル中大125	2010年
学びのたから 中央大学の起源・絆・記憶	2011年

### 展示一覧（学内関係）

中央大学100年のあゆみ	1985年
創立記念式典にみる中央大学の歩み展	1988年
花井卓蔵展-ある法曹家の足跡と理想-	1991年
赤い襷の軌跡-中大アスリートたちの箱根駅伝-	2006年
駿河台の記憶-光と記憶のジオラマ-	2007年
駿河台から多摩へ-光と記憶のジオラマ-	2008年
学員のまなざし	2009年
学びのたから 中央大学の起源・絆・記憶	2010年
中央大学とイギリス	2011年
戦前の中央大学におけるドイツ学の源流	2012年
遺物が語る中央大学の歴史	2012年
戦争と大学-その時代と学生-	2014年

附録②「一覧表」

中央大学における大学史に関

年	中央大学史料委員会	中央大学百年史編集委員会
1976(S51)	理事長の諮問機関として中央大学史料委員会設置	
1978(S53)		
1979(S54)		
1980(S55)	史料委員会専門委員会発足	
1981(S56)	大学史資料収集要領制定/百年史編纂について(答申)	法人のもと中央大学百年史編集委員会発足
1982(S57)		百年史編集委員会専門委員会発足
1982(S57)		百年史編集委員会規程、百年史編纂要綱施行
1985(S60)	創立100周年記念式典挙行	
1989(H01)		百年史(資料編・通史編)構成案、百年史刊行計画案
2005(H17)		
2006(H18)		
2007(H19)	資料集・紀要の編集主体を百年史編集委員会専門委員会から史料委員会専門委員会に変更	
2007(H19)		百年史編集委員会・同専門委員会 解組
2008(H20)		
2008(H20)		
2008(H20)		
2010(H22)	創立125周年記念式典挙行	
2012(H24)		
2015(H27)		

主要参考文献

『中央大学百年史 編纂の記録』 2007年発行

『2011(平成23年度)学校法人中央大学事業報告書』2012年5月19日(中央大学ウェブサイト)

「大学史資料課の誕生」(学内ウェブサイト広報誌 Chuo Vision 第27号 2015年3月16日発行)

## 余録

## 野村耀昌編 『立正大生活』

野沢佳美

ほとんど五分ごとに電車がすさまじい響を立てて五反田駅のホームに滑りこむと、朝のラッシュ・アワの乗客がどつとホームにあふれ出る。もみ合う人波のそここに角帽が揺れ浮かび、瑞々しい瞳の輝きを見つけたと思うと、すぐに階段口から消えて行く。……春が来て、遂にその巣立ちの日、卒業生は卒業証書に万感の想いをこめて、胸に抱き、若い駅員に、「では、さようなら。とうとうお別れですね、元気でね！」などと言って別れを惜しんで行く。……

右は、立正大学（以下、本学と略）で刊行されてきた「年史」類の基本文献の一つである野村耀昌編『立正大生活』（現代思潮社、一九五三（昭和二十八）年十一月刊、B6版、二〇六頁。以下、本書と略）の第一部・生活篇の冒頭の一文である。太平洋戦争後間もない頃の五反田駅の一コマを綴ったもので、往時の様子が目に浮かぶ。

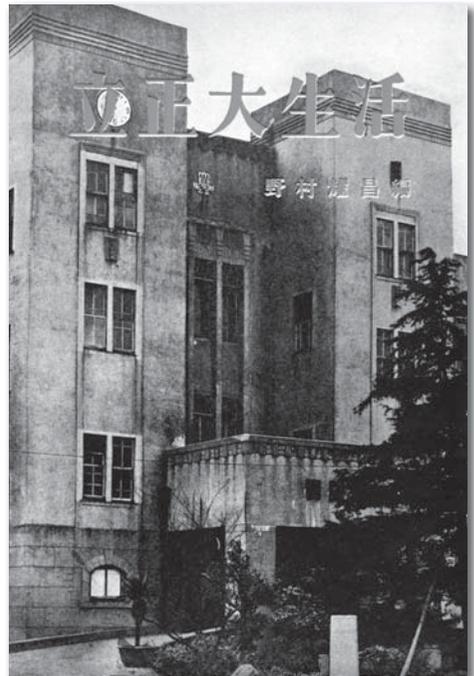
本書は本学「年史」類の参考文献一覧に書名

こそ列記されるが、これまで紹介されることはなかった。とりわけ、戦後の本学の状況を伝える貴重な文献であることを考えれば、なんとももったいないことである。そこで本欄を利用して改めて本書を紹介してみたい。

ところで本書は、現代思潮社が「大学生活シリーズ」と銘打って刊行（一九五二（昭和二十七）〜一九五四（昭和二十九）年）したなかの一書である。本書の帯に記されている「大学シリーズに就いて」の一文には、刊行目的と基本方針とが格調高く、次のように語られている。

全国の大学は、今年の三月で旧制を終了し、新制一本の新学制の下に、輝やかしく発足することになりました。この機会に小社は、全国の主要大学にその抱負を問い、文教のいよいよ隆昌ならんことを折念して、本シリーズの刊行を企図したのであります。

編集に当たっては、従来の学校案内書の通弊を避け、各大学のスクール・カラー豊かに学生生活の実態を紹介し、その学生生活の裡におのずから建学精神、育成方針、沿



『立正大生活』表紙

革、伝統が反映し、しかも学生の逢着する凡ゆる問題、そしてその悲苦哀歎が精彩に描かれることを基本方針としました。

今後大学当局並に読者の御協力を得て、一層の充実に努力する存念であります。

本書刊時点で、現代思潮社から刊行されたのは東大・早稲田・慶應義塾・立教・明治・法政・中央・専修・明治学院・青山学院・川村学園・上智の各大学であり、「近刊」として日大・日本医大・国学院・東京女子・昭和女子・同志社・関西・関西学院・関東学院の各大学名が挙がっている（本書巻末の同社広告欄、および帯広告欄）。

さて本書は、本学が新制大学として設置認可

(一九四九(昭和二十四)年、仏教学部・文学部)され、翌年短期大学部および経済学部設置許可を受け、石橋湛山が第十六代学長に選出(一九五二(昭和二十七年十二月)された翌年十一月に刊行されている。その編集を手掛けたのが当時仏教学部助教授であった野村耀昌氏である。その序文によれば「……今や創立五十年を迎えんとしている。この書は、その記念の一つとして編輯されたものである」と、その刊行目的が語られる。日蓮宗大学林が設置(一九〇四(明治三十七)年)されて以降、本書刊行の翌一九五四(昭和二十九)年が創立五十年に当たる。本書には多数の教授・助教授・講師・職員および学生が協力しているが、おそらく執筆は編者・野村氏ひとりの労によるものである。野村氏は中国・西域仏教史を専門とし、学位請求論文「周武法難の研究」にて立正大学より文学博士を授与され、仏教学部教授を経て一九八七(昭和六十二年)に定年退職。本学名誉教授となり、一九九七(平成九年)年に没。『法華経史話』『周武法難の研究』など著書・論文等多数。また、刻字作家としても著名である。

本書の構成は以下の通りである。

口絵・序／第一部 生活篇／第二部 伝統の継承と発展／第三部 行政・学術篇／第四

部 入学・就職篇／第五部 資料篇／校歌

第一部は、本学の周辺描写から始まり、続いて文学・仏教・経済の各学部および大学院の紹介を教員と学生の会話を交えながら進むというユニークな構成を取り、クラブ活動や自治活動、生活費などに及ぶ。とりわけ宗学科二部学生の「手記」や、当時の生活費データは興味深い。

第二部は、本学の校章に使用される「橘」の由緒や本学の気風との関係に始まり、太平洋戦争を境に変化した学生の生活や気質について、女子学生の「手記」や教職員の回想をもつて綴る。

第三部は、まずは創立五十年の回顧が編年をもつて詳細に記録され、本学大学史においては大変重要かつ貴重な部分を成す。続いて、本学を含む「立正大学学園」の組織構成、大学院を含めた各学部・学科・研究室および各研究所、さらには高校・中学校等の沿革・現状や特徴がそれぞれの教員スタッフとともに詳細に示される。戦後当時の本学(本学園)の状況をこんにちに伝える数少ない基本データである。

第四部は、まずは高校生に向けた入学に関する情報、入学前・入学後の「心得」が簡潔に示され、続いて卒業後の就職への対応につき、一九五三(昭和二十八)年春より発足した学生の職業指導を担当する厚生課(現在のキャリアアポート・センターに相当)の課長のコメントを

収録する。

第五部は、学園・大学・高等学校・中学校の教職員の名簿一覧、大学学則(抄)、本学の各学部・短期大学の開設科目・担当教員一覧・募集要項など、当時の基本データが収められている。

なお、巻頭には石橋湛山学長および本学本館を始め、当時の本学の様子を伝える貴重な写真が口絵として収められ、巻末には校歌が掲載されている。

「大学生活シリーズ」によって刊行された各大学の『〇〇大生活』は、独自の構成を取る大学の「手記」、学則・校歌・口絵写真など、多くは本書と同様な構成を取っている。現代思潮社の編集方針に沿ったものである。

とまれ本書は、戦後の本学の様子や教職員・学生の状況を直截にこんにちに伝えており、併せて収録される基本データともども、本学大学史研究にはかけがえのない一書である。

今年も卒業式シーズンを迎えるなかで、五反田駅は往時を偲ぶ痕跡が見られないほど変貌を遂げたが、本学の創立一五〇周年に向けた「年史」編纂、さらにはその後も継承される編纂室事業にあつて、本書は変わらぬ価値を持ち続けることであろう。



月日	業務・行事	内容	月日	業務・行事	内容
7月～8月			7月27日(日)	オープンキャンパスにて写真展開催	【テーマ】「りっしょう物語ー写真と史料でふりかえる立正大学」
7月1日(火)	『立正大学学園新聞』「史料編纂室だより」連載第1回掲載	【タイトル】「史料編纂室を開設しました！」(126号・平成26年7月1日発行)	8月3日(日)		
7月2日(水)	第1回 オーラル・ヒストリー実施	第1回目として本学沼義昭名誉教授に対して聞き取りを実施	8月17日(日)		
7月8日(火)	課内勉強会開催		8月23日(土)		
7月15日(火)	リーフレット『モラリすと学ぼう立正大学の歴史』作成	【テーマ】「デジタル・アーカイブズについて」	8月24日(日)		
7月15日(火)	第6回 史料編纂室会議	史料編纂室・編纂課業務分掌、史料編纂室主催講習会、文学部90周年への協力、編纂室ニューズレターについて等	9月		
7月17日(木)	第90回 全国大学史資料協議会東日本部会研究会	【テーマ】「東京外国語大学文書館の設立経緯とその活動」 「東京外国語大学文書館における展示活動の実践」 於…東京外国語大学府中キャンパス	9月～10月	中村元記念館開催「立正大学のあゆみ展」への史料の提供	10月7日(火)～11月9日(日)、島根の中村元記念館にて開催の「立正大学のあゆみ展」に、史料編纂室所蔵史料および40周年記念特別展「石橋湛山と立正大学」にて使用した史料編纂室作成展示パネルデータなどを提供
7月22日(火)	国文学研究資料館主催	国文学研究資料館主催「平成26年度アーカイブズ・カレッジ	9月16日(火)	第7回 史料編纂室会議	本年度後半の業務課題について等
8月8日(金)	アーカイブズカレッジ研修受講		9月22日(月)	第1回 立正大学史料編纂室主催講習会開催	【テーマ】「アーカイブズとは何か」 講師…高橋実氏(前)日本アーカイブズ学会会長/国文学研究資料館名誉教授)を招き、アーカイブズに関する講習会を開催。他大学からも参加者を募る(5校参加)
8月25日(月)			10月		
9月12日(金)		コース」に専門員2名参加	10月1日(水)	『立正大学学園新聞』「史料編纂室だより」連載第2回掲載	第2回「池上本門寺から現在地へ移転」(127号・平成26年10月1日発行)

月日	業務・行事	内容	月日	業務・行事	内容
10月6日(月)	課内勉強会開催	【テーマ】「著作権について」	11月27日(木)	第4回 学園アーカイブセミナー	【テーマ】「誰にでも歴史あり」北里柴三郎とアーカイブズ 「いま学園アーカイブに持つ視点」一年史編纂とアーカイブを実践して 於…北里研究所白金キャンパス
10月16日(木)	第8回 史料編纂室会議	「立正大学史料編纂室紀要(仮称)」に関する編集方針(案)について等	12月2日(火)	大学史関連施設見学	見学先…京都国立博物館・京都大学文書館・同志社大学社史資料センター 平成27年度業務計画(案)について等
10月25日(土)	立正大学文学部創設90周年記念講演会・祝賀会	【テーマ】講演会「ともに生きる」、祝賀会「立正大学文学部創設90周年の歩み 軌跡と躍進」 於…品川キャンパス(講演会)、目黒雅叙園(祝賀会)	12月4日(木)	第10回 史料編纂室会議	平成27年度業務計画(案)について等
11月			12月4日(木)	第92回 全国大学史資料協議会東日本部会研究会	【テーマ】「東京都公文書館の活動概要・所蔵史資料・検索システム等について」 於…東京都公文書館
11月2日(日)	立正大学ホームカミングデーにて写真展開催	【テーマ】「写真でみる立正大学のあゆみ」 校友課へ展示パネル貸出。また展示ブースにてリーフレット、『立正大学の「一四〇年」等を配布	12月9日(日)	第2回 史料編纂室運営委員会	150周年史編纂計画について等
11月11日(火)	課内勉強会開催	【テーマ】「デジタル・アーカイブズの著作権処理について」	12月13日(土)	石橋湛山研究会への展示パネル貸出	当室所蔵史料よりパネルを作成のうえ貸出
11月11日(火)	第9回 史料編纂室会議	『立正大学150年史(仮称)』編纂事業工程表(案)について等			

日	業務・行事	内容
1月		
1月1日(木)	『立正大学学園新聞』「史料編纂室だより」連載第3回掲載	第3回「大崎校地再建を辰野金吾氏に依頼」（128号・平成27年1月1日発行）
1月20日(火)	第11回 史料編纂室会議	退職職員の聞き取りについて等
1月22日(木)	第93回 全国大学史資料協議会東日本部会研究会	【テーマ】「創立者・神奈川大学史展示室について」「神奈川大学日本常民文化研究所展示室について」「企画展示室・近藤友一郎和船模型の世界について」 於…神奈川大学横浜キャンパス
1月25日(日)	ニュース・レター『立正大学編纂室の栞』発行	
1月26日(月)	編纂室「紀要発行要領制定」	
2月		
2月10日(火)	第12回 史料編纂室会議	第3回史料編纂室運営委員会について等
2月15日(日)	平成26年度 第2回 史料調査	調査先…本法寺（京都）
2月17日(火)		
3月		
3月5日(木)	第13回 史料編纂室会議	第3回史料編纂室運営委員会について等
3月10日(火)	第3回 史料編纂室運営委員会	平成26年度史料編纂室事業報告等

平成26～27年度立正大学史料編纂室運営委員一覧

- 編纂室長 奥田 晴樹(文学部教授)
- 委員 安中 尚史(仏教学部教授)
- 委員 野沢 佳美(文学部教授)
- 委員 平 伊佐雄(経済学部准教授)
- 委員 高見 茂雄(経営学部教授)
- 委員 早川 誠(法学部教授)
- 委員 三友 量順(社会福祉学部教授)
- 委員 米林 伸(地球環境科学部教授) 【平成26年度】
- 委員 鈴木 厚志(地球環境科学部教授) 【平成27年度】
- 委員 今村 泰子(心理学部教授) 【平成26年度】
- 委員 川名 好裕(心理学部教授) 【平成27年度】
- 委員 角田晋太郎(学長室部長・大学史料編纂課長)

平成26～27年度立正大学史料編纂室スタッフ一覧

- 奥田 晴樹(室長・文学部教授)
- 角田晋太郎(学長室部長・大学史料編纂課長)
- 島津千登世(専門員・アーキビスト)
- 佐藤 康太(専門員)
- 野崎 要(専門員)
- 河井 宏幸(大学史料編纂課)
- 佐藤 研一(大学史料編纂課)
- 松尾 優子(大学史料編纂課)

【すべて平成28年3月現在】

平成26～27年度立正大学史料編纂室専門委員一覧

- 委員(総務・広報) 早川 誠(法学部教授) 【責任者】
- 委員(総務・広報) 平 伊佐雄(経済学部准教授)
- 委員(史料調査・収集) 安中 尚史(仏教学部教授) 【責任者】
- 委員(史料調査・収集) 寺尾 英智(仏教学部教授)
- 委員(史料整理・保存) 野沢 佳美(文学部教授) 【責任者】
- 委員(史料整理・保存) 石山 秀和(文学部准教授)
- 委員(研究・編纂企画) 北村 行遠(文学部教授) 【責任者】
- 委員(研究・編纂企画) 清水 海隆(社会福祉学部教授)

## 立正大学史料編纂室規程

平成26年4月1日  
規程第267号

### (設置)

第1条 立正大学学則第9条の規定に基づき立正大学史料編纂室（以下「編纂室」という。）を置く。

### (目的)

第2条 編纂室は、本学（付属中学・高等学校等を含む。）の歴史および関係者の業績に関する資料の収集・保存、調査・研究、展示・出版などを通じて、建学の精神を明らかにし、本学の発展に資することを目的とする。

### (所管事項)

第3条 編纂室は、前条に規定する目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 資料の収集、整理および保存
- (2) 調査、研究およびその成果の発表
- (3) 展示会、講演会、公開講座等の開催
- (4) 大学史に関する教育への支援
- (5) 資料の公開およびレファレンスに関する事項
- (6) その他、目的達成に必要な事項

### (職員)

第4条 編纂室に次の職員を置く。

- (1) 編纂室長
- (2) 課長
- (3) 職員
- (4) 専門員

### (編纂室長)

第5条 編纂室長は、全学協議会に諮り、本学専任教職員より学長が任命する。

2 編纂室長は、編纂室を代表し、編纂室の業務を統括する。

3 編纂室長の任期は、3年とし、再任を妨げない。

4 編纂室長が欠けたときは補充しなければならない。この場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

### (編纂室長の特別報告事項)

第6条 編纂室長は、当該年度の事業計画および事業経過を学長に報告し、承認を得なければならない。

2 編纂室長は、事業計画に変更の必要が生じた場合、速やかに学長に報告し、承認を得なければならない。

### (運営委員会)

第7条 大学史料編纂業務の円滑な運営に必要な事項を検討するため、大学史料編纂室運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

### (運営委員会の構成)

第8条 運営委員会は、次の者をもって構成し、学長が委嘱する。

- (1) 編纂室長
- (2) 各学部から選出された専任教員 各1名
- (3) 編纂課長
- (4) その他編纂室長が特に指名した者 若干名

### (運営委員の任期)

第9条 前条第2号の運営委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 任期中に欠員が生じた場合は、運営委員を補充し、任期は前任者の残任期間とする。

### (運営委員会の運営)

第10条 運営委員会は、編纂室長が招集する。

- 2 議長は、編纂室長が務める。
  - 3 学長および理事長は、運営委員会に出席し、意見を述べることができる。
  - 4 編纂室長は、必要に応じて運営委員会に運営委員以外の者を出席させることができる。
- (運営委員会の審議事項)
- 第11条 運営委員会は、次の事項を審議する。
- (1) 編纂室の管理運営に関する事項
  - (2) 編纂室の研究・事業内容に関する事項
  - (3) その他必要と認める事項
- (専門委員)
- 第12条 編纂室に専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、以下の者とし、学長が委嘱する。
- (1) 運営委員会から推薦された教職員 若干名
  - (2) 大学史に関して専門知識を有する教職員 若干名
- 3 専門委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。
- (事務所管)
- 第13条 大学史料編纂室に関する事務については、学長室大学史料編纂課が所管する。
- (改廃)
- 第14条 この規程の改廃は、運営委員会が発議し、所定の議を経て行うものとする。
- 2 前項に規定するもののほか、この規程の改廃の最終決定は、立正大学学園規約類の制定に関する規程第6条の規定による。
- 附 則
- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
  - 2 これに伴い平成22年7月28日施行(規程第257号)「立正大学史編纂委員会規程」は廃止する。

## 編集後記

『立正大学史紀要』の記念すべき創刊号をお届けいたします。

立正大学史料編纂室は、来る本学創立150周年へ向けた『立正大学150年正史(仮称)』の編纂とその校史関係資料の保存管理を担う(いわゆる大学アーカイブズ)機関として、2014(平成26)年4月に発足いたしました。

大学史編纂と大学アーカイブズの目的は、①「建学の精神(アイデンティティ)」を明らかにし、大学の特色化と自校史教育につなげること、②研究・教育機関としての公共性から、社会への説明責任(アカウンタビリティ)を果たすこと、の二つにあるとされます。このことを考えても、山崎学長の創刊の辞にもありますとおり、編纂室による研究紀要の刊行は重要な意義をもっています。

さて、本紀要は、編纂室による研究活動の成果を広く発信する媒体であると同時に、本学の悲願である「正史」上梓への足掛かりとしての役割も帯びています。本号は「大学史本編」と「大学史編纂事業」の両面を意識することができたのではないかと思います。

最後に執筆者、ならびに貴重資料の調査でご協力いただきました本法寺の皆様、この場を借りて御礼申し上げます。

(編集担当)

執筆者紹介（掲載順）

山崎 和海（立正大学長）  
早川 誠（立正大学法学部教授）  
野崎 要（立正大学史料編纂室専門員）  
安中 尚史（立正大学仏教学部教授）  
佐藤 康太（立正大学史料編纂室専門員）  
中川 壽之（中央大学広報室大学史資料課嘱託職員）  
野沢 佳美（立正大学文学部教授）

---

立正大学史紀要 創刊号

---

2016（平成28）年3月25日 発行

編集・発行 立正大学史料編纂室  
〒141-8602 東京都品川区大崎4-2-16  
TEL 03-3492-2690 FAX 03-5487-3339  
印刷 株式会社 白峰社

---

ISSN 2423-9542

---

# JOURNAL OF THE HISTORY OF RISSHO UNIVERSITY

Vol. 1 March 2016

---

## CONTENTS

In the first issue of "Journal of the History of Rissho University"

Kazumi YAMAZAKI (2)

### Articles:

Tanzan ISHIBASHI following the end of the purge in 1951

Makoto HAYAKAWA (5)

Rissho University archival description

Kaname NOZAKI (25)

### Documents:

Explanation of Kyoto Honpou-ji and Nichirenshu-Daigakurin documents

Naofumi ANNAKA (41)

A reprint of the Nichirenshu-Daigakurin documents, including university regulations  
and rules related to the Honpou-ji collection

Kota SATO (47)

### Lecture:

What I learned from the university's historiography business: I reviewed the editing business  
across 100 years of Chuo University's history, and now believe

Toshiyuki NAKAGAWA (81)

### Column:

Additional information from the university's historic archives

Yoshimi NOZAWA (100)